

スコボラミン、其化合物並製劑
カラバル豆製劑

ストロファンチン

ストリキニーネ、其化合物並製劑（但ストリキニーネ〇・〇ニプロセント以下ヲ含有スル次亞磷酸鹽

舍利別ヲ除ク）

河豚毒成分並製劑

可溶性ウラニウム鹽類

ヴェラトリン、其化合物並製劑

▲劇毒

アセトアニリド製劑（但一丸、一錠中〇・一グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク）

クロール醋酸類

石炭酸製劑（但純石炭酸五プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク）

クローム酸鹽類

ヂエチールバルビツール酸化合物並ヂエチールバルビツール酸又ハ其化合物ノ製劑

ヂアルリールバルビツール酸、其化合物並製劑

フェニールエチールバルビツール酸、其化合物並製劑

ブローム水素酸

鹽酸含有物（但クロール水素十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク）

硝酸含有物（但純硝酸十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク）

王 水

ピクリン酸鹽類

發煙硫酸

硫酸含有物（但純硫酸十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク）

アドレナリン鹽類製劑

エチールモルヒネ、其鹽類並製劑

アガリチン鹽類並アガリチン又ハ其鹽類ノ製劑

アンチピリン又ハ其化合物ノ製劑（但一丸、一錠中純アンチピリン〇・三グラムヲ含有スルモノヲ除ク）

強アムモニア水

苦扁桃水

アンチモニウム、化合物並其製劑（但軟膏劑並含硫黃ヲ除ク）

銀鹽類並其製劑（但クロール銀プロテイン銀並其製劑ヲ除ク）

金 鹽 類

バリウム化合物（但硫酸バリウムヲ除ク）

ベラドンナ葉、草、根、並其製劑

ブロームヂエチールアセチール尿素、其化合物並製劑（但一錠中純ブロームヂエチールアセチール尿

素〇・一グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク）

ブロモフォルム

カドミウム、並其化合物
 カフェイン鹽類並カフェイン又ハ其鹽類ノ製劑（但一丸、一錠中純カフェイン〇・一グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク）
 プローム樟腦製劑
 カンタリスノ酒精又ハエーテル製劑
 硫化炭素
 セリウム鹽類
 クロ、フォルム製劑（但クロ、フォルム擦劑、クロ、フォルム油並純クロ、フォルム二十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク）
 コカイン、其化合物並製劑
 コデイン、其化合物並製劑
 コタルニン其化合物並製劑
 銅化合物
 チギタリス葉製劑
 チメチールアミドアンチピリン化合物並チメチールアミドアンチピリン又ハ其化合物ノ製劑（但一丸一錠中純チメチールアミドアンチピリン〇・一グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク）
 サピナ葉並其製劑
 糖 質
 コロシント製劑
 グアヤコール製劑（但一膠囊、一丸、一錠中純グアヤコール〇・〇五グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク）

藤黄並其製劑
 印度大麻草製劑
 ドクゼリ並其製劑
 コニウム草並其製劑
 ヒヨス葉、草並其製劑
 ロペリア草製劑
 曼陀羅、草、葉、子並其製劑
 黃荳葉、草、根並其製劑（但硬膏劑軟膏劑及坐劑ヲ除ク）
 烟草製劑
 ヒドラスチン、其鹽類並其製劑
 ヒドラスチニン其鹽類並製劑
 ヒドロオキシールアミン並其鹽類
 亞クロール汞、黄色ヨード汞、油酸汞並白降汞ノ製劑（但軟膏劑ヲ除ク）
 ヨード製劑（但稀ヨード丁幾ヲ除ク）
 ヨードフォルム製劑（但純ヨードフォルム十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク）
 ヨドール
 カリウム
 重碳酸カリウム
 苛性カリ並苛性ナトロンノ製劑（但純水酸化カリウム並純水酸化ナトリウム五プロセント以下ヲ含有

スルモノヲ除ク)

クロール酸カリウム製劑(但純クロール酸カリウム十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク)

ヨードカリウム製劑(但ヨードカリウム錠、純ヨードカリウム十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク)

クレオソート製劑(但一膠囊、一丸、一錠中クレオソート〇・〇五グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク)

ヂアセチールモルヒネ、其鹽類並製劑

ナトリウム

ニトロベンツオール

メチールスルフオナル製劑

モノブROOMワレリアニール尿素並其製劑(但一錠中純モノブROOMワレリアニール尿素〇・一グラ

ム以下ヲ含有スルモノヲ除ク)

揮發苦扁桃油(但ベンツアルデヒードヲ除ク)

ラウリルケルス油

サビナ油

揮發芥子油

阿片製劑(但其坐劑ヲ除ク)

バントボン、其類似品並製劑

バラアルデヒード並其製劑

バラアミノベンツオイルヂエチールアミノエタノール、其化合物並製劑

フエナセチン製劑(但一丸、一錠中純フエナセチン〇・二五グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク)
フエノールフタレイン製劑(但一丸、一錠中純フエノールフタレイン〇・一グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク)

汞 灰 散

アコニツト根製劑

烏頭、附子並其製劑

コルヒクム根、子並其製劑

ゲルゼミウム根並其製劑

吐根製劑(但吐根錠中吐根一プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク)

ヤラツバ根製劑

商陸製劑

藜蘆根並其製劑

ヤラツバ脂製劑(但藜蒼ヤラツバ丸、複方大黃丸及ヤラツバ石鹼ヲ除ク)

サントニン製劑(但一丸、一錠中純サントニン〇・〇二グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク)

麥角製劑

コツケルス子

巴豆並其製劑

イグナチユース子並其製劑

サバジルラ子並其製劑

ストロファンツス子製劑

番木鱉製劑

鱉酥並其製劑

ストリキニーネO・Oニプロセント以下ヲ含有スル次亞磷酸舍利別

スバルテイン其化合物並製劑

錫 鹽 類

スルフオナール製劑

タルリン、其化合物並製劑

テオプロミン、其化合物並製劑(但一丸、一錠中純テオプロミンO・一グラム以下ヲ含有スルモノヲ

除ク)

テオフィルリン製劑

トロバコカイン其化合物並製劑

ウレタン

ヨヒンビン、其鹽類並製劑

亞鉛鹽類(但炭酸亞鉛ヲ除ク)

治療血清、注射用細菌類製劑

狂犬豫防劑

(通牒照覆)

●日本藥局方藥品慣用名稱ノ件

【通】(明治四十一年十一月衛甲第八三號通牒)

第三改正日本藥局方卷尾ニ掲ケタル法定藥品名及慣用藥名對照表中左記ノ慣用名ハ商標トシテ登録セラレタルモノニシテ何等商標ノ効力ニ影響ヲ及ホサス(通牒文大意)

左 記

イヒチオール

サロール

キセロフォルム

ウロトロピン

ヘロイン

プロタルゴール

アスピリン

オイヒニン

タンニゲン

トリオナール

ピラミドン

第二節 藥品營業並藥品取扱

●藥品營業並藥品取扱規則

(明治二十二年三月十六日法律第一〇號【最近】大正十四年四月法律第四四號改正)

△注意 大正十四年四月法律第四十四號ヲ以テ本法中廢止ノ條項ニ伴フ罰則ノ規定ハ廢止故括弧ヲ附ス

第一章 藥劑師

第一條乃至第十五條 (大正十四年法第四四號ニテ本條廢止)
第十五條ノ二 藥劑師ハ正當ノ事故ナクシテ指定藥品ノ販賣ヲ拒ムコトヲ得ス
第十六條乃至第十九條 (大正十四年法第四四號ニテ本條廢止)

第二章 藥種商

第二十條 藥種商トハ藥品ノ販賣ヲ爲ス者ヲ云フ
第二十一條 藥種商ハ地方廳ノ免許鑑札ヲ受クヘシ
第二十二條 毒劇藥ハ衛生試驗所又ハ藥劑師製藥者ニ於テ封緘シタル容器ヲ開キテ零賣スルコトヲ得ス

第三章 製藥者

第二十三條 製藥者トハ單ニ藥品ヲ製造シ自製ノ藥品ヲ販賣スル者ヲ云フ
第二十四條 製藥者ハ地方廳ノ免許鑑札ヲ受クヘシ
第二十五條 毒藥劇藥ハ適當ノ容器ニ納メ之ヲ封緘スヘシ其容器ヲ開キテ零賣スルコトヲ得ス

第四章 藥品取扱

第二十六條 日本藥局方ニ記載スル所ノ藥品ハ其性状、品質、該局方ノ所定ニ適合スルモノニ非サレハ製造貯藏陳列販賣又ハ授與スルコトヲ得ス
但命令ニ別段ノ規定アル場合ハ此限ニ在ラス
第二十七條 日本藥局方ニ記載セサル藥品ハ其據ル所ノ外國藥局方名ヲ記スヘシ其性状、品質、該局方ノ所定ニ適合シタルモノニ非サレハ製造、貯藏、陳列、販賣又ハ授與スルコトヲ得ス
但命令ニ別段ノ規定アル場合ハ此限ニ在ラス
第二十八條 藥局方中特ニ其貯藏法ヲ示シタルモノハ其所定ニ從フヘシ
第二十九條 毒藥、劇藥ハ他ノ藥品ト區別シ毒藥ハ鎖鑰ヲ備ヘタル場所ニ貯藏スヘシ
第三十條 毒藥、劇藥ハ職業上必要ト認メタル者ヨリ其藥名、數量、使用ノ目的、年月日及住所、氏名職業ヲ記シ且捺印シタル證書ヲ差出スニ非サレハ之ヲ販賣若クハ授與スルコトヲ得ス
前項ノ證書ハ其日付ヨリ滿十年間之ヲ保存スヘシ
第三十一條 毒藥、劇藥ハ前條ニ記載シタル證書アルモ幼稚ノ者其他不安心ト認ムル者ニハ交付スヘカラス
第三十二條 毒藥、劇藥ハ藥品ノ容器又ハ包紙ニ其名稱及販賣授與者ノ氏名、住所ヲ記シ毒藥ハ毒字、劇藥ハ劇字ヲ附記スヘシ
第三十三條ノ二 第三十七條ノ三ニ掲クル藥種商ニ使用セラル、藥劑師ハ指定藥品ノ容器又ハ包紙ニ藥局方ノ所定ニ適合スルコトノ證明ヲ記シ之ニ自己ノ住所氏名ヲ附記スヘシ
第三十三條 藥劑師ニ於テ醫師ノ處方箋ニ據リ患者ニ與フル藥劑ハ第三十條及第三十二條ノ手續ヲ爲スヲ要セス

第三十四條 藥劑師、藥種商、製藥者ノ間ニ於テハ第三十條及第三十二條ニ記載シタル手續ヲ要セス其藥劑師、藥種商、製藥者タルノ證明書ヲ以テ毒藥、劇藥ヲ賣買スルコトヲ得

第三十五條 毒藥、劇藥ノ品目ハ内務省令ヲ以テ定ム

第三十六條 藥品ノ容器又ハ包紙ニハ假名又ハ漢字ヲ以テ其藥名ヲ記スヘシ但羅旬語又ハ他ノ外國語ト併記スルハ妨ケナシ

第三十七條 藥品ノ容器又ハ包紙ニハ製造者ノ住所、氏名ヲ記スヘシ其外國製ニ係ルモノハ取引人ノ住所、氏名ヲ記スヘシ但藥品製造會社ニ在リテハ其所在地名及會社名ヲ記スルモ妨ケナシ

第三十七條ノ二 藥劑師ニ非サレハ指定藥品ヲ販賣又ハ授與スルコトヲ得ス但藥劑師、藥種商、製藥者間ニ在リテハ此限ニ在ラス

醫師カ第四十三條ニ依リ指定藥品ヲ販賣授與スルハ前項ノ限ニ在ラス

第三十七條ノ三 命令ノ定ムル所ニ從ヒ藥劑師ヲ使用スル藥種商ハ指定藥品ヲ販賣又ハ授與スルコトヲ得但第三十二條ノ二ニ依リ其藥品ノ容器又ハ包紙ニ藥劑師ノ證明アルモノニ限ル

第三十七條ノ四 土地ノ狀況ニ依リ地方長官ハ期間及營業所在地ヲ定メ藥種商ニ指定藥品ノ販賣授與ヲ許可スルコトヲ得但其藥品ハ藥劑師又ハ前條ノ藥種商ヨリ得タルコトノ證明アルモノニ限ル

第三十七條ノ五 第十五條ノ二ノ規定ハ前二條ニ掲クル藥種商ニ之ヲ準用ス

第三十八條 内務大臣ハ監視員ヲシテ藥局及藥品ヲ販賣又ハ製造スル場所ヲ巡視セシムルコトアルヘシ

第三十八條ノ二 何レノ藥局方ニモ記載セサル藥品ニシテ衛生上危害ヲ生スルノ虞アリト認メタルモノハ行政官廳ニ於テ其製造、貯藏、陳列、販賣又ハ授與ヲ禁止スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ行政官廳ハ藥品ノ所有者若クハ所持者ヲシテ之ヲ廢棄セシメ又ハ直接ニ之ヲ廢棄シ

巡視員ハ巡視ノ際其證票ヲ携帯スヘシ

其他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得但所有者又ハ所持者ニ於テ衛生上危害ヲ生スルノ虞ナキ方法ニ依リ處置センコトヲ請フトキハ之ヲ許可スルコトヲ得

藥局方ノ所定ニ適合セサル藥品アルトキ亦前項ニ同シ

第三十八條ノ三 此規則ニ於テ指定藥品ト稱スルハ内務大臣ノ指定シタル藥品ヲ謂フ

第五章 罰則

第三十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ四百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 藥品ノ容器又ハ包紙ニ虛偽ノ記入ヲ爲シタル者

二 第二十六條又ハ第二十七條ニ違背シタル者

三 第三十八條ノ二第一項ノ禁止ヲ犯シタル者

第三十九條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 (藥劑師ノ免狀ヲ受ケ又ハ其業務ノ禁止停止ノ處分ニ違背シテ藥劑師ノ業ヲ爲シタル者)

二 第三十七條ノ二第一項、第二十七條ノ三又ハ第三十七條ノ四ニ違背シタル者

第三十九條ノ三 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 (藥劑師ニシテ第十四條第一項ニ違背シ又ハ誤リテ調劑ヲ爲シタル者)

二 (第十六條第十八條第二十二條、第二十五條又ハ第三十條第一項ニ違背シタル者)

三 藥劑師ニシテ藥品ノ容器又ハ包紙ニ誤記ヲ爲シ又ハ事實ヲ知ラスシテ藥局方ノ所定ニ適合セサル藥品ヲ貯藏、陳列、販賣若クハ授與シタル者

四 第三十七條ノ三ニ掲クル藥種商ニシテ事實ヲ知ラスシテ藥局方ノ所定ニ適合セサル指定藥品ヲ貯藏、陳列、販賣又ハ授與シタル者

當該官吏若クハ行政官廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者ノ尋問ニ對シ虛偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ其職務執行ヲ

拒ミ若クハ之ヲ忌避シ若クハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ罰前項ニ同シ但其刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第三十九條ノ四 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

一 藥種商若クハ製藥者ノ免許ヲ受ケス又ハ業務ノ禁止若クハ停止ノ處分ニ違背シテ藥種商又ハ製藥者ノ業ヲ爲シタル者

二 第三十八條ノ二第二項又ハ第三項ノ命ヲ受ケテ指定ノ期間内ニ之ヲ履行セサル者

第四十條 (第十一條 第十七條 第十九條) 第二十九條 第三十條 第三十一條 第三十二條ニ違背シタル者ハ貳拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 (第六條 第八條 第十條 第十二條 第十三條 第十四條 第十五條) 第十五條ノ二、第二十八條

第三十六條、第三十七條、第三十七條ノ五ニ違背シタル者ハ壹圓以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

第四十一條ノ二 此規則又ハ此規則ニ基キテ發スル命令ニ違背シタル者ニハ刑法減輕(再犯)加重及數罪俱發ノ例ヲ用キス

第四十一條ノ三 當業者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ此規則又ハ此規則ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但其業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限ニ在ラス

第四十一條ノ四 當業者ハ其代理人、戶主、家族、同居者、雇人其他ノ從業者ニシテ其業務ニ關シ此規則又ハ此規則ニ基キテ發スル命令ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

第四十一條ノ五 (大正十四年法第四四號本條廢止)

第四十一條ノ六 明治三十三年法律第五十二號ノ規定ハ此規則又ハ此規則ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯

罪ニ之ヲ準用ス

第四十一條ノ七 當該官吏又ハ行政官廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者此規則ノ執行ニ關シ不正ノ所爲アルトキハ一年以下ノ重禁錮ニ處シ四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス但刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

行政官廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者此規則ノ執行ニ關シ人ノ囑託ヲ受ケ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許シタル者ハ刑法第二百八十四條ノ例ニ照シテ處斷ス

第四十二條 內務大臣ハ此規則實行ノ責ニ任シ之カ爲メ必要ナル命令及訓令ヲ發布スヘシ但藥種商、製藥者取締ニ係ル細則ハ北海道廳長官府縣知事之ヲ定ムヘシ

附 則

第四十三條 (大正十四年法第四四號ニテ第一項廢止)

醫師ハ第三十四條ニ從ヒ醫師タルノ證明書ヲ以テ藥劑師、藥種商、製藥者ヨリ毒藥劇藥ヲ買取ルコトヲ得

第四十四條 (大正十四年法第四四號ニテ本條廢止)

第四十五條 (阿片法及之ニ關スル法規ニ據ルタメ消滅)

第四十六條 (大正十四年法第四四號ニテ本條廢止)

第四十六條ノ二 (大正十四年法第四四號ニテ第一項、第三項廢止)
藥種商又ハ製藥者其業務ニ關シ犯罪又ハ不正ノ所爲アルトキハ地方長官ハ其業務ヲ禁止シ又ハ停止スルコトヲ得

地方長官ハ藥種商又ハ製藥者ノ業務ノ禁止又ハ停止ヲ解クコトヲ得

第四十六條ノ三 此規則中地方長官ニ屬スル職權ハ東京府ニ在リテハ警視總監之ヲ行フ

第四十六條ノ四 此規則中醫師ニ關スル規定ハ齒科醫師及獸醫ニ之ヲ適用ス

附 則 (明治四十年法律第三五號)

本法ハ明治四十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
免許ヲ得テ五箇年以上藥種商ト爲リ本法施行ノ際現ニ其業ヲ營ム者ハ法人ヲ除クノ外本法施行後ト雖モ
指定藥品ヲ販賣又ハ授與スルコトヲ得但本法施行後六箇月以内ニ地方長官ニ其旨ヲ届出テタル者ニ限ル
第十五條ノ二及第三十九條ノ三第一項第四號ノ規定ハ前項但書ノ届出ヲ爲シタル藥種商ニ之ヲ準用ス
第二項但書ノ届出ヲ爲シタル藥種商ニシテ正當ノ事故ナクシテ指定藥品ノ販賣ヲ拒ミタルモノハ罰第四
十一條ニ同シ
第二項但書ノ届出ヲ爲シタル者ヲ除クノ外本法施行ノ際現ニ營業スル藥種商ニハ本法施行ノ日ヨリ三箇
年ヲ限リ第三十七條ノ二ヲ適用セス

●藥品營業並藥品取扱規則ニ依リ藥品指定

(明治四十年四月十三日內務省令第七號、大正十年六月內務省令第十七號改正)

藥品營業並藥品取扱規則第三十八條ノ三ニ依リ左ノ藥品ヲ指定ス

- アンチピリン
- 鹽酸アポモルヒネ
- 杏仁水 (苦扁桃水、バクチ水)
- 硝酸銀
- 硝酸銀加硝石

- 熔製硝酸銀
- 硫酸アトロピン
- 次サリチール酸蒼鉛
- 抱水クロラール
- クロ、フォルム
- 鹽酸コカイン
- 磷酸コデイン
- キノナ皮
- 綿馬越幾斯
- ヒヨス越幾斯
- 阿片越幾斯
- 大黃越幾斯
- 實蓉越幾斯
- 麥角越幾斯
- 番木龍越幾斯
- 還元鐵
- チギタリス葉
- フオルマリソ
- グアヤコール
- 炭酸グアヤコール

昇 汞
 赤色ヨード汞
 甘 汞
 黄色酸化汞
 赤色酸化汞
 サリチール酸汞
 ヨードフォルム
 ヨードカリウム
 クレオソート
 炭酸クレオソート
 亜硫酸カリウム液
 メチールズルフオナール
 鹽酸チアセチールモルヒネ
 鹽酸モルヒネ
 硫酸モルヒネ
 巴豆油
 サントニン錠
 含糖ベアシン
 フェナセチン
 磷

サリチール酸
 硫酸
 鹽酸
 蘆薈
 コロシント
 ドーフル散
 吐根
 レゾルチン
 サントニン
 麥角
 吐酒石
 硝酸ストリキニーネ
 ズルフオナール
 アセチールタンニン
 カンタリス丁幾
 キナ丁幾
 チギタリス丁幾
 吐根丁幾
 ヨード丁幾
 阿片丁幾

第四章 藥品

阿片安息香丁幾
 荳蓉丁幾
 ストロファンツス丁幾
 番木鱈丁幾
 クロール亞鉛
 硫酸亞鉛
 チエチールバルビツール酸
 麻酔用エーテル
 鹽酸エチールモルヒネ
 枸橼酸カフェインアンチピリン
 サリチール酸アンチピリン
 コロイド銀
 プロテイン銀
 麻酔用クロ、フォルム
 チメチールアミドアンチピリン
 鹽酸エメチン
 荳蓉硬膏
 麥角流動越幾斯
 昇汞綿
 プローム水素酸ホマトロピン

ズルフオグアヤコールカリウム
 滅菌ゼラチン液
 過酸化水素液
 複方ヨード液
 生理クロールナトリウム液
 リンゲル液
 鹽酸バラアミノペンツオイルヂエチールアミノエタノール
 アンチピリン錠
 鹽酸コカイン錠
 昇汞錠
 甘汞錠
 吐根錠
 ヨードカリウム錠
 鹽酸モルヒネ錠
 阿片吐根錠
 炭酸グアヤコール丸
 クレオソート丸
 炭酸クレオソート丸
 プローム水素酸スコボラミン
 阿片坐劑

荳蔻坐劑
 昇汞ガーゼ
 テオファイルリン
 複方クロ、フォルムモルヒネ丁幾
 鹽酸トロバコカイン
 コロイド銀軟膏
 ヨードカリウム軟膏
 荳蔻軟膏
 芳香阿片酒
 千分中二分以上ノ「モルヒネ」ヲ檢出スル藥品
 千分中二分以上ノ「エチールモルヒネ」ヲ檢出スル藥品
 千分中一分以上ノ「ヂアセチールモルヒネ」ヲ檢出スル藥品
 千分中一分以上ノ「コカイン」ヲ檢出スル藥品
 千分中六分以上ノ「コデイン」ヲ檢出スル藥品
 指定藥品ヲ含有スル製劑ニシテ毒藥又ハ劇藥ニ屬スルモノ

●藥品營業並藥品取扱規則ニ依ル命令

(明治四十年十二月十一日內務省令第二七號)

藥品營業並藥品取扱規則第二十六條、第二十七條及第三十七條ノ三ニ依ル命令左ノ通定ム

第一條 藥品營業者藥局方適否試験ノ目的ヲ以テ藥品ヲ一時貯藏スルハ規則第二十六條及第二十七條ニ依ルノ限リニ在ラス

第二條 藥品營業者、製藥又ハ精製原料(藥局製劑ノ原料ヲ除ク)ニ供スル目的ヲ以テ藥品ヲ貯藏シ又ハ其ノ目的ヲ以テ營業者間ニ販賣スルハ規則第二十六條及第二十七條ニ依ルノ限リニ在ラス

第三條 第一條及第二條ノ藥品ハ藥局又ハ陳列所以外ノ場所ニ他ノ藥品ト區別シテ貯藏スルコトヲ要ス

第四條 第一條及第二條ノ藥品ハ第一號又ハ第二號様式ノ帳簿ニ記入シ其ノ出納ヲ明ニスルコトヲ要ス

第五條 第三條ノ規定ニ從ヒテ貯藏シ且前條ニ依リ帳簿ニ記入シタルモノニ非サレハ第一條ノ目的ヲ以テ貯藏シ又ハ第二條ノ目的ヲ以テ貯藏販賣スルモノト認ムルノ限リニ在ラス

第六條 規則第三十七條ノ三ノ藥劑師ハ之ヲ使用スル藥種商ニ於テ地方長官ニ其ノ届出ヲ爲シタル者タルコトヲ要ス

前項ノ藥劑師ハ其ノ藥種商ノ營業所以外ニ於テ藥品取扱ニ從事セサル者タルコトヲ要ス

第七條 前條ノ藥種商其ノ藥劑師ヲ解雇シタルトキハ十日以内ニ地方長官ニ届出ツヘシ

藥劑師失踪ノ宣告ヲ受ケ若クハ死亡シ又ハ免狀面ニ異動ヲ生シタルトキ亦前項ニ同シ但シ失踪又ハ死亡ノ場合ニ於テハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第八條 第六條ノ藥劑師ニシテ其ノ藥種商ノ營業所以外ニ於テ藥品取扱ニ從事シタル者及第七條ニ違背シタル者ハ貳拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第四章 藥品

本令ハ明治四十年法律第三十五號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

- 欄ニ記入スヘカラス若已ニ記入シタル藥品ヲ上記ノ者ニ寄託スルトキハ「賣渡」ノ欄ニ數量及寄託先ヲ記入スヘシ
- 二 藥品營業者藥品ヲ他ノ藥品營業者ニ寄託シタルトキ亦前號ニ準ス但シ受寄者ニ於テ受入ノ欄ニ記入スヘシ
- 三 受入レタル藥品ヲ返戻シ、廢棄シ又ハ他ノ方法ニ依リ處置シタルトキハ「賣渡」ノ欄ニ其ノ數量及處置方法ヲ記入スヘシ其ノ減損シタルトキ亦同シ
- 四 同日中ニ數回受拂ヲ爲シタルトキハ其ノ都度受拂數量等ヲ記入スルモ差支ナシ
- 五 同一種類ノ藥品ヲ數回受入レタル場合ニハ「現在殘高」ノ欄ニハ其ノ數回分ノ物ヲ合算シテ記入スヘシ
- 六 此帳簿ハ精製原料ヲモ記入スヘシ

●藥種商製藥者認定規程

(大正九年十月二十日訓衛第三二九號)

- 第一條 藥種商 製藥者ノ藥品ニ關スル智識又ハ技能認定ノ爲科スル試問(以下單ニ試問ト稱ス)ハ各科ニ就キ二問以内トス
- 第二條 試問ハ筆答トシ必要ニ應シ實地試験ヲ課スルコトアルヘシ
- 第三條 試問ノ範圍ハ左記ニ據ルヘシ
 - 一 藥品及毒物劇物ノ名稱性狀ノ大意並取扱上ノ注意事項
 - 一 藥品ニ關スル法令ノ大意
 - 一 製造セントスル藥品ノ製法性狀並検査法
 - 一 藥品ニ關スル法令ノ大意

- 第四條 試問探點法ハ一問十點トシ一問四點以上平均六點以上ヲ合格者トス
- 第五條 試問ハ衛生課長監督ノ下ニ藥品監視員タル技師又ハ技手ハ藥品ニ就キ警部又ハ警部補ハ藥品關係法令ニ就キ之ヲ施行ス
- 第六條 試問施行ニ關スル庶務ハ警部補又ハ巡查部長中ヨリ之ニ從事セシム
- 第七條 試問ハ隨時之ヲ施行ス

●藥品營業並藥品取扱規則施行細則

(明治四十一年一月廿一日大阪府令第五號追加、明治四十四年二月大阪府令第九號改正、大正七年四月大阪府令第三一號改正)

- 第一條 藥種商又ハ製藥者ノ免許鑑札ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ當廳へ願出ツヘシ
 - 一 族籍、住所、氏名、年齢
 - 二 營業所又ハ製藥所ノ位置
 - 三 前號以外ノ場所ニ貯藏所ヲ設クルトキハ其位置
 - 四 製藥品目 (精製スヘキ品目ヲ除ク)
- 前項第一號第三號ノ事項及營業所ヲ變更シタルトキハ十日以内ニ免許鑑札ヲ添へ當廳ニ届出ツヘシ
- 第一條ノ二 藥劑師ニシテ藥品ノ製造ヲサントスル者ハ前條第一項各號ノ事項ヲ届出ツヘシ
- 前項ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ十日以内ニ届出ツヘシ
- 第二條 製藥者ハ當廳ニ於テ製藥ニ關スル技能ヲ有スルモノト認ムル者ニ非サレハ之ヲ免許セス

藥劑師又ハ當廳ノ承認ヲ得タル者ヲ雇入レ製藥主任ト爲ストキハ特ニ前項ノ免許ヲ與フルコトアルヘシ其ノ解雇又ハ死亡ハ直ニ當廳ニ届出ツヘシ
製藥主任者ヲ解雇シ又ハ其ノ死亡シタル後十日以内ニ補缺ノ手續ヲ爲サ、ルトキハ製藥免許ノ效ヲ失フ

第三條 藥種商、製藥者免許鑑札ヲ毀損、亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ十日以内ニ鑑札ノ書換ヘ又ハ再下付ヲ當廳ニ願出ツヘシ

第四條 藥種商、製藥者廢業若ハ死亡シ又ハ管外ニ轉任セムトスルトキハ十日以内ニ免許鑑札ヲ當廳ニ返納スヘシ但シ死亡ノ場合ニ於テハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第四條ノ二 藥種商ニシテ藥劑師ヲ雇入若ハ藥品營業並藥品取扱規則第二項附則ニ依リ指定藥品ノ販賣又ハ授與スル事ヲ得ル者ハ營業所見易キ所ニ左記様式ノ標札ヲ掲出スヘシ

指定藥品販賣營業
營業所
氏名

第五條 製藥者ハ製品ヲ適當ノ容器ニ收メ之ニ其ノ據ル所ノ藥局方名、藥品名及自己ノ氏名ヲ記シタル封緘ヲ施スヘシ但シ内務省衛生試驗所、藥劑師若ハ藥品ノ検査證明ヲ業務ト爲ス者ノ封緘アルモノハ此ノ限りニ在ラス

前項藥品ノ容器又ハ包紙ニハ製造ノ年月日ヲ記入スヘシ

何レノ藥局方ニモ記載セサル製劑類ハ前二項ニ依ルノ外主藥ノ含量ヲ附記スヘシ但シ當廳ノ承認ヲ經テ之ヲ省略スルコトヲ得

第六條 醫藥用以外ノ藥品ノ容器又ハ包紙ニハ其ノ品名及使用ノ目的ヲ記スルニ非サレハ貯藏陳列又ハ販賣授與スルコトヲ得ス

本條ノ藥品ハ醫藥用品ト區別シ一定ノ場所ニ貯藏陳列スヘシ

第七條 藥劑師ニシテ藥品ノ製造ヲナス者及製藥者ハ一年間製造セシ各藥品ノ數量ヲ翌年一月三十一日限り當廳ニ届出ツヘシ

第八條 藥種商、製藥者ニシテ一箇年以上休業シ又ハ六箇月以上行衛不明トナリタルトキハ免許ノ效ヲ失フ

第九條 藥劑師ニシテ藥品ノ製造ヲナス者及製藥者ハ別紙様式ノ帳簿ヲ調製シ其ノ都度記入スヘシ

第十條 本則ニ依ル願届書類ハ所轄市區町村長ヲ經由スヘシ

第十一條 左ノ場合ニ於テハ科料ニ處ス

- 一 免許ヲ得ス製造場ノ位置及製造品目ヲ變更シタルトキ
- 二 製藥主任者ノ解雇又ハ死亡ノ届出ヲ爲サ、ルトキ
- 三 第一條第一項、第三條乃至第七條及第九條ニ違背シタルトキ
- 四 第四條ノ二ニ違背シタルトキ
- 五 第一條ノ二ニ違背シタルトキ

第十二條 本令施行前ニ許可ヲ受ケタル製藥者ハ明治四十一年六月三十日迄ニ本令ニ依リ更ニ出願免許ヲ受クヘシ期限内ニ其ノ手續ヲ爲サ、ル者ハ免許ノ效ヲ失フ

第八條 細則第一條ノ二ノ藥劑師ハ製藥者名簿ニ口座ヲ設ケ之ヲ記載スヘシ

●「モルヒネ」、「コカイン」及其ノ鹽類ノ取締ニ關スル件

(大正九年十二月六日内務省令第四一號、大正十一年一月二十四日省令第一號改正同年二月一日ヨリ施行)

第一條 「モルヒネ」、「コカイン」及其ノ鹽類ヲ輸入又ハ移入セントスル者ハ左記各號ノ事項ヲ具シ業務

所在地地方長官ヲ經由シ内務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

一、品名及數量

二、出荷人ノ氏名又ハ商號及業務所所在地

三、輸入又ハ移入ノ豫定期日

四、輸入港名又ハ移入港名

前項ノ許可ヲ受ケタル後前項各號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事項ニ付更ニ許可ヲ受クヘシ但シ第三號豫定期日ノ變更三十日以内ニ係ル場合ハ此ノ限りニ在ラス

第二條 「モルヒネ」、「コカイン」及其ノ鹽類ヲ輸出又ハ移出セムトスル者ハ左記各號ノ事項ヲ具シ且荷

受人カ其ノ輸入又ハ移入ニ付輸入地又ハ移入地當該官憲ノ許可ヲ受ケタルコトノ證明ヲ添ヘ業務所所在地地方長官ヲ經由シ内務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

一、品名及數量

二、荷受人ノ氏名又ハ商號及業務所所在地

三、輸出又ハ移出ノ豫定期日

四、輸出港名又ハ移出港名

前項ノ許可ヲ受ケタル後前項各號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事項ニ付更ニ許可ヲ受クヘシ但シ第三號豫定期日ノ變更三十日以内ニ係ル場合ハ此ノ限りニ在ラス

第三條 前二條ノ規定ニ依リ「モルヒネ」、「コカイン」及其ノ鹽類ノ輸入、移入又ハ輸出、移出ノ許可ヲ

受ケタル者其ノ輸入、移入又ハ輸出、移出ヲ爲シタルトキハ十日以内ニ品名及數量ヲ業務所所在地地方長官ニ届出ツヘシ

第四條 藥劑師又ハ製藥者ニシテ讓渡ノ目的ヲ以テ「モルヒネ」、「コカイン」及其ノ鹽類ヲ製造セムトス

ルモノハ左記各號ノ事項ヲ製造所所在地地方長官ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一、品名

二、原料ノ種類

三、一年間ノ製造豫定數量

四、製造所所在地

第五條 前條ノ藥劑師又ハ製藥者ハ毎年十二月末日迄ニ製造シタル「モルヒネ」、「コカイン」及其ノ鹽類

ノ品名、數量並ニ原料ノ種類、數量、受入先ヲ翌年二月末日迄ニ製造所所在地地方長官ニ届出ツヘシ

第六條 「モルヒネ」、「コカイン」及其ノ鹽類ヲ輸入、移入若クハ輸出、移出スル者又ハ藥品營業者ハ帳

簿ヲ備ヘ「モルヒネ」、「コカイン」及其ノ鹽類ノ受拂ニ付其ノ品名、數量、年月日、受人先及拂出先ノ

住所又ハ業務所、職業並氏名又ハ商號ヲ記入シ其ノ日附ヨリ十年間之ヲ保存スヘシ但シ醫師、齒科醫

師又ハ獸醫ノ處方箋ニ依リ讓渡シタルモノニ付テハ此ノ限りニ在ラス

第七條 地方長官ハ衛生官吏又ハ警察官吏ヲシテ前條ノ帳簿ヲ検査セシムルコトヲ得

第八條 第一條又ハ第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ三ヶ月以下ノ懲役ニ處ス

第九條 第四條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留ニ處ス

第十條 第三條、第五條若クハ第六條ノ規定ニ違反シタル者、第七條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミタル者又ハ第十五條第二項若クハ第十七條ノ規定ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十一條 「モルヒネ」、「コカイン」及其ノ鹽類ノ陸揚又ハ積戻ハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ輸入、移入又ハ輸出移出ト看做ス

第十二條 本令ノ規定ハ左記各號ニ掲クルモノニ之ヲ準用ス但シ第四條ノ規定ハ藥劑師其ノ調劑用トシテ製造スル製劑ニ付テハ此ノ限リニ在ラス

一、「デアセチールモルヒネ」、「エチールモルヒネ」、「コデイン」、「エクゴニン」及其ノ鹽類

二、千分中二分以上ノ「モルヒネ」若クハ「エチールモルヒネ」千分中一分以上ノ「デアセチールモルヒネ」若クハ「コカイン」又ハ千分中六分以上ノ「コデイン」ヲ檢出スル藥品

三、内務大臣ニ於テ前各號ニ掲クルモノト同効力ヲ有スト認ムル藥品

第十三條 本令中地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ警視總監トス

附 則

第十四條 本令ハ大正十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十五條 本令公布前買付契約ヲ爲シタルコトノ證アル「モルヒネ」、「コカイン」及其ノ鹽類又ハ第十二條各號ニ掲クルモノニシテ本令施行ノ際現ニ輸送ノ途ニ在ルモノハ第一條ノ規定ニ拘ラス之ヲ輸入又ハ移入スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ輸入又ハ移入ヲ爲シタルトキハ第三條ノ規定ヲ準用ス

第十六條 本令施行前大正三年八月内務省令第十八號ニ依リ「モルヒネ」、「コカイン」及其ノ鹽類又ハ第

十二條各號ニ掲クルモノ、輸出又ハ積戻ニ付内務大臣ノ爲シタル許可ハ本令ニ依ル輸出ノ許可ト看做ス

第十七條 「モルヒネ」、「コカイン」及其ノ鹽類又ハ第十二條各號ニ掲クルモノヲ輸入、移入若クハ輸出移出スル者又ハ藥品營業者ニシテ本令施行ノ際現ニ「モルヒネ」、「コカイン」及其ノ鹽類又ハ第十二條各號ニ掲クルモノヲ所有スルモノハ其ノ品名及數量ヲ本令施行ノ日ヨリ三十日內ニ業務所所在地地方長官ニ届出ツヘシ

●「モルヒネ」、「コカイン」及其ノ鹽類ノ取締ニ關

スル件第十二條第三號ニ依ル藥品

(大正十五年六月二十八日内務省告示第八九號、大正十五年十月同省告示第一五三號改正)

大正九年十二月内務省令第四十一號「モルヒネ」、「コカイン」及其ノ鹽類ノ取締ニ關スル件第十二條第三號ニ依リ同條第一號及第二號ニ掲クルモノト同効力ヲ有スト認ムル藥品左ノ如シ

一、「モルヒネ」誘導體(「デアセチールモルヒネ」、「エチールモルヒネ」及「コデイン」ヲ除ク)及其ノ鹽類

二、千分中二分以上ノ前號ノ「モルヒネ」誘導體ヲ檢出スル藥品

三、「エクゴニン」誘導體(「ゴデイン」ヲ除ク)及其ノ鹽類

四、千分中一分以上ノ「エクゴニン」又ハ前號ノ「エクゴニン」誘導體ヲ檢出スル藥品

▲「モルヒネ」、「コカイン」及其ノ鹽類ノ取締ニ關スル件第六條ニ該當スル主要品目表

鹽酸モルヒネ
 硫酸モルヒネ
 酒石酸モルヒネ
 ステアリン酸モルヒネ
 醋酸モルヒネ
 メチールブROOMモルヒネ
 鹽酸ベンチールモルヒネ
 鹽酸ベンツオイルモルヒネ
 鹽酸モルヒネ錠
 硫酸モルヒネ錠
 鹽酸モルヒネ注射液
 鹽酸モルヒネアトロピン注射液
 鹽酸モルヒネアトロピン錠
 コカ葉
 コカイン
 鹽酸コカイン
 硝酸コカイン
 フェノールコカイン
 鹽酸コカイン錠
 鹽酸コカイン注射液

鹽酸コカイン坐劑
 エクゴニン
 コデイン
 磷酸コデイン
 磷酸コデイン錠
 磷酸ヒドロコデイン
 鹽酸チアセチールモルヒネ
 鹽酸チアセチールモルヒネ錠
 エチールモルヒネ
 鹽酸エチールモルヒネ
 阿片丁幾
 芳香阿片酒
 阿片吐根錠
 阿片散
 阿片坐劑
 ドーフル散
 バントボン末
 バントボン錠
 バントボン注射液
 バントボンスコボラミン注射液

ナルコボン末
 ナルコボン錠
 ナルコボン注射液
 ナルコボンスコボラミン注射液
 バボン末
 バボン錠
 バボン注射液
 バボンスコボラミン注射液
 アロボン末
 アロボン錠
 アロボンスコボラミン注射液
 ヘミアブノール錠
 ヘミアブノール錠
 チヂアール錠
 ローダノン錠
 ローダノン注射液
 ロイコレア錠
 ナルセイイン
 ナルコフイン

ナルコフイン錠
 ナルコフイン注射液
 コドレニン注射液
 オイコチン
 モルフエチン
 モルフエチン注射液
 スパースマルギン
 プシカイン

尙ホ其他ノ

一、「モルヒネ」、「コカイン」ノ鹽類
 二、「チアセチールモルヒネ」、「エチールモルヒネ」、「コデイン」、「エクゴニン」ノ鹽類
 三、千分中二分以上ノ「モルヒネ」若ハ「エチールモルヒネ」千分中一分以上ノ「チアセチールモルヒネ」
 若ハ「コカイン」又ハ千分中六分以上ノ「コデイン」ヲ檢出スル藥品
 内務大臣ニ於テ前各號ニ掲クルモノト同効力ヲ有スト認ムル藥品

●「モルヒネ」、「コカイン」及其ノ鹽類ノ取締ニ關
 スル件施行細則

(大正九年十二月廿八日大阪府令第一〇二號)

第一條 大正九年十二月内務省令第四十一號 以下單ニ省令ト稱ス)ニ依リ内務大臣又ハ當廳ニ提出スヘ

キ書類ハ業務所在地所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第二條 省令第六條ニ依リ備付スヘキ帳簿ハ各品類毎ニ口座ヲ設ケ區別スヘシ
省令第十二條各號ノ該當品ニ付亦同シ

附 則

本令ハ大正十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

●醫師藥舖兼業ノ件

(明治十七年四月内務省訓令衛甲第一二二號)

醫師藥舖兼業ノ儀ハ不相成旨從來及指令置候向有之候處自今兼爲致不苦儀ト心得ヘシ此旨訓示候也但藥舖試驗規則施行致居候向ニ於テハ成規ノ試験ヲ遂候ハ勿論ノ儀ト心得ヘシ

●衛生材料取扱規則 (抄録)

(大正十三年五月二十八日司法省訓令第二號)

第一條 衛生材料トハ衛生及診療ニ要スル器械、藥物及其ノ他ノ物品ヲ謂フ

第二條 刑務所ニ於テ使用スルコトヲ得ル衛生材料ノ種類ハ別表ニ依ル
(別表)

一、衛生材料 (符號▲ハ重出、×印ハ高價品、○印ハ特ニ注意スヘキモノヲ示ス)
器械 (略ス)
二、藥物

(一) 検査藥品

クロロホルム、酒精、蒸餾水、エーテル、過酸化水素水、硫酸、硝酸、鹽酸、雪狀炭酸、沃度、クロールカルク、苛性ナトロン、苛性カリ、アムモニア水、硫酸銅、過マンガン酸カリウム、ヨードカリウム、ヨード汞、ヨード亜鉛、炭酸ナトリウム、炭酸カリウム、亞硝酸ナトリウム、明礬、硝酸銀、硝酸バリウム、次硝酸蒼鉛、クロールナトリウム、クロールバリウム、過クロール鐵、硼砂、パラフィン、ペプトン、ベンチヂン、チエロイジン、チエーデル油、ワニリン、カナダバルサム、單鉛硬膏、レゾルチン、グリセリン、枸橼酸、枸橼酸鐵ナトリウム、葡萄糖、フロログルチン、フォルマリン、テレピン油、澱粉、アニリン油、アンチフォルミン、石油ベンチン醋酸、キシロール、瘡瘡、木脂、萜酸、蔗糖、酒石酸、酒石酸カリナトロン、ピクリン酸、石炭酸、ズルフォザルチール酸、ズルフォアニニール酸、ラクムス、フェノールフタレイン、コンゴロート、ヘマトキシリン、ノイトラルロート、ゲンチアナピオレット、フクシン、メチーレンブラウ、エオジン、エオジン酸、メチーレンブラウ、ビスマルクブラウン、ギムサ氏液、亞硫酸ナトリウム、黄色血瀉鹽

(二) 診療藥品

▲苛性カリ、▲發煙硝酸、クロール亜鉛、タンニン酸、硝酸銀、▲明礬、硫酸亞鉛、○酸化亜鉛
○亞鉛華軟膏、○醋酸鉛、▲硫酸銅、硝酸銀加硝石、次沒食子酸蒼鉛、硫化カリウム、○▲酒精芥子、▲アムモニア水、▲沃度、○カンタリス、▲蒸餾水、▲クロールナトリウム、クロールカ

ルシウム注射液、○重炭酸ナトリウム、ヨードカリウム、亜砒酸カリウム、○クロール酸カリウム、▲過マンガン酸カリウム、▲過酸化水素水、○昇汞、プロテイン銀、▲フォルマリン、○硼酸、○硼酸軟膏、○▲石炭酸、○イヒチオール、クレゾール石鹼液、木タール、釜硫膏、×クリサロビン、×ビチロール、薄荷油、○ヨードフォルム、○ヨードフォルムガーゼ、○×麻酔用エーテル、○×麻酔用クロロホルム、拘水クロラール、ズルフオナル、×ヴェロナール、○鹽酸モルヒネ、○×磷酸コデイン、○×鹽酸ヘロイン、○×パントボンスコボラミン、○阿片、阿片丁幾、○ドーフル散、ブロームカリウム、○コンニアク、番木鱈丁幾、ホミカエキス、○アンチピリン、○×ピラミドン、アセトアニリド、○×鹽酸コカイン、○×鹽酸トロバコカイン、○×アコイン、○×硫酸アトロピン、莨菪エキス、ロート坐劑、○×鹽酸ピロカルピン、規鐵丸、チギタリス葉、ストロファンツス丁幾、○バンギタール注射液、カフエイン、精製樟腦、カンフルオレーフ油、○×鹽化アドレナリン、○×滅菌ゲラチン注射液、バクチ水、○×エバニン液、遠志根、アムモニア茴香精、○苦味丁幾、○龍膽末、▲稀鹽酸、砒酸セリウム、×鹽酸アボモルヒネ、吐根、煨製マグネシウム、重酒石酸カリウム、硫酸マグネシウム、人工カルルス泉鹽、莖麻子油、ヤラツバ根末、蘆葯丸、センナ葉、カスカラサグラダ流動エキス、精製硫黃、藥用石鹼、○タンナルビン、○次硝酸蒼鉛、安息香酸ナトリウムカフエイン、ヂウレチン、硝酸カリウム、醋酸カリウム液、○コバイバルサム(膠囊附)、ウロトロピン、ウワウルシ葉、麥角エキス、樟腦酸、痘苗、チブス豫防液、丹毒ワクチン、コレラワクチン、ワイルキ病血清、ヂフテリア血清、破傷風血清、含糖ベブシン、○ヂアスターゼ、綿馬エキス、○×ネマトール、柘榴皮、○×サントニン、ベルーバルサム、鹽酸キニーネ、キナ皮、○ザロール、サリチール酸、○ビツク氏硬膏、○アセチールサリチール酸、サリチール酸ナトリウム、サリチール酸汞、青酸酸化汞、甘草、○

水銀軟膏、黄色酸化汞、クレオソート丸、炭酸グアヤコール、○ファアゴール、大楓子油、○澱粉、アラビヤゴム、○オレーフ油、○黄色ワセリン、カカオ脂、單軟膏、○グリセリン、含水ラノリン、○松脂硬膏、コロジウム、グツタベルカ、トラガント、白陶土、甘草末、○單舍利別、デシンフエクトール、防疫用石炭酸、重油、石油、ヂオニン、アナブートルゲフチン、鹽酸土、メチン注射液

(二)製劑

健胃散、鎮痛散、整腸散、解熱散、アトロピン丸、撒汞丸、撒硫亞軟膏、イヒチオール軟膏、莨菪軟膏、凍傷膏、亞澱散、甘澱散、カンフル精、サリチール酸精、硼酸末、鹽莫水、石炭酸水、皓礬水、硝酸銀水、コカイン水、昇汞水、ブロー氏液、食鹽水、沃度丁幾、ルゴール氏液、プロテイン銀水、クレゾール石鹼液、石油乳劑

(四)療養品

煉乳、肝油(以下略ス)

三、其ノ他ノ物品

バラチアスA 診斷液、バラチアスB 診斷液、肉エキス、チヂス 診斷液、寒天、ゲラチン、舊ツベルクリン、▲牛乳、牛膽汁、牛血清(以下略ス)

(様式略ス)

(通牒、照覆)

●「モルヒネ」、「コカイン」及其ノ鹽類輸入移入ニ關スル指令書交付方ニ關スル件例文

【照】(大正十年一月三十一日伺出)

大正九年十二月内務省令第四十一號ニ依ル標記願書ハ業務所在地警察署ヲ經由シ提出スル手續ニ相成居候ニ付内務大臣ヨリ指令書到達ノ場合ハ經由署ニ回送シ交付スヘキ處商取引關係上尤モ至急ヲ要シ候ニ付直接之ヲ交付シタル上左案例文ヲ以テ所轄署ヘ通知候様處理可然哉

【答】(御意見之通)

(例文略之)

●病院ニ藥局ヲ開設シタルトキ名稱ノ件

【照】(明治三十三年二月石川縣伺出)

病院ニ於テ藥劑師ヲ雇ヒ藥局ヲ開設スルトキハ病院ノ藥局ト稱スルモ差支ナキヤ

【答】(明治三十三年二月内務省衛生局通牒)

病院ノ藥局ト稱スルトキハ一般ノ需要ニ應スルノ嫌ヒアルヲ以テ調劑所ト稱スル方可然

●藥局名稱取締ノ件

【通】(明治四十三年十二月衛發第九八一號衛生局長通牒)

藥品營業並藥品取扱規則ニヨレハ藥劑師ニアラサレハ藥局ヲ開設スルヲ得サル儀ニ有之候處現今藥劑師ニアラスシテ藥局ナル名稱ヲ濫用スルモノ有之趣ニ聞及候ニ就テハ相當御取締相成度此段及通牒候也

●陸軍藥局方所定藥品取扱方ノ件

【通】(明治四十一年一月衛甲第一號内務省衛生局長ヨリ大阪府知事ヘ)

陸軍藥局方所定藥品取扱方ノ儀ハ客年十月十五日附衛第四七五六號ヲ以テ御照會ノ處藥種商又ハ製藥者等ニシテ陸軍官憲ノ依頼ニ依リ藥品ヲ製造シ又ハ一時貯藏スルノ證據著明ナル場合ハ藥品營業並藥品取扱規則ニヨル可キ儀ニ無之候條右様御了知相成度此段及回答候也

追テ陸軍官憲ヨリ營業者ニ對シ陸軍藥局方ニ依ル藥品ノ製造ヲ命スル場合ニ於ケル證明書左記ノ通りニ有之候此段申添候

陸軍官憲ノ依託品タルコトヲ證スルニ足ルヘキ契約書又ハ傳票ヲ營業者ニ交付ス
契約書又ハ傳票ニハ必ス納期日ヲ指定シ其納期ハ一箇月ヲ超エス
原料輸入又ハ採集季節ノ關係アルモノ並ニ著シキ多量ノ製造等特別ノ事情アル場合ハ特ニ其理由ヲ添付ス

●藥種商免許鑑札ノ効力ニ關スル件

【照】 明治四十一年十二月金澤地方檢事正ヨリ民刑局長へ照會

甲地方ニ於テ藥品營業並ニ藥品取扱規則第二十一條ノ免許ヲ受ケタルモノ乙地方廳管内ニ店舗ヲ設ケ營業シタル時ハ同規則第三十九條ノ四ノ一號ニ該當スル哉否ヤ右及問合候也

【答】 明治四十一年一月衛甲第三號衛生局長ヨリ司法省民刑局長へ回答

司法省民刑甲第一號ヲ以テ藥種商免許鑑札ノ効力ニ關シ御照會相成候處右ハ當省ニ於テハ同規則第三十九條ノ四ノ一號ニ該當スルモノト解釋相成居候條御了承有之度及回答候也

●藥種商ノ支店又ハ出張所開設ニ關スル件

【通】 (明治四十一年六月衛甲第三七號通牒)

藥種商(藥劑師ニシテ藥種商ヲ爲ス者ヲ含ム)ノ支店又ハ出張所ヲ開設シ得ルヤ否ヤニ付此々問合ノ向有之右ハ法律上差支無之候得共府縣令ヲ以テ開設ニ關スル届等ノ手續ヲ定メラレ可然存候最モ藥劑師ヲ置クニ非サレハ該支店又ハ出張所ニ於テ毒劇物ノ零賣ハ勿論指定藥品ノ販賣授與ヲ爲スコトヲ得サル儀ト御承知相成度依命及通牒候也

●支店ニ於ケル指定藥品販賣權及一旦廢業シタル藥種商ノ二度開業ニ關スル件

【照】 (明治四十一年八月北海道廳長官)

藥品營業並ニ藥品取扱規則第二項ノ手續ヲ經タル藥種商其後廢業シテ更ニ他ノ支店ノ管理人トナリタル場合及前示ノ手續ヲ經タル者一旦廢業シテ更ニ開業シタル場合ニ於テハ指定藥品ヲ販賣セシメ差支ヘナキモノト被存候處本年六月二十七日附衛甲第三七號御通牒ニヨレハ藥劑師ヲ置クニアラサレハ支店ニ於テ指定藥品ヲ販賣授與シ得ストアルモ右管理人ヲ置ケル支店ニモ同様販賣授與ナシ得サルモノニ候哉聊カ疑義相生シ且ツ差當ル事項有之候條至急御回答相成度候也

【答】 (明治四十一年八月内務省衛生局長回答)

右ハ左記ノ通り御了承相成度候

- 一、前段附則第二項ノ手續ヲ經タル藥種商其後廢業シテ更ニ他ノ支店ノ管理人トナリタル場合ニ於テハ藥劑師ヲ置クニアラサレハ販賣授與スルコトヲ得ス
- 一、後段前示ノ手續ヲ經タル者一旦廢業シテ更ニ開業シタル場合ニ於テハ販賣授與ノ資格ナシ

●衛生組合ハ石炭酸其他劇藥ヲ購入スルコトヲ得ルノ件

【通】 (明治四十一年七月衛甲第二九號衛生局長通牒)

衛生組合ハ藥品營業並ニ藥品取扱規則第三十條ニ依リ傳染病豫防消毒等ノ爲ニ使用スル石炭酸昇汞等ノ劇毒藥ヲ購入スルコトヲ得ルヤ否ヤニ關シ問合セ來ル府縣往々有之右ハ該條ニ依ルコトヲ得ルコトニ決定相成候條此段及通牒候也

追テ從前ノ通達ニシテ本文ト抵觸ノモノハ自然消滅シタルモノト御了知相成度候

●不良ナル生藥粉末並繙帶材料取締方ノ件

【通】(明治四十一年十二月衛甲第九一號通牒)
藥品巡視ノ儀ニ付テハ相當御勅行ノコト、被存候處近來市場ニ集散スル生藥粉末並繙帶材料ノ如キハ粗製濫造ノ弊ニ順致シ例ノ甘草粉ニ日本藥局方甘草末、藥局方外甘草末、純良甘草末、甘草末ノ四等級ニ區別シ日本藥局力ニ適合セサル不良品モ等シク醫藥品トシテ供給セララル趣ニ聞及候條御調査ノ上自今製造所其他ニ就テモ一層嚴重ニ御取締相成様致度依命此段及通牒候也

●注射用ノ名稱ヲ附記シタル鹽酸モルヒネ錠、鹽酸コカイン錠其他ノモノノ取扱方ノ件

【答】(明治四十年十月衛生局長ヨリ大阪府知事へ)
注射用等ノ名稱ヲ附記シタル鹽酸モルヒネ錠鹽酸コカイン錠其他ノモノノ取扱方ノ件ニ付九月二十一日付衛第四一號ヲ以テ御照會ノ趣了承右ハ日本藥局方ニ適合シタル藥品ヲ以テ調製シ之ニ頓服用眼科用ノ如キ文字ヲ冠スル等藥局方記載ノ錠劑ト容易ニ區別シ得ヘキ名稱ヲ付シ販賣授與スルハ其錠劑一個ノ重量主藥及賦形藥ノ重量等藥局方所定ト異ナルモ差支無之儀ト御承知相成候様致度此段及回答候也

●局方外粉末藥ニ關スル件

【照】(明治四十四年一月熊本縣知事ヨリ内務省衛生局長宛)
藥品取締上ニ關シ疑義相生シ候ニ付貴官ノ御意見承知致度此段及照會候也
左表ノ藥品ハ日本藥局方ノ甘草、莪述、大黃、桂皮等ヲ粉末トシタルモノト認メ藥品營業並藥品取扱規則第二十六條ヲ適用シ取締差支ナキヤ

品名	熊本地方價額	製造人	日本藥局方品價額
局外純良慣用藥粉末唐莪述	斤ニ對シ二十一錢位	京都 林 某	磅ニ付五十錢位
局外純良慣用藥唐大黃	右同二十三錢位	京都 三木正吉	同
局外純良品唐大黃	同三十二錢位	同	同
局外純良慣用藥粉末桂皮	同十二錢位	京都 三木正吉	四十二錢位
局外純良品唐肉桂皮粉末	同二十五錢位	同	同
局外品唐甘草末	同十六錢位	同	四十八錢位

追テ現今醫師又ハ賣藥業者等ニ於テ該品ヲ日本藥局方ノ甘草、莪述、大黃、桂皮等ノ粉末トナシタルモノト誤解シ若クハ安價ナル故ヲ以テ故意ニ購入使用シ居ル向モ有之候尙是等ノ藥品ハ多數ノ種類有之候得共御參考ノ爲メ各種及送附候也

【答】(明治四十四年一月内務省衛生局長ヨリ熊本縣知事宛)
坊間販賣ノ藥品莪述根五品取扱ノ儀ニ關シ本年 月十八日附衛第三十五號ヲ以テ照會相成候處御來示ノ通り藥品營業並取扱規則ニ依リ御取扱相成度此段及回答候也

●税關及船舶荷役ノ際ニ於ケル劇毒藥ノ取扱ニ關スル件

【通】(明治四十年十二月衛甲第五六九號内務省衛生局長ヨリ大阪府知事へ)
 本年地方官會議ノ節兵庫縣知事提案ニ係ル税關及船舶荷役ノ際ニ於ケル劇毒藥ノ取扱ニ關スル件右ハ大藏省ニ送附置候處今般別紙ノ通り通知有之候條爲念此段及通牒候也
 往第一七三六號

本年地方官貴省ニ會同ノ節兵庫縣ノ提案ニ係ル税關及船舶荷役ノ際ニ於ケル劇毒藥ノ取扱ニ關スル件ハ當省主管ノ事項トシテ御送附相成候處劇毒藥ニ對シテハ從來税關ニ於テモ特ニ注意ヲ加ヘ普通貨物ト混同セサル様取扱居候得共船長ヨリ税關ニ提出スル積荷目録ノ如キモ劇毒藥ノ品目ヲ明記セルモノ稀ニシテ多クハ單ニ藥品ト記載シアルヲ以テ外裝ニ特殊ノ目標アルモノ、外一般ニ普通貨物ト混同シテ取扱ハル、ヲ免レス尙ホ輸入申告書ニモ單ニ藥品ト記載セルモノ往々之アルヲ以テ實際ハ貨物検査開始ノ上ニ非サレハ的確ニ其劇毒藥品ナルヤ否ヤヲ認識スル能ハサル儀ニ有之而シテ其際ハ既ニ普通貨物ト混同シテ陸揚セラレ多少時日ヲ經過シタル後ナルヲ以テ爾後之ヲ劇毒藥トシテ特殊ノ取扱ヲ爲スモ其効果渺ナカルヘキ儀ニ有之候得ハ劇毒藥ノ輸入ニ付テハ法規ヲ以テ其積載船及取扱方ニ關スル特別ノ規定ヲ設ケラル、ニ非サレハ兵庫縣提案ノ如キ危險ヲ完全ニ防過スルヲ得サル儀ト被存候得共大體左記ノ如ク取扱フヘキ旨主務局ヨリ各税關へ通牒セシメ置候條此段及通知候也 (明治四十年十一月大藏大臣法學博士里府坂谷芳郎内務大臣原敬殿)

- 一 劇毒藥ハ特ニ指定シタル場所ヨリ陸揚又ハ船積セシムルコト
- 二 劇毒藥ハ特ニ指定シタル場所ニ藏置セシムルコト

- 三 劇毒藥ノ包裝完全ナラサルモノハ改装セシメタル上引取又ハ船積ヲ許スヘキコト
- 四 劇毒藥カ包裝ノ破損等ヨリ漏出シタルトキハ警察官吏ト立會ノ上便宜處分スルコト
- 五 劇毒藥ノ陸揚船積及税關構内運搬ノ際特ニ注意スルコト

●指定藥品含有ノ製劑取扱方ノ件

【照】(明治四十四年五月十二日大阪府知事ヨリ)

明治四十年四月内務省令第七號ヲ以テ指定藥品相定メラレ居リ候處右記上欄ノ指定藥品ヲ以テ製シタル下欄ノ藥品ハ藥品營業並藥品取扱規則第三十七條ノ二及同附則第二項等ノ取締上ニ付テハ指定藥品ト同一ノ取扱ヒニ出ツヘキモノトハ思料セラレ候モ聊カ疑義相生候條何分ノ御回報相煩度此段及御照會候也

昇 汞	昇 汞 錠
鹽酸モルヒネ	鹽酸モルヒネ錠
鹽酸コカイン	鹽酸コカイン錠
甘 汞	甘 汞 錠
アンチピリン	アンチピリン錠
吐 根	吐 根 錠
吐 末	阿片吐根錠
クレオソート	クレオソート丸
フォルマリン	フォルマリン水

クロ、フォルム
苺若越幾斯

クロ、フォルム水(精)
苺若坐劑

其他指定藥品ヲ以テ製シタル同名ノ軟膏類

【答】(明治四十四年六月六日衛生局長)

指定藥品ヲ以テ製シタル藥品取扱方ノ儀ニ付本月十二日附衛第一一六八號ヲ以テ御照會ノ趣了承右ハ御見込ノ通指定藥品同様御取扱相成様致度此段及回答候也

●藥局開設ニ關スル件

【照】(明治四十三年四月十八日北海道廳長官ヨリ)

藥品營業並藥品取扱規則之義ニ關シ左記ノ通物議相生シ候ニ付御意見承知致度至急何分ノ御回答煩度此段及照會候也

記

一明治四十年十二月内務省令第廿七號第六條第二項ニ「前項ノ藥劑師ハ其藥種商ノ營業所以外ニ於テ藥品ノ取扱ニ從事セサル者タルコトヲ要ス」トアルハ藥劑師カ其備ハレタル藥種商ノ營業所以外假令ハ公私立病院ニ就職シ又ハ單獨ニテ他ノ箇所ニ藥局ヲ開設シテ藥品ノ取扱ヲ爲サ、ル者ナルコトハ勿論自己ノ備ハレタル藥種商ノ家宅内ニ於テ藥局ヲ開設シテ藥品ノ取扱ヲ爲スカ如キ行爲ヲモ之ヲ禁スル義ト思料被致候處右行爲ノ如キハ其備ハレタル藥種商ノ營業所以外ノ場所ニ非サルヲ以テ差支ナキ者ナルヤ

【答】(明治四十三年六月二十日衛生局長)

本年四月十八日附衛第四四六三號ヲ以テ御照會ニ係ル藥品營業並藥品取扱規則第三十七條ノ三ノ藥劑師カ其藥種商ノ營業所ニ於テ藥局ヲ開設スル場合ハ明治四十年十二月省令第二十七號第六條第二項ニ抵触セサルモノト存候條右様御了知相成度此段及回答候也

●指定藥品販賣資格ニ關スル件

【照】(明治四十三年九月廣島縣知事ヨリ)

(前略)藥種商營業者カ他府縣ニ移轉セントスル場合ニ於テ居住地府縣令ニ(他府縣ニ移轉セントスルトキハ其以前ニ鑑札ヲ返納スヘシ)ト規定アルヲ以テ廢業ノ意志ナキモ該規定ニ依リ鑑札ヲ返納シ更ニ移轉地府縣ニ於テ鑑札ヲ受ケサルヲ得サル次第ト相成其間一時廢業ノ姿ト相成候得共素ト指定藥品販賣ノ資格ハ獨リ其居住地府縣内ニノミ限定セラレタルモノニ非スシテ任意廢業セサル以上ハ假令他府縣ニ移轉スルモ敢テ消滅スルモノニ無之ト被存候得共如何有之哉至急何分ノ御回答煩度候

【答】(明治四十三年十一月衛生局長)

九月二十二日衛甲第三九五七號ノ内ヲ以テ御照會相成候指定藥品販賣資格ノ件ハ御意見ノ通りニテ差支無之様被存候御承知相成度此段及回答候也

●藥劑師カ公衆ノ依頼ヲ受ケ普通藥品ヲ調合販賣ノ場合取扱方ノ件

【照】(大正二年一月神奈川縣知事ヨリ) 藥劑師カ藥局ニ於テ公衆ノ依頼ヲ受ケ口頭反ハ持參シタル覺書ニ依リ普通藥品例ハ「重炭酸ナトリウム一〇グラム」「ヂアスターゼ一グラム」「ゲンチアナ末一、五グラム」等ヲ配合販賣スルノハ藥品營業並藥品取扱規則第十四條ニ抵觸セサルモノト解釋セラレ候得共差掛リタル事項有之候條至急何分ノ御回答相成度候也

【答】(大正二年四月内務省衛生局長)

右ニ關シ本年一月二十九日附警衛發第四三號ヲ以テ御照會之趣了承藥劑師ノ藥局ハ醫師ノ處方箋ニ依リ調劑スル處ナルカ故ニ醫師以外ノ者ノ處方箋ニ依リ配合販賣スルコトヲ許サレサル義ニ有之候條御了知相成度尤モ藥劑師カ藥品ノ販賣者タル資格ニ於テ買手ノ指定スル普通藥品ヲ配伍販賣スルハ差支無之候

●消毒綿取締ノ件(例規)

【通】(大正五年十一月十九日衛生局長ヨリ大阪府知事へ)

近來製藥者以外ノ綿商ニ於テ脫脂綿又ハ消毒綿ナル名稱ノ下ニ日本藥局方所定精製綿ニ紛ハシキ不良品ヲ製シ家事用トシテ販賣スルノ傾向アリ之カ取締方ニ關シ伺出ノ向有之候處右ハ醫療用ニ混同使用スルノ虞アリト被認候除漸次左ノ方針ヲ以テ御取締相成候様致度此段通牒候也

記

藥局方精製綿ヲ原料トナスコトヲ條件トシ之ト混同セサル名稱ノ下ニ販賣セシムルコト但シ販賣ハ藥劑師藥種商ニ限ラス自由ノモノトス

●吸入用酸素瓦斯販賣取扱方ノ件

【照】(大正七年一月九日岡山縣知事ヨリ衛生局長へ同文移牒)

鐵製圓筒中ニ濃縮シタル酸素瓦斯(約九十九アロセント)ヲ醫療用トシ「吸入用酸素瓦斯」ナル名稱ヲ附シ無資格者ニ於テ請賣販賣セルモノ有之候處右ハ藥品營業並藥品取扱規則第二十條ノ資格ヲ要スルモノト被認候ヘトモ之カ取扱方ニ付聊疑義相生候條至急何分ノ御意見承知致度此段及照會候也

【答】(大正七年二月八日衛生局長ヨリ大阪府知事へ)

本件ニ關シ客月九日附衛第九四號ヲ以テ御照會ノ趣了承右ハ御見込ノ通藥品營業並藥品取扱規則ニ依リ御取扱相成度候

●海軍看護兵曹看護兵ノ藥種商出願ニ關スル件

【通】(大正十二年六月三十日衛醫第八二八號衛生局長ヨリ各地方長官へ通牒)

特別ノ教育ヲ受ケタル海軍看護兵曹又ハ看護兵ニシテ現役ヲ離レタル者藥種商試驗ノ際ハ相當便宜ヲ與ヘラレ度旨海軍省醫務局長ヨリ別紙ノ通り照會來リ候ニ就イテハ差支ナキ限り便宜ヲ與ヘラレ度

(別紙)

海軍看護兵曹、看護兵ニシテ特別ノ教育ヲ受ケタル者離現役後藥種商營業出願ノ際地方廳ニ於テ便宜ヲ與ヘラル、様取計ラレ度件

大正十二年六月八日

海軍省醫務局長

内務省衛生局長殿

海軍看護兵曹又ハ看護兵ニシテ海軍病院練習部ニ於テ高等科看護術練習生教程ヲ修了セシ者ハ藥種商ノ免許下附ニ關スル地方廳ノ學術試驗合格者ト同等以上ノ學識經驗アルモノト被存候ニ付離現役後藥種商ノ營業ヲ出願スル際相當ノ便宜ヲ與ヘラル、様御取計ヲ得度參考資料相添ヘ候
參考資料ハ衛生課長會議ノ席上配布濟
右照會ス

●醫療用酸素瓦斯販賣ニ關スル件

(大正十四年二月十六日衛生局長ヨリ各地方長官へ通牒)

【照】(大正十四年一月十日衛第五七五號大分縣知事ヨリ衛生局長へ)
本縣トニ於テ酸素瓦斯(攝氏三十五度ニ於テ十氣壓以上ノ壓力ヲ有スル壓縮瓦斯ヲ醫療用トシテ吸、酸素瓦斯)ナル名稱ヲ附シテ請賣販賣セルモノ有之候ニ付テハ該販賣業者ハ藥品營業並ニ藥品取扱規則第一條又ハ同第二十条ノ資格ヲ要スルモノト被認候ヘトモ壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法及同施行令ニ依レハ該販賣業者ハ一定ノ資格ヲ要セサルカ如シ之カ取締方ニ關シ疑義相生シ候條貴局ノ御意見承知致度此段及照會候也

【答】(大正十四年二月十六日衛生局長ヨリ大分縣知事へ)
二月十日衛第五七五號ヲ以テ御照會ニ係ル標記ノ件ハ藥品營業並藥品取扱規則第一條又ハ第二十条ノ資格ヲ要スルモノト存候右及回答候也

●本邦ニ於ケル藥劑師取締法ニ關スル件

(大正十四年七月衛生局長ヨリ各地方長官へ通牒)

【照】(大正十四年六月十三日通一普通第三五九號外務省通商局長ヨリ衛生局長へ)
在丁抹當業者ヨリ願出アリタル趣ヲ以テ本邦ニ於テ販賣スル藥劑ノ成分等明示ノ要否ニ關シ今般在本邦丁抹公使館ヨリ照會有之候ニ付何分ノ御回示相成度此段及御依頼候也

【答】(大正十四年七月二十一日衛生局長ヨリ外務省通商局長へ)
本件ニ關シ六月十三日附通一普通第三五九號ヲ以テ御照會ノ趣承本邦内地ニ於テ販賣スル藥品製劑ハ總テ明治二十二年三月法律第十號藥品營業並ニ藥品取扱規則第三十六條ヨリ假名又ハ漢字ヲ以テ其ノ藥名ヲ記スコトヲ必要トスヘク「ラテン」語又ハ他ノ外國語ヲ併記スルハ妨ナシ日本藥局方ニ記載セサル藥品製劑ニシテ外國藥局方ニ記載セルモノハ其ノ據ルトコロノ藥局方名ヲ記スヘク日本藥局方記載ノ藥品ニ關シテハ特ニ日本藥局方記載ノ藥品ニ關シテハ特ニ日本藥局方ナル文字ヲ記載スヘキ規定無之候ヘ共實情ハ便宜ト記致シ居ル次第ニ候又何レノ藥局ニモ記載セサル藥品製劑ハ明治四十四年内務省令第十號何レノ藥局方ニモ記載セサル藥品又ハ製劑取締ニ關スル件第二條ニヨリ容器又ハ包紙ニ其成分不明ナルモノハ其ノ本質及製造方ノ要旨ヲ記載スルコトヲ要スル次第ニ候條右御了承相成度

●柔道整復術業者ノ藥品使用ニ關シ疑義ノ件

(大正十四年七月衛生局長ヨリ各地方長官へ通牒)

【照】(大正十四年六月二十二日丑衛發第四八四號福島縣知事ヨリ衛生局長へ)

柔道整復術營業者カ藥品(賣藥ヲ含ム)ヲ使用シ得サルコトハ大正十三年六月福井縣ヨリノ伺ニ對スル衛生局長回答(衛醫九〇二號)ニヨリ明瞭ナルモ最近東京柔道整復術業會ヨリ國際代表者ヲシテ接骨散(多クハ賣藥トシテ許可シアルモノ)ノ使用ニ關シ貴局ノ御意見ヲ徵シタルニ支障ナキヤノ明言有之趣右ハ事實ニ候哉願掛リタル義有之候條折返シ御回示相成度此段及照會候也

【答】(大正十四年七月十三日衛醫第九四九號衛生局長ヨリ)

六月廿二日丑衛發第四八四號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件ハ大正十三年八月八日衛醫第九〇二號ヲ以テ福井縣知事ニ回答候通御取扱相成可然

(參考)

▲柔道整復術營業者外用藥品(賣藥ヲ含ム)投用ニ關スル件(照會)

首題ノ件ニ關シテハ柔道整復術ノ準用規則タル按摩術營業取締規則ニ依ルモ之カ明記シアルヲ視スト雖モ整復術營業者ハ外用藥賣藥ヲ味ムヲ投藥スルコトハ支障無之候ト思料セラレ候モ一應貴局ノ御意見承知致度何分ノ御回答至急相煩度此段及照會候也

▲柔道整復術營業者外用藥品投用ニ關スル件(回答)

六月二十三日衛中第七九五號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件柔道整復術營業者ハ藥品又ハ賣藥ヲ投用スルコトヲ得サル義ト存候但シ消毒ノ爲使用スル場合ハ此ノ限りニ在ラス右及回答候

●藥品營業並藥品取扱規則第三十條中疑義ニ關スル件

【照】(昭和二年八月警視總監ヨリ衛生局長へ)

娼妓稼ヲ爲スモノニシテ花柳病豫防ノ必要上青酸々化汞ノ如キ毒藥ヲ配伍セル製劑ヲ購入セントシ規定ノ證書ヲ差出シタル場合ニ於テ藥品取扱營業者ハ藥品營業並ニ藥品取扱規則第三十條ニ依リ職業上必要ナル藥品ト認メ販賣又ハ授與スルモ支障ナキヤ聊カ疑義相生シ候條一應貴局ノ御意見承知致度此段及照會候也

【答】(同年同月衛生局長ヨリ)

本年八月九日附衛第三四四號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件職業上必要ナルモノト認メ販賣又ハ授與スルモ支障無之ト存候

第三節 新藥及新製劑

●何レノ藥局方ニモ記載セサル藥品又ハ製劑取締ニ關スル件

(明治四十四年内務省令第一八號)

第一條 藥劑師、藥種商又ハ製藥者何レノ藥局方ニモ記載セサル藥品又ハ製劑(藥局方ニ記載シタル藥品ヲ用ヒテ製造シタル物ヲ含ム)ヲ新ニ製造發賣シ又ハ輸入發賣セントスル者ハ見本品ヲ添ヘ其成分(製劑ハ分量トモ)成分不明ナルモノハ其ノ本質及製造ノ要旨ヲ記載シ地方長官(東京府ニ於テハ警視總監)ニ届出ツヘシ
前項ノ藥品又ハ製劑ト同一品ニシテ名稱若ハ製造法又ハ製造元ヲ異ニスルモノニ關シテ亦前項ニ同シ

第二條 何レノ藥局方ニモ記載セサル藥品又ハ製劑ハ容器又ハ包紙ニ其成分、成分不明ナルモノハ其本質及製造法ノ要旨ヲ記載スルニ非サレハ之ヲ販賣又ハ授與スルコトヲ得ス但シ名稱若ハ製造法又ハ製造元ヲ異ニスル場合ヲ除ク外本令施行前ヨリ發賣シ來レルモノニ關シテハ此ノ限りニアラス

第三條 本令ニ違背シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
明治四十年十二月内務省令第二十八號ハ之ヲ廢止ス

(通牒照覆)

●何レノ藥局方ニモ記載セサル藥品又ハ製劑ノ醫藥ト賣藥トノ區別標準

【通】(明治四十四年十月三日衛生局長ヨリ大阪府知事へ)
何レノ藥局方ニモ記載セサル藥品又ハ製劑取締ニ關スル改正省令發布相成候處其ノ醫藥ト賣藥トノ區別ニ付テハ大體左記標準ニ依リ御取扱相成度尤モ賣藥ハ公衆ヲシテ醫師ノ指揮ニ依ラス疾病治療ノ爲メニ使用セシムルヲ主タル目的トシテ販賣スルモノヲ云フモノニ有之其販賣ノ方法手段如何ハ單ニ其ノ目的ヲ認定スルノ材料タルニ過キササルニ依リ假令販賣方法左記標準ニ直接該當セサルモノト雖モ公衆ヲシテ醫師ノ指揮ニ依ラス疾病治療ノ爲メ使用セシムルヲ主タル目的トシテ販賣スルモノト認定スヘキモノハ仍之ヲ賣藥トシテ御取扱相成度依命此段及内牒候也

(追書略之)

醫藥ト賣藥トノ區別標準

- 第一條** 左記各號ノ一ニ該當セサル藥品ハ容器若ハ被包ニ成分、分量(成分及分量ノ不明ナルモノ)ヲ記シテ醫師又ハ醫師ノ指揮ヲ受ケタル者ヲ主タル目的トシテ發賣スルモノハ假令効能用法及用量ヲ記載スルモノ其ノ記述方法專門的ナルトキハ賣藥トセス
- イ、内外藥局方ノ製品
- ロ、學問上又ハ古來ノ傳説若ハ其ノ事由ニ依リ醫師製藥者ニ周知セラレタル藥品
- 前項本文ノ藥品ヲ以テ調製シタル製劑ハ前項本文ニ準シ取扱フモノトス
- 第二條** 左記各號ノ一ニ該當セサル製劑ハ容器若ハ被包ニ成分、分量(成分及分量ノ不明ナルモノ)ヲ記シテ醫師又ハ醫師ノ指揮ヲ受ケタル者ヲ主タル目的トシテ効能ヲ記載セスシテ發賣スルモノハ假令用法及用量ヲ記載スルモノ其ノ記述方法專門的ナルトキハ賣藥トセス
- イ、内外藥局方ノ製劑
- ロ、學問上又ハ古來ノ傳説若ハ其ノ事由ニ依リ醫師製藥者ニ周知セラレタル製劑
- ハ、第一條第一項(イ)又ハ(ロ)ノ藥品若ハ本條ノ(イ)又ハ(ロ)ノ製劑ヲ用ヒテ處方箋ニ依リ調合スルカ如キ普通ノ方法其ノ他容易ニ調製セラルルカ如キ方法ニ依リ調製シタル製劑
- 第三條** 第一條第一項本文及第二項又ハ第二條本文ニ該當セサル藥品及製劑ハ効能、用法及用量ヲ記載スルモノハ勿論單ニ用法又ハ用量若ハ効能ノミヲ記載スルモノト雖モ賣藥トス
- 第四條** 麻醉劑、鎮痛劑、利尿劑、收斂劑ト云フ類ニシテ單ニ藥品ノ種類、性状ヲ專門的ニ示スニ止マルモノハ効能ノ記載ト認メス

第五條 藥品ト共ニ購入者ニ交付スル別紙若ハ別冊説明書ニ記載シタルモノ又ハ一般公衆ヲ目的トスル新聞雜誌ノ廣告ニ記載シタルモノ若ハ其ノ他ノ方法ニ依リ一般公衆ニ廣告シタルモノハ容器又ハ被包ニ記載シタルモノト同一ニ取扱フモノトス

第六條 從來賣藥トシテ許可ヲ得タルモノ又ハ之ト同一ノ名稱ヲ附スルモノハ用法又ハ用量若ハ効能ヲ記載セサルモ賣藥トス

●新藥又ハ新製劑ノ製造發賣又ハ輸入發賣ニ關スル件

【照】(大正七年七月二十二日大阪府知事ヨリ衛生局長ヘ)
 明治四十四年内務省令第十八號新藥又ハ新製劑ノ製造發賣又ハ輸入發賣ニ關スル件ニ據ル届出ハ其ノ内容ノ如何ニ論ナク直ニ受理シ屆出人ハ該品ヲ發賣シ得ルモノト解セラレ候處現品ニ對シテハ明治四十四年内務省祕第一二〇五號御通牒並同年十二月第二九〇號御通牒等ニ基キ新藥又ハ新製劑ナリヤ否ヤヲ認定シ其ノ然ラサルモノ即チ届出ヲ要セサルモノニ對シテハ御通牒ノ主旨アルカ爲メ該發賣者ニ對シ相當説示スルコトニ取扱來候モ前叙御通牒ハ届出人ニ對シテ何等ノ標準ヲ公示セラレサルモノナルカ故ニ其ノ間拔官廳ト届出人トノ見解ニ扞格ヲ生シ營ニ双方無要ナル手数スルノミナラス自然省令ノ主旨ヲ沒却スルノ虞有之候ニ就テハ新藥新製劑ノ定義ヲ一般ニ公示セラレ届出藥劑ニ對スル標準ヲ明カニシ以テ當業ノ圓滿ナル發達ヲ圖ルハ今日柄最モ機宜ニ適シタル所置ト認メラレ候條至急御措置希望候右決定迄ハ該御通牒ニ依リ從來ノ通り取扱フヘキヤ又ハ全部届出ノマ、受理致スヘキヤ各府縣取扱區々ニ涉ラサル様此際御訓令相成度差掛リ本問題ニ關シ必要有之候條右ニ對スル貴局ノ御意見至急御回示相煩度

及照會候也

【答】(八月衛生局長ヨリ大阪府知事ヘ)
 本件ニ關シ客月二十四日付衛勅第一六號ヲ以テ御照會ノ趣了承新藥新製劑ノ定義ヲ確定スルハ頗ル困難ニ有之將來尙攻究ヲ重ヌヘク候ヘ共當分ノ内從來ノ通り曩年通牒ノ主旨ニ依リ御取扱相成候様致度尙必要アル場合ハ當業者ニ對シ便宜其主旨ヲ御説示相成ル義ハ差支無之ト存候

●新製劑輸入發賣届出ニ關スル件

【照】(大正十年七月十五日大阪府知事ヨリ)
 標記ノ件ニ關シ別紙寫ノ通り届出有之調査スルニ其方名乃至効能ノ記述等極メテ通俗的ニシテ醫療用ニ供スルモノト認メ難ク專ラ普通人ニ使用セシムル事ヲ目的トセルハ現品ニ添附セル書類其他ヨリ觀察シテ自然ノ理ニ有之一方届出品類中ノ一二ハ其ノ成分ノ上ヨリ見テ劇毒藥ヲ含有シ又ハ新藥ヲ主藥トセル等ノ理由ノ下ニ新製劑ト認メ得ルモノアルモ斯種ノモノヲ除ク外ハ何レモ賣藥ト認ムルヲ妥當トスヘク新製劑トシテ發賣セシムヘキ筋合ノモノニアラサルヘシト認メラル、モ最近斯種ノ届出ハ稍々簇生ノ傾向モ有之旁々取締リノ統一ヲ圖ラル、要アルヘシト思料セラレ候條右ニ對スル御意見至急承知致度現品ニ種添附此段及照會候也

【答】(大正十年八月九日内務省衛生局長ヨリ)
 標記ノ件ニ關シ七月十五日附衛第八四八一號ヲ以テ御照會ノ趣了承右ハ御意見ノ通り賣藥トシテ御取扱相成可然ト存候

●新製劑疑義ノ件

【照】(大正十年十二月廣島縣知事ヨリ内務省へ)
左記處方ニ依ル藥品ヲ新製劑トシテ届出タル者有之候處右ハ毒劇藥ヲ含有セサル薰煙劑ニ係リ燃燒發生
スル水銀蒸氣ヲ吸收スルモノナルカ故ニ中毒ノ惧アリ且製劑其モノノ性質ヨリスルモノ新製劑トシテ扱フ
ヘキモノニ非スト認メ候ヘ共如何哉一應御高見承知致度候也

記

一、製法

朱二七・五グラム、百霜葉末二七五グラム、艾四五グラム以上先ツ百霜葉末ヲ極微細ノ粉末トナシ朱
ヲ加ヘテ能ク混和シ之レヲ艾ニ塗リテ製ス

【答】(内務省衛生局長ヨリ)
右ハ御見込ノ通御取扱相成可然ト存候

●新藥新製劑取締ニ關スル件

(大正十二年十月三十日衛生局長ヨリ各地方長官へ通牒)

【照】(大正十二年十月高知縣知事ヨリ衛生局長へ)

新藥新製劑取締ニ關スル件別紙添付(略)ノ通り「スゼレイン」錠ト稱スルモノヲ藥品營業者以外ノモノ販
賣致居候處右ハ大正十一年衛醫第二七七號ヲモツテ朝鮮總督府へ御回答ノ次第モ有之明治二十二年法律

第十號藥品營業者竝ニ藥品取締規則及明治四十四年省令第十八號ニ依リ取締ルヘキモノト被存候ヘ共一
應貴局ノ御意見承知致度此段及照會候也

【答】(大正十二年十月衛生局長ヨリ)

標記ノ件ニ關シ御照會ノ趣了承右ハ御意見通り御取扱相成度追テ「スゼレイン」錠ハ本年四月兵庫縣廳ニ
省令十八號ニ依ル届出ヲナシ新製劑トシテ藥品ノ取扱ヲ致シ居ルモノナル由爲念申添候也

第四節 毒物劇物及本精

●毒物劇物營業取締規則

(明治四十五年五月十日内務令第五號)

第一條 本令ニ於テ毒物劇物ト稱スルハ醫藥以外ノ用ニ供セシムル目的ヲ以テ販賣スル毒性又ハ劇性ノ
物品ニシテ別ニ指定シタルモノヲ謂フ

明治二十二年三月法律第十號藥品營業並藥品取扱規則第三十五條ニ依リ定メラレタル毒藥劇藥ノ品目
ニ該當スル物品ニシテ前項ノ指定ヲ受ケサルモノハ醫藥用品(同法第二十六條但書及第二十七條但書
ノ場合ヲ含ム)ノ外之ヲ貯藏陳列販賣又ハ讓與スルコトヲ得ス

第二條 毒劇物營業ヲ爲サムトスル者ハ地方長官(東京府ハ警視總)ノ許可ヲ受クヘシ
藥劑師、藥種商又ハ製藥者毒劇物營業ヲ爲サムトスルモノハ地方長官ニ届出ツヘシ

第三條 未成年者、癡癩、白痴者其ノ他毒劇物ノ取扱ヲ爲スニ堪ヘスト認ムヘキ者及法人ハ其ノ取扱ヲ

爲サシムル爲地方長官ノ許可ヲ得タル營業管理人ヲ置クニ非サレハ毒劇物營業ヲ爲スコトヲ得ス

第四條 毒劇物ハ堅牢ナル容器又ハ被包ニ容レ之ヲ密閉シ其ノ容器又ハ被包ニ醫藥用外ノ四字及其ノ品名並毒物ニハ毒物ノ二字劇物ニハ劇物ノ二字ヲ明記スヘシ

前項ノ文字ハ其ノ品名ヲ除ク外毒物ニ付テハ赤地ニ白色、劇物ニ付テハ白地ニ赤色ヲ以テ記載スヘシ

第五條 毒物ハ他ノ物品ト區別シ貯藏、陳列スヘシ劇物ニ付テ亦同シ

毒物ヲ貯藏、陳列スル場所ニハ鎖鑰ヲ施シ其ノ外部ニ醫藥用外毒物ノ六字ヲ明記スヘシ

第六條 毒劇物ヲ取扱フニハ專用ノ器具ヲ備ヘ毒物又ハ劇物ノ文字ヲ其器具ニ明記スヘシ

第七條 毒劇物營業者毒物ヲ交付スルニハ其ノ容器又ハ被包ニ其ノ營業所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱及第四條所定ノ文字ヲ明記スヘシ但毒劇物營業者ニ交付スル場合ハ此限ニアラス

飲食物用容器ハ之ヲ前項ノ容器ニ充用スルコトヲ得ス

第八條 毒劇物營業者ハ業務上、學術上又ハ技藝上必要アリト認ムル者ヨリ左ノ各號ノ一ニ依リ其ノ從事スル業務、學術若ハ技藝ヲ證明シ且ツ品名、數量、使用ノ目的、年月日、住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱及職業ヲ記シ捺印シタル證書ヲ提出スルニ非サレハ之ヲ販賣讓與スルコトヲ得ス

一 毒劇物營業者知人ノ證明

二 官公署又ハ學校ノ證明其ノ他徵證トナルヘキ官公文書

毒劇物營業者自己ノ知人ニ毒劇物ヲ販賣讓與スル場合ニ付テハ前項ノ證明ヲ要セス

家事上必要ナル毒劇物ニシテ別ニ指定スルモノニ付テハ前二項ノ規定ヲ適用セス

前項ノ毒劇物ハ品名、數量、年月日、住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱ヲ記シ捺印シタル證書ヲ提出スルニ非サレハ之ヲ販賣讓與スルコトヲ得ス

第一項及第四項ノ證書ハ其ノ日附ヨリ十箇年間之ヲ保存スヘシ

第九條 毒劇物營業者ハ毒劇物ノ販賣讓與ヲ受ケムトスル者前條ノ要件ヲ具備スルモ十四歳未滿ノ者又ハ不安心ト認ムヘキ者ニハ之ヲ交付スルコトヲ得ス

第十條 毒劇物營業者官公署、官公立ノ學校及製造所等ニ對シ毒劇物ヲ販賣讓與スル場合ニハ第八條ノ手續ヲ要セス

毒劇物營業者ノ間ニ於テ賣讓與スル場合ニハ第八條ノ證書ヲ要セス

第十一條 卸賣用ノ毒劇物ニ付テハ其ノ容器又ハ被包ニ品名ヲ記シ若ハ錯誤ヲ來ササル文字又ハ記號ヲ使用スル限リ第四條ノ容器又ハ被包ノ記載ニ關スル規定ヲ適用セス

前項ノ毒物ヲ貯藏スル場所ニ付テハ第五條第二項ノ規定ヲ適用セス

第十二條 地方長官ハ吏員ヲシテ毒劇物ヲ製造、貯藏又ハ販賣スル場所ヲ巡視セシムルコトヲ得

第十三條 地方長官ハ試驗ノ用ニ供スル爲必要ナル分量ノ毒劇物ヲ收去スルコトヲ得

前項ニ依リ收去ヲ執行スル場合ニ於テハ明治三十三年內務省令第十號第二條、第三條ノ規定ヲ準用ス

第十四條 毒劇物營業者禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ又ハ其ノ業務ニ關シ不正ノ行爲アリタルトキハ地方長官ハ其ノ業務ヲ禁止シ又ハ停止スルコトヲ得

地方長官ハ毒劇物營業者ノ業務ノ禁止又ハ停止ヲ解クコトヲ得

第十五條 本令ノ執行ニ關シ當該吏員ノ尋問ニ對シ虛偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ其ノ職務執行ヲ拒ミ若ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ障碍ヲ加ヘタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

毒劇物ノ容器又ハ被包ニ虛偽ノ記載ヲナシタル者若ハ第一條第二項、第八條第一項又ハ第四項ニ違背シタル者ハ罰前項ニ同シ

第十六條 第二條ノ許可ヲ受ケス若ハ其届出ヲ爲サスシテ毒劇物營業ヲ爲シタル者、禁止又ハ停止中營業ヲ爲シタル者、第四條、第五條、第七條、第八條第五項、第九條ニ違背シタル者又ハ毒劇物ノ容器

若ハ被包ニ誤記ヲ爲シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 第六條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

第十八條 毒劇物營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニアラス

第十九條 毒劇物營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他從事者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十條 法人ノ代表者又ハ其雇人其ノ他ノ從事者法人ノ業務ニ關シ本令ニ違背シタル場合ニ於テハ本令ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

本令ハ明治四十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令發布ノ際現ニ毒物劇物ノ營業ヲ爲ス者ハ本令施行ノ日ヨリ三箇月以内ニ地方長官ニ届出テ毒物劇物ノ營業ヲ爲スコトヲ得

●毒物劇物取締規則第一條ニ據ル毒物劇物品目

(明治四十五年五月十日内務省令第六號【最近】大正十二年十二月内務省令第二號改正)

本令ハ明治四十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

△毒 物

チアン水素液、チアンカリウム其ノ他チアン化合物並製劑但ベルリン藍色素、黄色血滿鹽及赤色血滿鹽ヲ除ク

燐、硫化燐並ニ其ノ製劑

可溶性ウラニウム鹽類並ウラニウム含有著色料

フルオール水素液

砒素、其ノ化合物並製劑及砒素含有著色料

水銀化合物及水銀含有著色料但亞クロール汞、黄色ヨード汞、油酸汞、白降汞、雷汞、チアン酸水銀朱ヲ除ク

△劇 物

バリウム化合物但硫酸バリウムヲ除ク

パラフェニールレンジアミン、其ノ鹽類並製劑

藤黄並其ノ製劑

銅化合物但雷銅ヲ除ク

硫化炭素

硫酸並其ノ含有物但十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク

カリウム

苛性カリウム並其ノ製劑但五プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク

苛性ナトリウム並其ノ製劑但五プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク

カドミウム並其ノ化合物

ヨード並其ノ製劑

第四章 薬 品

煙草製劑

ナトリウム

鉛化合物但炭酸鉛ヲ除ク

クロール酸カリウム並其ノ製劑但クロール酸鹽ヲ主トセル爆發藥ヲ除ク

クロール酸

クロールム酸カリウム、重クロールム酸カリウム並其ノ製劑

クレオソート

ブローム

ブローム水素酸

鹽酸並其ノ含有物但クロール水素十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク

アニリン並其ノ化合物

亞クロール汞並其ノ製劑

亞鉛鹽類並其ノ製劑但炭酸亞鉛、酸化亞鉛、雷酸亞鉛ヲ除ク

アムモニア水但アムモニア十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク

金鹽類但雷金ヲ除ク

銀鹽類但クロール銀、雷銀ヲ除ク

メチールアルコホル(木精)

硝酸並其ノ含有物但十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク

蔞酸並其ノ製劑

重蔞酸カリウム

ヒドロオキシールアミン其ノ化合物並製劑

石炭酸並其含有物但五プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク

スルフォナール、其ノ誘導體並製劑

錫 鹽 類

發烟 硫酸

ニトロベンツオール

粗製フォルマリン

クロロフォルム

クロールエチール

クロール醋酸類

ブロームエチール

アンチモニウム化合物並其ノ製劑但金硫黃ヲ除ク

クロールピクリン並其ノ製劑

苗栗藤並其ノ製劑

●毒物劇物營業取締規則第八條第三項ノ毒物劇物

(明治四十五年五月十日内務省令第七號、同四十五年七月同省令第一〇號改正)

本令ハ明治四十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

- 一、磷ヲ含有スル殺鼠用製劑
- 一、烟草製劑又ハ亞クロール汞ヲ含有スル驅蟲用製劑
- 一、バラフエニールンヂアミンヲ含有スル染毛用製劑
- 一、消火器用ノ硫酸又ハ鹽酸

●毒物劇物營業取締規則細則

(明治四十五年六月大阪府令第六〇號、大正六年二月府令第十三號改正)

- 第一條 毒物劇物ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ願書ニ本籍、住所、氏名(法人ニアリテハ其名稱、代表者ノ氏名)、生年月日、營業所及經歷ヲ具シ當廳ニ差出スヘシ
- 藥劑師、藥種商又ハ製藥者毒物劇物營業ヲ爲サムトスル者ハ願書ニ前項ノ事項(經歷ヲ除ク)ヲ具シ當廳ニ差出スヘシ
- 第二條 營業者毒物劇物營業取締規則第三條ニ依リ管理人ヲ置カムトスルモノハ願書ニ管理人ノ本籍、住所、氏名、生年月日及經歷ヲ具シ當廳ニ差出スヘシ管理人ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 第三條 營業者本籍、住所、氏名、生年月日若クハ營業所ヲ變更シ又ハ許可證ヲ毀損亡失シタルトキハ十日以内ニ届出許可證ノ書換又ハ再下附ヲ受クヘシ
- 第四條 營業者他ノ道府縣ニ營業所ヲ移シ又ハ廢業シタルトキハ十日以内ニ許可證ヲ添へ當廳ニ届出ツヘシ
- 營業者死亡セシトキハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

- 第五條 毒物劇物營業取締規則及本則ニ依ル願届ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ
- 第六條 第三條、第四條ニ違背シタルモノハ科料ニ處ス

附則

- 第七條 本則發布ノ際現ニ毒物劇物營業ヲ爲ス者引續キ營業セムトスル者ハ明治四十五年九月三十日迄ニ本則第一條第二項ニ準シ當廳ニ届出ツヘシ
- 本則ハ明治四十五年七月一日ヨリ施行ス

●毒劇物巡視規程

(大正三年九月訓令甲第六號警視廳)

- 第一條 衛生官吏警察官吏及藥劑師タル技術員ヲ以テ毒物劇物營業取締規則(以下單ニ規則ト書ス)第十條ニ依ル吏員ニ命ジ本規程ニ依リ巡視セシム
- 第二條 巡視員ハ制服ヲ着用スル者ノ外左ノ證票ヲ携帶シ巡視ノ際之ヲ示スヘシ(證票省略)
- 第三條 巡視員ハ左ノ各號ニ依リ調査スヘシ
- 一 衛生官吏、警察官吏タル巡視員ノ調査スヘキ事項
 - 一 營業許可證又ハ免狀、鑑札ノ正否
 - 二 規則第三條ノ營業者ナルトキハ管理人ノ營業ニ從業スル實況
 - 三 規則第八條ノ證明書類及保存ノ適否
 - 四 毒物劇物ノ製造所、貯藏所、販賣所及營業帳簿ノ整理

技術員タル巡視員ノ調査スヘキ事項

- 一 規則第四條ノ毒物劇物ノ容器、被包並其ノ記載文字ノ適否
- 二 規則第五條ノ毒物劇物ト他ノ物品トノ區別、貯藏、陳列及鎖鑰等ノ適否
- 三 規則第六條ノ毒物劇物ヲ取扱フ専用器具其ノ他ノ適否
- 第四條 巡視ノ際毒物劇物ノ容器又ハ被包等ニ付疑ハシキモノハ規則第十三條ニ依リ必要ナル分量ヲ收去シテ試験ニ供シ殘部ノ現在品ハ之ヲ封緘シ所有者又ハ所持者ニ保管セシムヘシ
- 第五條 前條ニ依リ收去シタル毒物劇物ノ試験成績ハ第三部長ヨリ所轄警察官署長ニ通知シ且現在品ニ對シ相當措置ヲ要スルトキハ其ノ旨ヲ附記スヘシ
- 前項ノ通知ヲ受ケタル警察官署長ハ現在品處分ニ關シテハ直チニ其ノ旨ヲ毒物劇物ノ所有者又ハ所持者ニ告ケ措置ノ結果ヲ第三部長ニ通報スヘシ
- 第六條 巡視ノ際懈怠其ノ他ノ不注意ノ廉ヲ發見シタルトキハ其ノ輕易ナルモノハ現場又ハ警察官署ニ於テ將來ヲ戒告シ其ノ重キモノハ始末書ヲ徵シ之ヲ添附シテ第三部長ニ通報シ指示ヲ受クヘシ
- 第七條 警察官署ニ於テ規則違背者ヲ告發シタルトキ及其ノ判決確定シタルトキハ其ノ顛末ヲ第三部長ニ詳報スヘシ
- 第八條 第三部勤務ノ巡視員ハ巡視ノ都度其ノ狀況ヲ巡視成績簿ニ記録シ第三部長ニ報告スヘシ

●メチールアルコホル(木精)取締規則

(明治四十五年五月二十八日內務省令第八號)

- 第一條 メチールアルコホル(木精)ヲ含有スル飲食物ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ製造、陳列若クハ貯藏スルコトヲ得ス
- 第二條 メチールアルコホル(木精)又ハメチールアルコホル(木精)ヲ混和シタル物品ニハ其ノ容器ニ「メチールアルコホル(木精)」又ハ「メチールアルコホル(木精)混和」ノ文字ヲ明記スルニアラサレハ之レヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列若クハ貯藏スルコトヲ得ス
- 第三條 メチールアルコホル(木精)ノ製造者、輸入者又ハ販賣者ハ帳簿ヲ作製シ其ノ製造高、受入高、讓渡高、使用高、受人先、讓渡先其ノ年月日及讓渡先使用ノ目的ヲ記入スヘシ
- 地方長官ハ常該吏員ヲシテ前項ノ帳簿ヲ檢閲セシムルコトヲ得
- 第四條 前項ノ帳簿ハ十年間之ヲ保存スヘシ
- 第五條 メチールアルコホル(木精)ヲ含有スル飲食物及其ノ營業者ニ關シテハ地方長官ハ明治三十三年二月法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得
- 第六條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得
- 第七條 第一條又ハ第二條ニ違背シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ三ヶ月以下ノ懲役ニ處ス
- 第八條 第三條第一項又ハ第四條ニ違背シタル者若クハ第三條第二項ノ檢閲ヲ拒ミタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第九條 營業者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限りニアラス
- 營業者ハ其代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カル、コトヲ得ス
- 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規

定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス
法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス
附則
東京府ニアリテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

●清酒葡萄酒等ノ類ニ於ケル「メチールアルコホル」
試験方法

(明治四十五年六月五日内務省訓令第七號)

メチールアルコホル(木精)取締規則中清酒及葡萄酒ノ類並酒精燒酎ブランデー及ウキスキーノ類ニ於ケルメチールアルコホル試験方法左ノ通り定ム
(試験方法ハ略ス)

(通牒 照覆)

●果樹ノ害蟲驅除ニ毒藥使用ノ件

【通】(明治四十三年五月十七日北海道廳長官宛衛生局長通牒)

萍果樹ノ害蟲驅除ノ爲メ毒藥青酸加里使用ノ件本日電報ヲ以テ及通牒置候處危險豫防上ノ施設ニ關シテ

ハ充分御計畫ノ事ト存居候へ共尙ホ參考迄ニ別紙心付ノ事項及通知候條違算無之様御取計相成度此段及通牒候也

追テ右實施候上ハ其成績詳細御報告相成度此段申添候

(別紙)

- 一、燻蒸用ノ容器ハ毒藥ト大書シ他ノ器物ト區別スルコト
- 一、青酸加里及硫酸ノ取扱ハ最モ注意シ人夫ヲシテ運搬セシムルトキハ嚴重ニ包裝スルコト
- 一、青酸瓦斯發生ハ相當經驗アルモノヲシテ技術員指導ノ下ニ施行セシメ關係者以外ノモノヲシテ接近セシメサルコト
- 一、燻蒸時間中ハ當該官吏ヲシテ絶エス看守セシメ不時ノ出來ニ注意セシムルコト
- 一、燻蒸ヲ終ヘ瓦斯ヲ排除スルトキハ風下相當區域内ニハ人畜ヲ接近セシメサルコト
- 一、燻蒸ヲ終リタル後瓦斯發生器ニ殘存スル液ハ之ヲ危險ナキ所ニ深キ穴ヲ掘リ其ノ中ニ放棄シ容器ハ之ヲ清潔ニ洗滌セシムルコト
- 一、青酸瓦斯ハ一種ノ臭氣アルモノニ付苟クモ特殊ノ臭氣ヲ感スル場合ハ避クルコト

(參考)

(明治四十三年五月九日北海道廳長官ヨリ衛生局長へ照會電文)

林檎ノ木ノ害蟲驅除ノ爲メ亞砒酸十五匁ヲ水一斗ニ混和シタルモノ及青酸加里ヲ瓦斯トシテ使用致シタシ差支ナキニ於テハ明治三十七年六月第六〇五九號衛生局長通牒ニ準シ取締ルヘキニ付御指揮ヲ仰ク

(明治三十七年六月三十日第六〇五九號内衛生局長ヨリ北海道廳長官へノ通牒文)

亞砒酸ノ爲メ亞砒酸使用ノ件本日訓令相成候處該藥品ノ危險多キハ申ス迄モ無之全ク其危險ヲ豫防致シ候事ハ實ニ不易ノ義ト被存候就イテハ右ノ施設ニ關シテハ充分御計畫被成候事ト存シ候得共尙ホ御

参考迄ニ左ニ心付ノ事項及御通知候條精々御講究ノ上違算無キ様御取計相成度此段及通牒候也
追テ右實施候上ハ其成績詳細御報告相成度添テ申進候

左記

- 一、亞砒酸ノ配置又ハ拾集ハ適當ナル監督ノ下ニ當該官吏ヲシテ人夫ニ同行セシムルコト
- 二、亞砒酸配置ノ方面及其危險ニ就イテハ吏員ヲ各戸ニ派遣シ之ヲ指示訓諭セシムルコト
- 三、亞砒酸ニハ誤食ヲ防ク爲メ適宜唐辛ヲ混和スルコト
- 四、亞砒酸ノ配置ハ拾集上過チヲ生セサル様一定ノ場所ヲ定メ可成雨蓋ヲナスコト
- 五、亞砒酸ヲ團子狀トシテ配置スルトキハ必ス容器ヲ用キ且番號ヲ付ケテ拾集ニ便ナラシムルコト
- 六、小形團子狀ナルモノハ屢シ之ヲ咬ヒ去リ其所在ヲ失フノ虞アルヲ以テ從來ベスト豫防上之ヲ使用セラル際ニハ原板ノ中央ヲ掘リ凹メ其中ニ糊様ノモノニ混和シ之ヲ詰メ込ミ置キタリ此方法ハ散逸ヲ防ク點ニ於テ大ニ効アルカ如シ
- 七、亞砒酸配置後ハ原野ニ斃死セシ動物ヲ漫ニ食セサル様嚴重ニ注意ヲ與フルコト
- 八、亞砒酸配置ノ區域ハ之ヲ標示スルコト

●毒、劇物營業許否ニ關スル件

【通】(明治四十五年五月各地方長官宛衛生局長通牒)

本月十日省令第五號ヲ以テ毒物、劇物營業取締規則公布セラレ候處右規則第二條ニ依ル營業ノ許否ニ付テハ履歷ヲ考查シ場合ニ依リテハ取扱上ノ試験ヲ行フ等藥品營業者ニ準シ相當ノ智識經驗アルモノニ非

サレハ許可不相成候様致度尙又規則第三條ノ營業管理人ニ付テモ前同様御取扱相成度依命此段及通牒候也

●毒劇物營業取締規則中専用器具ノ件

【照】(明治四十五年六月二十八日長野縣知事ヨリ衛生局長へ)

本年五月十日内務省令第五號毒物劇物營業取締規則第六條ニ専用器具ヲ備フヘキ旨規定有之候處右ハ毒劇物ノ變化混交又ハ危險等ヲ防過セラル、ノ趣旨ニ外ナラスト思料セラル果シテ然ラハ其内秤量器ノ如キハ凡テ完全ナル被包其ノ他ノ容器ニ納メテ使用セシムルニ於テハ同一ノ器具ヲ以テ毒劇藥ヲ秤量スルモ差支無之義ニ候哉差掛リタル儀モ有之候條至急何分ノ御回報相成度此段及照會候也

【答】(明治四十五年七月七日衛生局長ヨリ)

毒劇物専用器具ノ儀ニ付客月二十八日附警發第二三九號ヲ以テ御照會ノ趣了承右ハ御意見ノ通ニテ差支之無被存候條此段及回答候也

●家事用毒劇物發賣取扱方

【照】(明治四十五年大阪府知事ヨリ衛生局長へ)

磷又ハ「スルフォナール」ヲ含有スル殺鼠用製劑「バラフェニール」又ハ硝酸銀ヲ含有スル染毛用製劑ハ本年五月内務省令第七號ヲ以テ家事上必要ナル毒、劇物中ニ指定セラレ候處燐製劑ニ付テ

ハ明治十年三月貴省達乙第三十六號通達「バラフエニールンヂアミン」ニ付テハ明治四十三年十一月衛第八四四號通牒ノ次第モ有之右營業者發賣出願許否ニ付聊疑義相生シ候間至急何分ノ御回示相煩度此段及照會候也

【答】(明治四十五年七月衛生局長ヨリ)

家事用毒、劇物發賣出願ノモノ取扱方ノ義ハ毒、劇物營業者ニ限り規則ニ依リ毒、劇物トシテ發賣シ得ルニ當リ單ニ殺鼠劑又ハ染毛劑トシテ廣ク販賣セシムヘキ性質ノモノニ無之候條右様御了知相成度此段及回答候也

追テ「スルフオナール」及硝酸銀ヲ含有スル製劑ハ家事用必要ナル毒劇物ヨリ削除ノ見込ニ有之候條此段申添候

●スルフオナール含有殺鼠劑取扱方ノ件

【照】(大正二年二月二十日福岡縣知事ヨリ衛生局長ヘ)

「スルフオナール」含有ノ殺鼠劑取扱方ニ就キテハ明治四十五年六月大阪府廳ヨリ伺出ニ對シ御回答ノ次第モ有之候得共其ノ後「スルフオナール」ハ家事用毒劇物物品中ヨリ削除セラレ且亦毒物劇物物品中ニモ單ニ「スルフオナール」竝其誘導體トアルニ依リ「スルフオナール」ニ種々ナルモノヲ混シテ製シタル製劑ノ取扱ニ關シテハ明治四十三年五月熊本縣ヨリ伺出ニ對スル御指示ノ通り心得販賣セシムルモ差支ナキ儀ト心得可然乎一應御見込承知致候也

【答】(大正二年三月五日衛生局長ヨリ)

本件ニ關シ客月二十日附衛收第一七二五ヲ以テ御照會ノ趣了承右ハ御見込ノ通御取扱相成可然ト被存候

(通牒照覆)

●メチールアルコホルニ他物ヲ混和シタルモノノ 取締方ニ關スル件

【照】(大正二年七月十八日大阪府知事ヨリ衛生局長ヘ)

「メチールアルコホル」ハ毒物劇物營業取締規則ニ依リ劇物ト指定セラレタルモ其混和物ニ付テハ何等規定ノ存在セサル爲メ故意ニ他物ト混和シ取締規則ノ範圍ヲ脱セントスルモノアリ之ニ對シテハ全然取締規則外ノモノト見ルヘキヤ將又混和量ニ依リ適用ノ範圍ヲ定ムヘキモノナルヤ一應貴局ノ御意見承知致度此段及照會候也

【答】(大正二年九月三十日衛生局長ヨリ)

本件ニ關シ本年七月十八日附衛第三七九號ヲ以テ御照會ノ趣了承右ハ客年五月省令第八號メチールアルコホル(木精)取締規則ニヨリ取締相成度候

●毒物劇物物品中ノ「アニリン」化合物ハ劇物ト シテ取扱ヲ要セサル件

(大正二年七月衛生局長ヨリ各地方長官ヘ通牒)

【照】(大正二年六月二十八日北海道廳長官ヨリ衛生局長ヘ)

明治四十五年內務省令第六號ヲ以テ發令相成候毒劇物營業取締規則第一條ニ據ル指定品目中「アニリン」

其他ノ化合物ハ「アニリン」直接ノ化合物（例ヘハ鹽酸「アニリン」ノ如キモノ）ヲ指定セルモノニシテ「アニリン」色素ノ如キ「アニリン」ノ誘導物ヲモ含ム儀ニハ無之ト存候ヘ得共取締上斤記色素類ハ劇物ノ取扱ヲナサ、ルモ差支無之哉貴局ノ御意見承知致度此段及照會候也

左記

- | | | |
|-------------------|--------------|------------|
| Auramine | オーラミン | (別名)鼠粉 |
| Aniline Grey | アニリングリー | |
| Argarin Blue | アリザリンブリュー | |
| Bismark Brown | ビスマーク、ブローン | (別名)茶粉 |
| Brilliant Scarlet | ブリリアント、スカレット | (別名)新洋紅粉 |
| Congo | コンゴ | (別名)コンゴレット |
| Ceris Prima | ツエリス、プリマー | (別名)海老茶粉 |
| Ceruleine | ツエルライン | |
| Coralline | コラルリン | (別名)緋染粉 |
| Chicago Blue | チカゴ、ブリュー | |
| Cotton Yellow | コットン、エルロー | |
| Dark Blue | ダーク、ブリユウ | |
| Eosine | エオシン | (別名)洋眞 |
| Finest Scarlet | ファインスト、スカレット | (別名)スカレット |
| Fine Blue | ファイン、ブリュー | (別名)紺粉 |
| Green Crystal | グリーン、クリスタール | (別名)結晶青竹粉 |

- | | | |
|------------------|---------------|--------------|
| Crystal Violet | クリスタール、ヴィオレット | (別名)結晶紫 |
| Methyl Violet | メチール、ヴィオレット | (別名)紫粉 |
| Magenata | マゲンター | (別名)唐紅(フクシン) |
| Malachit Green | マラカイト、グリーン | (別名)蒴黃粉(青竹粉) |
| Navy Blue | ネヴィー、ブリュー | |
| Orange | オレンヂー | (別名)樺粉 |
| Noir Blue | ノイル、ブリュー | (別名)藍鼠粉 |
| Peacock Blue | ピーコック、ブリュー | |
| Phlo Xine | フロクシン | (別名)紅梅粉 |
| Paratine Scarlet | パラチン、スカレット | |
| Paratine Blak | パラチン、ブラツク | |
| Grey Blueinsy | グレー、ブルアイシー | |

【答】(大正二年七月十八日衛生局長ヨリ) 本件ニ關シ客月二十八日附警衛第四三〇〇號ヲ以テ御照會之趣了承御例示ノ如キアニリン色素ハ御見込之通劇物トシテ取扱ヲ要セサル儀ト御承知相成度候

●小間物店、雜貨店ニテ毒劇物營業出願ニ付照覆ノ件

【照】(大正三年一月二十七日熊本縣知事ヨリ衛生局長ヘ)

小間物店雜貨店等ニ於テ毒劇物ノ一種若ハ數種(例之染毛劑又ハ殺鼠劑)ニ限リ該營業ヲ出願スルモノアリタル場合ハ一般毒劇物ノ智識經驗ナキヲ以テ明治四十五年五月衛第四三三九號同年七月衛阪第一七三號御通牒ノ次第モ有之候ニ付許可スヘカラサルモノトハ被存候ヘ共聊疑義相生シ候條貴官ノ御意見承知致度此段及照會候也

追テ二三ノ府縣ニ於テハ許可ヲ與ヘタル例モ有之候條爲御參考申添候也

【答】(大正三年一月三十日衛生局長ヨリ)

本件ニ關シ本月二十一日附衛第六〇號ヲ以テ照會ノ趣了承右ハ御意見ノ通リト被存候條御承知相成度

●毒藥砒素含有蠅取紙ヲ毒劇物營業取締規則ニ依リ販賣許可ノ件

(大正五年七月廿五日衛第二〇二號衛生局長通牒)

別記

【照】(大正四年九月京都府知事ヨリ衛生局長ヘ)

藥劑師ニシテ白砒石ヲ含有セル蠅取紙ヲ醫藥用外毒物トシテ其取扱ノ下ニ之カ製造發賣方届出タル者有之候處右ハ毒物劇物營業取締規則ニ據リ其裏面ニ「毒物砒素含有」ナル文字ヲ記入ノ上販賣セシムルハ差支無之様被存候モ一應貴局ノ御意見承知致度此段及照會候也

【答】(大正四年十月衛生局長ヨリ)

本件ニ關シ客月二十三日衛第九〇二九號ヲ以テ御照會之趣了承右ハ家事用トシテ一般ニ販賣スヘカラサルモ毒物劇物營業取締規則第八條第一項ニ依リ業務上必要アリト認ムル者ニ限リ適法ノ證明ヲ徴シ販賣

讓與スルハ差支ナシト存候

●毒劇物營業ニ關スル件

(大正七年二月廿八日衛第一三號衛生局長ヨリ大阪府知事ヘ)

別記

(電池用重格魯謨酸加里液ニ硫酸ヲ加ヘタル物ノ處分)

【照】(大正七年一月廿二日和歌山縣知事ヨリ衛生局長ヘ)

毒劇物營業者カ重格魯謨酸加里液ニ硫酸ヲ加ヘタルモノヲ點燈及呼鈴ニ使用スル電池用トシテ製造販賣方差支ナキヤノ伺出ヲ爲スモノ有之右ハ職業上必要ナルモノト廣義ニ解釋シテ普通民家ニ販賣セシメ差支ナキ様思料候モ一應貴局ノ御意見承知致度此段及照會候也

【答】(大正七年二月廿八日衛生局長ヨリ)

本件ニ關シ客月二十二日付衛第五三五號ヲ以テ御照會ノ趣了承右ハ御見込ノ通り職業上必要ナルモノト認メ販賣セシメ差支無之ト被存候

●殺鼠殺蠅虱殺ノ目的ヲ以テ亞砒酸雄黃等ノ配合製劑ヲ醫藥用外毒物トシテ販賣ノ件

【照】(大正五年七月五日廣島縣知事ヨリ衛生局長ヘ)

殺鼠、殺蠅、虱殺ノ目的ヲ以テ亞砒酸、硫黃等ヲ配合セシ製劑ヲ醫藥用外毒物トシテ製造販賣シタキ旨
伺出タル者有之候處右ハ普通毒物トシテ販賣セシメ差支無キ哉何分ノ儀御回報煩度候

【答】(大正五年七月二十二日衛生局長ヨリ)
本件ニ關シ本月五日衛第三六二〇號ヲ以テ照會ノ趣了承虱殺ノ目的ニ供スルハ不可然殺鼠ニ付テハ目下
研究中ニ有之殺蠅ニ關シテハ別途通牒京都府知事トノ照覆ノ通りニ有之候條御承相成度

●鉛化合物ヲ(鉛丹ヲ少量ノアニリン色素フロキシ
シンヲ配伍ノモノ)鉛丹同様醫藥用外劇物トシ
テ取締ノ件

【照】(大正五年十月三十日滋賀縣知事ヨリ衛生局長ヘ)
近時市場ニ鬻カル、顔料中洋朱ト稱ヘ鮮紅色重キ粉末ニシテ一部水ニ溶解性ヲ有スル物有之候處分析ノ
結果鉛丹ヲ少許ノ「アニリン」色素「フロキシ」ヲ以テ染色セルモノナルコト判明候ニ付テハ鉛丹同様鉛
化合物トシテ醫藥用外劇物ノ取締ヲ爲スヘキモノナルヤニ思惟セラレ候ヘ共一應貴局ノ御意見承知致度
此段及照會候也

【答】(大正五年十一月六日衛生局長ヨリ)
本件ニ關シ客月三十日附衛第三二六號ヲ以テ御照會ノ趣了承右ハ御見込ノ通り御取扱相成可然ト被存候

●蠅取ノ目的ヲ有スル毒劇物ノ賣下ヲ受クル者ノ
業務者ノ意義ニ關スル件

【照】(大正五年八月十八日秋田縣知事ヨリ衛生局長ヘ)
客月二十五日附衛第三〇二號ヲ以テ御通牒相成候砒素含有蠅取紙云々中業務上トアルハ蠅ノ驅除ヲ必
要トスル業務假令菓子商料理屋飲食店等ヲ指サル、ヤ若シ然リトセハ蠅取ノ目的ヲ達シ得ラル、毒劇物
ハ業務上必要ト認メ該營業者ニ販賣差支ナキ義ト被存候得共一應貴局ノ御意見承知致度此段及照會候也
【答】(大正五年八月二十四日衛生局長ヨリ)
本月十八日衛第二六〇七號照會標記ノ件ハ御意見ノ通りト存候

●毒物劇物營業取締規則中疑義ノ件

【照】(大正七年七月二十五日青森縣知事ヨリ衛生局長ヘ)
毒物劇物營業取締規則中左記ノ點疑義相生シ候條貴局ノ御意見御回答相煩シ度候也

- 一、毒物劇物營業取締規則ニ依リ毒物劇物藥中ノ或ル一種藥品ニ限り製造販賣ヲ出願シタル場合ニ於
テ之ヲ總括的ニ毒物劇物營業者トシテノ許可ヲ與フヘキモノナルヤ又其出願セシ藥品ニ限り何々製
造販賣者トシテ許可スヘキヤ
- 二、明治四十五年五月三日衛第四三三九號衛生局長通牒ニ依レハ毒物劇物營業取締規則第二條ノ許否

ニ就イテハ履歷書ヲ考査シ取扱上ノ試験ヲ行フ等藥品營業者ニ準シ相當ノ智識經驗アルモノニアラサレハ許可不相成様云々有之右ハ毒物劇物ニ對シ一般的智識ヲ要スルモノト解セラレ候處或ヒハ出願セシ藥品ノミニ對シテノ智識ヲ有スルモノニテモ差支ヘナキヤ

【答】(大正七年八月十二日衛生局長ヨリ)
本件ニ關シ容月二十五日附衛發第一一八號ヲ以テ御照會ノ趣了承右ハ左記ノ通り御取扱相成度

- 一、毒物劇物中ノ或ル一種藥品ト雖モ毒物劇物營業取締規則ニ依リ販賣ヲ出願シタル場合ハ同規則第二條ニ依リ毒物劇物營業者トシテ許可ヲ與フルコト
- 二、前項營業ノ許否ハ毒物劇物ニ對シ一般的智識ヲ要スルコト

●毒物劇物營業取締規則中疑義ニ關スル件

【照】(大正九年十一月六日大阪府知事ヨリ衛生局長ヘ)

規則第一條ニ所謂「毒性又ハ劇性」ナル用語ハ之ヲ例示ト看做指定サレタル物品ハ必スシモ毒性又ハ劇性タルコトヲ要セスト解シ支障ナキヤ假令毒物劇物品目表ノ燐ハ黃燐赤燐其ノ他ノ燐ヲ包含スト解スヘキカ然ラスシテ若シ毒劇性ヲ有スルコトヲ前提トスト解スルナラハ右品目中ノ除外例(チアン化合物並製劑ヨリ「ベルリン」藍色素等ヲ除キタルカ如キ)ヲ設ケタル理由トハ論理ノ一貫ヲ缺クヤニモ思料サル果シテ何レヲ是トスヘキカ

【答】(大正九年十一月十九日衛生局長ヨリ)
標記ノ件ニ付十一月六日衛第一一七一〇號ヲ以テ御照會ノ趣了承規則列舉ノ毒劇物ハ毒劇性ヲ有スルモノニ有之尙御例示ノ燐ハ日本藥局方ノ燐同様黃燐ノミヲ指スモノト御了知相成度候

●毒劇藥並毒劇物營業取締ニ關スル件

【通】(大正十年七月十九日內務省發衛第二〇二號衛生局長通牒)

毒藥劇藥並毒物劇物ノ販賣授與ニ付テハ當該規則ニ依リ夫々御取締ノ儀ト存シ候ヘ共當業者中往々無證書又ハ不備ナル證書ニ依リ販賣授與スル向アルヤニ有之公衆カ容易ニ購入シ得ル結果近來之ヲ惡用スル者モ不尠甚タ遺憾ノ次第ニ候條爾今一層當業者ニ對スル監督ヲ嚴密ニシ取締ト遺漏ナキヲ期セラレ候様致度

●亞砒酸含有殺鼠劑ノ件

【照】(大正十年七月二十八日衛第八一四四號京都府知事ヨリ衛生局長ヘ)

毒劇物營業者カ亞砒酸含有殺鼠劑ヲ販賣スル場合殺鼠ノ目的ニ使用スルモノト認ムル時ニハ販賣差支無之哉一應貴局ノ御意見承知致度
右及照會候也

【答】(大正十年八月二十三日衛第一〇三二號內務省衛生局長)

七月二十八日附衛第八一四四號ヲ以テ御照會ノ趣了承右ハ家事用トシテ一般ニ販賣シ得サル儀ト御了知相成度候

●銅石鹼取締ニ關スル件

(大正十一年六月衛保第一九四號衛生局長ヨリ各地方長官へ)

【照】(大正十一年五月二十二日衛收第四三一五號新潟縣知事ヨリ衛生局長へ)

硫酸銅六分ニ石鹼四分ヲ混和シ製シタル銅石鹼ヲ害蟲驅除用トシテ發賣計畫ノモノ有之候處右ハ家事用劇物ニ準シ取締ヲ要スルモノト被存候へ共一應貴局ノ御意見承知致度此段及照會候也

【答】(大正十一年六月七日衛保第一九四號衛生局長ヨリ新潟縣知事へ)

銅石鹼取締方ニ關シ五月二十二日附衛收第四三一五號ヲ以テ御照會ノ趣了承右ハ家事用劇物トシテ取締ルヘキモノニ無之ト存候

●醫藥用外劇物取締ニ關スル件

(衛生局長ヨリ各地方長官へ)

【照】(大正十一年六月八日衛第二五九四號大分縣知事ヨリ衛生局長へ)

右之者發賣ニ係ル毛髮染色劑「元祿染」ハ毒物劇物營業取締規則第八條第三項ノ毒物劇物品目中ノ「バラ

日 賞 堂

フエニールンヂアミン」ヲ含有スル染毛用製劑ナルコトヲ發見シタリ然ルニ該品ニハ同規則第四條所定「醫藥用外劇物」ノ文字記載ナキニ依リ本縣管内販賣人所持品ノ販賣ヲ禁止候條此段及報告候也

【答】(衛生局長ヨリ各地方長官へ)
大分縣知事ヨリ前件報告有之大阪府警察部ニハ取締方移牒候條申添候

●劇物含有染毛用製劑取締ニ關スル件

(大正十二年五月廿九日衛生局長ヨリ各地方長官へ通牒)

【照】(大正十二年二月十六日衛第五九七號大分縣知事ヨリ衛生局長へ)

管内理髮業者ニシテ豫メ劇物含有ノ染毛用製劑(「バラフエニールンヂアミン」ヲ含有スル染毛用製劑及其ノ他ノ劇物含有染毛用製劑ヲ含ム)ヲ買入レ置キ客ノ需メニ應シテ頭髪ヲ染毛シ一定ノ料金ヲ收受スルモノ有之候處明治四十五年五月内務省令第五號毒物劇物營業取締規則制定ノ趣旨ハ主トシテ公衆衛生上危害防止ニアリト思惟セラレ候就テハ叙上ノ行爲ハ該規則ニ抵觸セサルヤ前項ノ場合毒物劇物營業業者ニ於テ理髮業者ニ對シ「バラフエニールンヂアミン」含有染毛用製劑ヲ販賣スルハ相則第八條第一項ニ規定ノ業務ト必要ナルモノト認メテ差支ナキヤ毒物劇物營業業者ニ於テ理髮業者ニ對シ前記ノ場合「バラフエニールンヂアミン」含有染毛用製劑ヲ規則第八條第三項規定ノ家事上必要ナルモノト認メテ販賣差支ナキヤ

【答】(大正十二年五月衛生局長ヨリ大分縣知事へ)
以上ノ事項實際取締上疑義相生シ候條御意見承知致度此段及御照會候也

(標題略)

本件ニ關シ二月十六日衛第五九七號ヲ以テ御照會ノ趣了承右ハ左記ノ通りニ有之候條御了知相成度

記

- 一、理髮業者カ豫メ「バラフエニール」ヲ含有スル染毛用製劑又ハ其他ノ劇物含有染毛用製劑ヲ買入レ置キ客ノ需メニ應シテ頭髮ヲ染毛シ一定ノ料金ヲ收受スル行爲ハ毒劇物營業取締規則ニ牴觸ズルモノト認メ難シ
- 二、前記ノ製劑ハ理髮業者ノ營業上必要ナル劇物ト認メテ然ルヘキモ理髮業者ニ對シテハ「バラフエニール」以外ノ劇物ヲ含有スル製劑ヲ染毛用トシテ使用セシメサル様致度
- 三、理髮業者ニ對シ「バラフエニール」ヲ含有スル染毛用製劑ヲ同規則第八條第三項及第四項ノ規定ニ依リ販賣差支ナシ

●毒劇物取締ニ關スル件

【照】(大正十五年十月四日青森縣知事ヨリ衛生局長ヘ)

近時農事ノ改善ニ伴ヒ縣下各町村農會ニ於テ農作物病蟲驅除並ニ豫防用ニ農會名ヲ以テ多量ノ毒物劇物ヲ營業者ヨリ購入シ會員タル個人ニ實費配布シテ使用セシメ居リ候ニ付調査スルニ農會ノ事業トシテ會員ヨリ申込ヲ徵シ取締メ農會ニ於テ購入夫々配布致シ使用セシメアル事態ニ有之候然ルニ時々配布前多量ノ芽品ヲ農會事務所ニ一時ニ購入シテ貯藏シ會員ノ申込ニ依リ少量宛配布使用セシムル場合モ有之シカ何等其場所ヤ方法等ニ注意セサル爲頗ル危險ナル状態ニ貯藏シアリテ之ヲ放任センカ時ニ或ハ危險ヲ

生セストモ難保憂慮サル次第ナルモ該行爲ハ營業ニ非ラサルヲ以テ毒物劇物營業取締規則ニ依リ取締ヲ受クヘキモノニ無之様被考候ニ付以上ノ事實ニ對シ一應貴局ノ御意見相仰度及照會候也

【答】(衛生局長ヨリ青森縣知事ヘ)

本件ニ關シ十月四日付ヲ以テ御照會ノ趣了承右ハ御意見通りト存候モ危險防止ニ關シテハ相當ノ方法ヲ講セシムル様致度

●毒劇物營業取締ニ關スル件

(衛生局長ヨリ長官宛通牒)

【照】(昭和元年九月十四日北海道廳長官ヨリ衛生局長ヘ)

本道内ニ居住スル者香川縣相川郡三本松町五百六十七番地帝國製藥株式會社ノ賣藥賣子ト稱シ毒物燐含有殺鼠劑藥猫ヲモ行商販賣セルヲ發見調査スルニ前記會社ハ毒劇物營業ノ資格ナキ者ナルヲ認知ノ上之レニ鎖鑰ヲ施シ得ヘキ裝置ノ貯藏容器及各會社ノ出張人タル證明書及印刷シタル家事用毒物買受證並ニ現品ヲ送付シ之ヲ行商セシメ買受人ヨリ徵收シタル買受證ハ毎月末同會社ニ送附シツ、アリタルコト判明セシニ付同行商者ヲ毒物劇物營業取締規則第二條違反トシ旭川區裁判所檢事局ニ送致シ一方香川縣警察部ニ取締方照會候處同縣ニ於テモ毒物劇物取締規則ニ違反スルモノト認メ前記會社ニ其旨ヲ議示シ行商中止方ヲ命シ會社ニ於テハ直ニ行商中止方ヲ通知シ一面之レカ廻收ニ努メ居ル旨回答有之候然ルニ前記檢事局ヨリ今回無罪ノ言渡ヲナセリ毒劇物營業取締規則ヲ案スルニ毒物劇物ハ出張販賣又ハ行商スルヲ得サル旨ノ規定無之結果ト認メラレ候斯カル危險物ヲ行商セシムルハ取締ノ目的ニ反スルモノト思料

セラレ候條該省令中へ右ニ關スル規定ヲ追加相成様致度右省令御改正迄ハ廳令ヲ改正シ毒物劇物ハ出張販賣又ハ行商ヲナシ得サル旨ノ條項ヲ設ケ之レカ取締ヲ計リ度候モ聊カ疑義ヲ生シ候ニ付右規定發布ノ差支ナキヤ貴局ノ御意見承知致度此段及照會候也

【答】(衛生局長ヨリ北海道廳長官へ)

(標題略)

客年九月十四日付警衛第九六四號ヲ以テ標記ノ件御照會相成候處毒物劇物ノ出張販賣又ハ行商ノ取締ニ關シ貴廳ニ於テ其必要ヲ認メラル、ニ於テハ差當リ廳令ヲ以テ可然御取締相成度

●毒劇物營業取締規則ニ關スル件

【照】(昭和二年八月長崎縣知事ヨリ衛生局長へ)

理髮營業者カ自己ノ店舗ニ於テ顧客ノ需アル場合ニ白毛施術ノ目的ヲ以テ毒物劇物營業者ヨリ「バラフエニールンヂアミン」(製劑ニアラサル)ヲ購入セントスル場合ハ規則第八條ノ所謂業務上必要ナルモノト認メ相當手續ヲ了シ販賣差支ナキモノナリヤ差迫リタル事件有之候條乍御手数數至急何分ノ御回示相成度此段及照會候也

追テ理髮營業者ニ於テ使用セムトスル方法左記ノ通りニ有之候ニ付爲念御參考迄申添置候

左記

- 一、バラフエニールンヂアミン 一匁
- 一、澱粉 四匁五分

右ノ粉末ヲ湯ニテ煉リ半流動體トナシ冷後其ノ二分ノ一量ノ過酸化水素液ヲ混シテ染ム

【答】(同年八月二十四日衛生局長ヨリ)

本年八月十五日附衛第五〇五〇號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件ハ營業上必要ナルモノト認メ販賣差支無之ト存候

第五節 檢定及試験

●醫療用藥品檢査證明ヲ業トスル者取締ノ件

(明治三十年九月二十日內務省令第二六號)

藥劑師、化學者及會社等ニシテ醫療用藥品ノ檢査證明ヲ業務トスル者ハ藥品ノ性狀、品質日本藥局方ニ記載アルモノハ該局方、記載ナキモノハ其ノ據ル所ノ外國藥局方ノ所定ニ適合スルモノニアラサレハ試驗濟印紙ヲ貼付シ又ハ適合ノ證明ヲ與フルコトヲ得ス違背シタル者ハ貳圓以上拾圓以下ノ罰金ニ處ス前項ニ依リ處罰セラレタル者ハ爾後檢査證明ノ業務ヲ停止又ハ禁止スルコトアルヘシ停止禁止ノ命令ニ背キ檢査證明ヲ爲シタル者ハ五圓以上貳拾圓以下ノ罰金ニ處ス

●藥品ノ封緘並藥品飲食物ノ檢査營業者取締ノ件

(明治三十年三月九日內務省令第二號)

藥品ノ封緘ニ印紙ヲ貼付スル者ハ明治二十年六月内務省告示第二號衛生試驗所検査印紙ト同色若クハ之ニ紛ハシキ外觀ヲ有スルモノヲ用ヒ封緘ヲ爲スコトヲ得ス
 藥品其ノ他飲食物等ノ検査ヲ以テ營業トスル者ハ其ノ検査所ノ名稱又ハ名稱ノ附記ニ衛生試驗所又ハ同音ノ文字ヲ使用スルコトヲ得ス
 本令施行前其ノ検査所ノ名稱又ハ名稱ノ附記ニ衛生試驗所又ハ同音ノ文字ヲ使用シタル者ハ本令施行ノ日ヨリ改稱スヘシ
 本令ニ違背シタル者ハ拾圓以下ノ罰金ニ處ス
 本令ハ明治三十六年六月一日ヨリ施行ス

●代用消毒藥品檢定規程

(昭和二年一月十七日内務省令第三號)

- 第一條 傳染病豫防法施行規則第二十四條第二項ニ規定スル檢定ヲ受ケムトスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ做フ)ヲ經テ傳染病研究所ニ出願スヘシ
- 一、藥品名
 - 二、藥品ノ製造者、輸入者又ハ移入者ノ氏名
 - 三、藥品ノ性狀、消毒力竝ニ成分、成分不明ナルモノハ其ノ本質及製造法
 - 四、藥品ノ數量、番號及小分豫定容器數
- 第二條 檢定ヲ受ケムトスル藥品ハ之ニ封印ヲ施スニ適當ナル容器ニ收メ其ノ容器ニハ藥品名、數量及

- 番號ヲ記入シタル標紙ヲ貼付スヘシ
- 第三條 出願者ハ地方長官ノ派遣シタル當該吏員ノ指示ノ下ニ前條ノ各容器中ヨリ檢定上必要ナル數量ノ試験品ヲ採取シ之ヲ容器ニ收メ其ノ容器ニ出願者名、藥品名及藥品番號ヲ記入シタル標紙ヲ貼付スベシ
- 當該吏員ハ前條ノ容器及試験品等容器ニ封印ヲ施スヘシ
- 第四條 地方長官ハ前條ノ試験品ヲ願書ト共ニ傳染病研究所ニ送附スヘシ
- 第五條 試験品ノ數量檢定上不足ナルトキハ傳染病研究所ハ其ノ所要數量ヲ地方長官ニ通知スヘシ
 前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ地方長官ハ第三條ノ規定ニ準シ所要數量ノ試験品ヲ採取セシメ之ヲ傳染病研究所ニ送附スヘシ
- 第六條 傳染病研究所検査ヲ了シタルトキハ其ノ結果ヲ地方長官ニ通知シ合格品ニ付テハ併セテ其ノ製法及用法ヲ指示スル文書等ニ小分豫定容器數ニ相當スル數ノ別記雛形ノ檢定證ヲ送附スヘシ
- 第七條 前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ地方長官ハ之ヲ出願者ニ通知シ當該官吏ヲシテ第三條ノ規定ニ依リ施シタル封印ヲ解カシメ合格品ニ付テハ出願者ヲシテ當該官吏ノ監視ノ下ニ之ヲ小分セシメ檢定證ヲ以テ其ノ容器ヲ封緘セシメ且傳染病研究所ノ指示スル製法及用法ノ全文ヲ鮮明ニ印刷シタル標紙ヲ貼付セシムヘシ
- 第八條 檢定證ニ過不足ヲ生シタル場合ニ於テハ出願者ハ地方長官ヲ經テ傳染病研究所ニ之ヲ返納又ハ請求スヘシ
- 第九條 檢定ノ結果ニ不服アルトキハ出願者ハ其ノ理由ヲ詳具シ再檢定ヲ出願スルコトヲ得
 再檢定ニ關シテハ本令ノ規定ヲ準用ス
- 第十條 代用消毒藥品ノ檢定ヲ出願スル者ハ藥品番號毎ニ傳染病研究所長ノ定ムル手数料ヲ納付スヘシ

附 則
本令ハ昭和二年二月二十日ヨリ之ヲ施行ス
(別記雛形)

色 褐

大日本帝國政府傳染病研究所檢定之證
GOVERNMENT
FOR
INFECTIOUS
DISEASES

ノ文字アリ唐草模様ニテ卷ク
檢定證種類

- | | | | |
|-------|--------------|---|------------|
| 第一號輪廓 | 縱一九、〇センチメートル | 橫 | 四、〇センチメートル |
| 第二號輪廓 | 縱一四、四センチメートル | 橫 | 三、〇センチメートル |
| 第三號輪廓 | 縱九、五センチメートル | 橫 | 二、二センチメートル |

●代用消毒藥品ノ檢定ヲ受ケ得ヘキ藥品指定

大正十一年九月内務省令第二十四號傳染病豫防法施行規則第二十四條第二項ノ代用消毒藥品ノ檢定ヲ受

ク得ヘキ藥品左ノ通り指定ス

- 一、消毒劑クレシン
- 一、後藤デシン
- 一、消毒藥アイゼル液

●衛生試驗所試驗手数料ニ關スル規定

(明治三十四年六月十日内務省令第一七號【最近】大正二年七月同省令第一一號改正)

第一條 衛生試驗所ニ藥品其ノ他衛生ト關係アル物品ノ試驗ヲ依頼スル者ハ左ノ手数料ヲ納付スヘシ

- 一、藥品ノ藥用適否試驗ハ金壹圓、但シ檢査印紙ヲ貼付スルモノハ其ノ容器又ハ被包一箇ニ付別ニ金參錢以內
- 檢査印紙貼換ハ金貳拾五錢及印紙ヲ貼付スヘキ容器又ハ被包一箇ニ付別ニ金參錢以內
- 包裝ハ一箇ニ付金貳錢以上金貳拾錢以下及印紙ヲ貼付スルモノハ別ニ金貳錢
- 二、水、氷及雪ノ飲料適否試驗ハ化學的試驗、細菌學的試驗各金五拾錢
- 三、水及鐵水ノ定性分析ハ金五圓、定量分析ハ金拾圓
- 但シ水ノ全硬度、永久硬度ノ檢定ハ各金五拾錢
- 四、乳汁ノ定量分析ハ金貳圓五拾錢、簡易脂肪檢定ハ金五拾錢
- 五、牛酪、煉乳、乳汁餘其ノ他乳製品ノ定量分析ハ金四圓
- 六、酒類ノ定量分析ハ金五圓

- 七、燒酎、「ブランデー」類及酢ノ定量分析ハ金參圓
- 八、肉類及肉羔汁ノ定量分析ハ金參圓
- 九、肉百弗頓其ノ他肉製品ノ定量分析ハ金五圓
- 十、穀菽、蔬菜、果實、麵麩、茶、珈琲、菓子、調製餡類ノ定量分析ハ金五圓
- 十一、砂糖、蜜、水飴類ノ定量分析ハ金參圓
- 十二、醬油、味噌類及食鹽ノ定量分析ハ金七圓
- 十三、罐詰類ノ定量分析ハ其ノ原料ノ手數料ニ準ス
但シ貯藏ノ耐否試験ハ金貳圓
- 十四、衣服料ノ纖維檢定ハ金五拾錢其ノ概量檢定ハ金貳圓
- 十五、著色料、化粧品、飲食物、飲食物用器具並ニ其ノ原料又ハ鍍布、鑼著ノ合金ニ就キ衛生上害否
試験ハ金貳圓
- 十六、石鹼ノ定量分析ハ金五圓
- 十七、尿ノ糖分及蛋白質ノ有無試験ハ各金五拾錢
- 十八、石油ノ引火點檢定ハ金五拾錢
- 十九、裁判關係諸品ノ試験ハ一種ニ付金壹圓以上金貳拾圓以下
- 二十、第一號乃至第十八號ノ物品其ノ他大氣及瓦斯類、製造物又ハ天產物ノ含有成分中ノ一成分又ハ一成分以上ヲ指定シ之カ試験ヲ依頼スルモノハ定性分析ニ在リテハ一成分ニ付金壹圓一成分以上一成分ヲ増ス毎ニ金五拾錢定量分析ニ在リテハ一成分ニ付金貳圓一成分以上一成分ヲ増ス毎ニ金壹圓

但シ比重、熔點、沸騰點ノ檢定又ハ水分、越幾斯分、灰分ノ定量ハ各金五拾錢

第二條 前條ノ物品ニ關シ特殊ノ試験ヲ依頼スルモノ又ハ前條記載以外ノ物品ノ試験手數料ハ其ノ試験ノ難易及之ニ要スル時日ノ長短ニ從ヒ前條手數料ノ割合ニ準シ衛生試驗所長之ヲ定ム

第三條 試験其ノ他ノ急速施行ヲ依頼スル者アルトキハ衛生試驗所長ハ所務ノ都合ニ依リ之ニ應スルコトアルヘシ此ノ場合ニハ左ノ範圍内ニ於テ衛生試驗所長ノ定ムル手數料ヲ納付スヘシ

一、試験ノ急速施行ハ普通手數料ノ五倍以内

但シ此ノ場合ニ於テハ檢査印紙貼付ヲモ試験ニ伴ヒ急速施行スルモノトス

二、檢査印紙貼付ノミノ急速施行又ハ檢査印紙貼換、印紙付藥品小分ノ急速施行ハ金參圓以内

前項ノ場合ニ於テ檢査印紙貼付ニテ第一條ノ規定ニ從ヒ別ニ料金ヲ納付スヘシ

第四條 報告書ノ謄本ヲ請求スル者ハ一葉ニ付手數料金拾錢其ノ翻譯文ヲ請求スル者ハ衛生試驗所長ノ定ムル所ニヨリ一通ニ付手數料金五拾錢乃至金五圓ヲ納付スヘシ

第五條 試験依頼人ノ請求ニ應シ衛生試驗所員試驗ノ爲出張スルトキハ依頼人ハ官職相當ノ旅費及試験器具ノ運搬費ヲ負擔スヘシ

附 則

第六條 本令ハ明治三十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第七條 明治十七年十月内務省告示甲第二十七號明治二十四年七月内務省令第十號及明治二十六年十月内務省令第十二號ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

●衛生試験所ノ印紙ヲ貼付シタル藥品ノ外衛生試験所ノ保證又ハ試験濟等ノ文字記入禁止並ニ試験成績記載方

(明治二十六年一月十九日內務省令第一號)

衛生試験所ノ印紙ヲ貼付シタル藥品ノ外凡ソ物品ノ廣告揭示印刷物又ハ其容器包紙ニ衛生局又ハ衛生試験所ノ保證又ハ試験濟其他之ニ類スル文字ヲ記入スルコトヲ得ス若シ衛生試験所ノ試験成績ヲ表示セムトスル者ハ其成績書ノ全文ヲ記載スヘン之ヲ増減變更スルコトヲ得ス
此ノ省令ニ違背シタル者又ハ衛生試験所ノ検査ヲ詐稱シタル者ハ拾圓以内ノ罰金ニ處ス
本令ハ明治二十六年七月一日ヨリ施行ス

●衛生試験所ニ於テ検査印紙ヲ貼付スル藥品種別

(明治二十三年三月十四日內務省告示第九號)

自今衛生試験所ニ於テ検査印紙ヲ貼付スルモノハ明治二十二年三月法律第十號藥品營業並藥品取扱規則第二十六條第二十七條ノ藥品トス但第二十七條第二項ノ藥品ハ検査ノ上良品ト認メタルモノニ限ル

●衛生試験所検査印紙種類

(明治二十年六月二十日內務省告示第二號、明治三十九年六月同省告示第六〇號改正)

衛生試験所ニ於テ醫藥用ニ適スヘキモノト認メタル藥品ニハ左ノ検査印紙ヲ貼用ス
但當分ノ內元衛生局試験所検査印紙ヲ取交貼用ス
印紙雛形(略ス、周圍ニ縁取り模様アリテ中ニ「衛生試験所検査之證」(赤色)ナル文字其下ニ「IMPERIAL HYGIENIC LABORATORY」ト横書ス)

印紙種類	
第一號	輪廓 縱六寸五分 横一寸五分
第二號	輪廓 縱四寸九分五厘 横一寸二分
第三號	輪廓 縱三寸三分五厘 横九寸
第四號	輪廓 縱二寸五分 横八分
第五號	輪廓 縱一寸五分 横五分五厘

第六節 阿片

● 阿片法

(明治三十年三月三十日法律第二十七號 【最近】大正八年四月法律
第四三號改正)

- 第一條 阿片ヲ製造セムトスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ
- 第二條 阿片製造人ハ地方長官ノ定ムル期日迄ニ毎年其製造シタル阿片ヲ政府ニ納付スヘシ
前項ノ阿片ハ政府ニ於テ試験ヲ施シ其ノ莫兒比混含量所定ノ度ニ適スルモノニハ賠償金ヲ交付シ其ノ
不適品ハ無償ニテ燒却ス
- 第三條 阿片ハ政府ニ於テ醫藥用品及製藥用品ニ限り封緘ヲ施シ之ヲ賣下ケ又ハ交付スルモノトス
阿片ハ政府ノ賣下ケタルモノ又ハ交付シタルモノニ非サレハ之ヲ賣買授受所有又ハ所持スルコトヲ得
ス
- 第三條ノ二 阿片ハ内務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外之ヲ輸出スルコトヲ得ス
- 第四條 第二條ニ依リ交付スヘキ阿片ノ莫兒比混含量及賠償金額並ニ第三條ニ依リ賣下ケヘキ醫藥用阿
片ノ價格ハ内務大臣之ヲ告示ス
賠償金ヲ交付スヘキ阿片ノ莫兒比混含量ヲ増加シ又ハ賠償金額ヲ低減セムトスルトキハ一箇年以前ニ
告示スヘシ
- 第五條 醫藥用阿片ハ地方長官ヲシテ其ノ管内藥劑師、藥種商中相當ノ人員ヲ限り醫藥用阿片販賣人ヲ
指定シテ賣下ケシム

- 第六條 醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又ハ製藥者醫藥用阿片ヲ要スルトキハ命令ニ別段ノ規定アル場
合ヲ除クノ外行政官廳ノ證明ヲ受ケ醫藥用阿片販賣人ニ賣渡ヲ請求スヘシ醫藥用阿片販賣人販賣用ノ
阿片ヲ販賣ノ目的以外ニ供セムトスルトキハ行政官廳ノ許可ヲ受クヘシ
- 第六條ノ二 地方長官必要ト認ムルトキハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又ハ製
藥者ニ對シ醫藥用阿片ヲ賣下ケタルコトヲ得
- 第七條 醫藥用阿片ハ第六條第一項若ハ前條ニ依ル場合又ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外醫師
齒科醫師又ハ獸醫ノ處方箋ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ讓渡シ又ハ讓受タルコトヲ得ス
- 第七條ノ二 醫藥用阿片販賣人ハ第六條第一項ニ依ル請求ヲ受ケタル場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ醫
藥用阿片ノ賣渡ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第七條ノ三 醫藥用阿片販賣人ハ政府ノ定メタル價格ヲ超エテ醫藥用阿片ヲ販賣スルコトヲ得ス
- 第八條 醫藥用阿片販賣人ハ政府ノ封緘ヲ施シタル醫藥用阿片ノ容器ヲ開披シ若ハ改装シ又ハ封緘ヲ破
毀スルコトヲ得ス
- 醫藥用阿片販賣人ハ政府ノ封緘ヲ施シタル醫藥用阿片ニシテ封緘ノ無効トナリタルモノ又ハ容器ヲ改
裝シタルモノヲ販賣スルコトヲ得ス
- 第八條ノ二 製藥用阿片ノ賣下ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
前項ニ依リ賣下ケヲ受ケタル阿片ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外之ヲ讓渡シ又ハ讓受クルコ
トヲ得ス
- 第八條ノ三 官廳又ハ官立ノ病院若ハ學校ニ於テ阿片ヲ要スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ交付ヲ受ク
ヘシ
- 第九條 第三條第二項又ハ第三條ノ二ニ違背シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

阿片ヲ輸入シタル者罰前項ニ同シ

第十條 第三條第二項ニ違背シテ所有又ハ所持スル阿片ハ之ヲ沒收ス

第十條ノ二 第一條、第六條第二項、第七條乃至第八條又ハ第八條ノ二第二項ニ違背シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 第二條第一項ニ違背シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 (削除)

第十二條ノ二 藥品營業者又ハ阿片製造人未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スル罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ就テハ此ノ限ニ在ラス

第十二條ノ三 藥品營業者又ハ阿片製造人ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カル、コトヲ得ス

第十二條ノ四 明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

第十二條ノ五 第十二條ノ二又ハ第十二條ノ三ニ依ル場合ニ於テハ懲役禁錮又ハ拘留ニ處スルコトヲ得ス

第十二條ノ六 第十二條ノ二乃至第十二條ノ四ノ規定ハ第九條ノ犯罪ニ付之ヲ適用セス

第十三條 阿片製造人又ハ醫藥用阿片販賣人此ノ法律又ハ其ノ施行ニ關スル規則ニ違背シタルトキハ地方長官ハ其ノ許可又ハ指令ヲ取消スコトヲ得

附 則

第十四條 此ノ法規ハ明治三十年四月一日ヨリ施行ス

第十五條 此法律施行ノ日現ニ阿片製造人タルノ許可ヲ有スル者ハ第一條ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第十六條 此ノ法律施行以前地方廳ニ預リ置キタル阿片ハ之ヲ燒却ス

第十七條 明治十一年布告第二十一號藥用阿片賣買並ニ製造規則ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

○大正八年法律第四十三號附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正八年七月十七日勅令第三五六號ヲ以テ同年八月一日ヨリ施行)

本法施行ノ際現ニ醫藥用阿片卸賣人タル者ハ第五條ニ依リ指定ヲ受ケタル醫藥用阿片販賣人ト看做ス

本法施行ノ際現ニ卸賣人ニ非サル藥劑師又ハ藥種商ニシテ醫藥用阿片ヲ所有スルモノハ本法施行ノ日ヨリ三十日以内ニ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ買上ヲ請求シ又ハ醫藥用阿片販賣人、醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又ハ製藥者ニ讓渡スルコトヲ得

●阿片法施行規則

(大正八年六月廿五日內務省令第四號、大正十一年三月同省令第五號改正)

第一條 阿片製造ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ住所、職業及履歷ヲ具シ地方長官ニ申請スヘシ

第二條 阿片製造人ハ地方長官ノ定ムル期日迄ニ毎年罌粟栽培ノ場所及段別ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

前項ノ場所又ハ段別ニ異動ヲ生シタルトキハ事由ヲ具シ速ニ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第三條 阿片製造人阿片ヲ政府ニ納付セムトスルトキハ其ノ住所、氏名及阿片ノ數量ヲ記シタル納付書

ヲ添へ之ヲ地方長官ニ提出スヘシ現品ニハ製造人ノ住所、氏名及阿片ノ數量ヲ記シタル木札ヲ付スルコトヲ要ス

第四條 地方長官阿片ノ納付ヲ受ケタルトキハ納付書ヲ添へ速ニ之ヲ東京又ハ大阪衛生試験所ニ送付スヘシ

衛生試験所阿片ノ送付ヲ受ケタルトキハ其ノ莫見比混含量ヲ試験シ賠償金交付ノ手續ヲ爲スヘシ但シ五匁未滿ノ納付品ニハ試験ヲ施スコトヲ要セス

第五條 政府ニ於テ賣トク又ハ交付スル醫藥用阿片ハ第一號(五グラム入)、第二號(二十五グラム入)及第三號(四百五十グラム入)ノ容器ニ定價ヲ附シ大阪衛生試験所ノ證紙ヲ以テ之ヲ封緘ス

第六條 醫藥用阿片販賣人ハ其ノ營業所ニ醫藥用阿片販賣所タル旨ヲ標示スヘシ

第七條 醫藥用阿片販賣人ハ政府ノ會計年度ニ依リ毎半年ニ賣下ヲ受クヘキ醫藥用阿片ノ數量ヲ豫定シ容器ノ種類及其ノ箇數ヲ記シ二月前ニ地方長官ニ賣下ヲ請求スヘシ但シ必要アルトキハ其ノ事田ヲ具シ臨時請求スルコトヲ得

第八條 醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又ハ製藥者ニ於テ醫藥用阿片ヲ要スルトキハ其ノ數量、使用ノ目的並業務所、職業、氏名及年月日ヲ記シ捺印シタル賣渡請求書ニ付數量五十グラム以下ナルトキハ所轄警察署、五十グラムヲ超ユルトキハ地方長官ノ證明ヲ受ケ其ノ道府縣内ノ醫藥用阿片販賣人ニ提出シ賣渡ヲ受クヘシ

調劑用トシテ第一號(五グラム入)一箇ヲ要スル場合ハ前項ノ證明ヲ受クルコトヲ要セス但シ一年ヲ通シ五箇ヲ超ユルトキ得ス

第九條 公立ノ病院若ハ學校又ハ法人ニ於テ調劑用トシテ醫藥用阿片ヲ要スルトキハ前條第一項ノ規定ヲ準用ス學術研究ヲ爲ス者ニ於テ醫藥用阿片ヲ要スルトキ亦同シ

第十條 醫藥用阿片販賣人ハ醫藥用阿片ヲ其ノ道府縣以外ニ於テ使用スル者ニ販賣シ又ハ之ヲ其ノ道府縣以外ニ搬出スルコトヲ得

第十一條 醫藥用阿片販賣人ハ外國ニ在ル帝國臣民タル醫師、齒科醫師、獸醫又ハ藥劑師ニ於テ調劑用ニ供スル場合ニ限リ内務大臣ノ許可ヲ受ケ醫藥用阿片ヲ輸出スルコトヲ得

前項ノ許可ヲ受ケントスルトキハ醫藥用阿片ノ數量、使用ノ目的、輸出先、使用者ノ業務所、職業及氏名ヲ具シ使用者業務所地ノ帝國官憲ノ證明アル注文書ヲ添へ地方長官ヲ經由シ内務大臣ニ申請スヘシ

第十二條 醫藥用阿片販賣人阿片法第六條第二項ノ許可ヲ受ケントスルトキハ醫藥用阿片ノ數量及使用ノ目的ヲ具シ地方長官ニ申請スヘシ

第十三條 阿片製造人其住所若ハ氏名ヲ變更シ廢業シ又ハ死亡シタルトキハ本人、戶主若ハ相續人ニ於テ十日内ニ地方長官ニ届出ツヘシ醫藥用阿片販賣人其ノ營業所若ハ氏名ヲ變更シ又ハ死亡シタルトキ亦同シ

第十四條 醫藥用阿片販賣人醫藥用阿片販賣業ヲ廢止セントスルトキハ地方長官ニ其ノ指定ノ取消ヲ申請スヘシ

第十五條 阿片製造人廢業シ若ハ死亡シタルトキ又ハ醫藥用阿片販賣人其ノ指定ノ取消ヲ受ケントスルトキハ本人、戶主若ハ相續人ニ於テ三十日内ニ既製ノ阿片又ハ販賣殘餘ノ醫藥用阿片ノ買上ヲ地方長官ニ請求スヘシ但シ相續人阿片製造ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 醫藥用阿片販賣人死亡シタルトキハ戶主若ハ相續人ヨリ三十日内ニ販賣殘餘ノ醫藥用阿片ノ買上ヲ地方長官ニ請求シ又ハ其ノ道府縣内ノ醫藥用阿片販賣人ニ讓渡スコトヲ得

醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又ハ製藥業者廢業シ若ハ死亡シタルトキハ本人、戶主若ハ相續人ヨリ

三十日以内ニ使用殘餘ノ醫藥用阿片ノ買上ヲ地方長官ニ請求シ又ハ醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又ハ製藥者ニ讓渡スコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ讓渡シタル場合ニ於テハ十日以内ニ其ノ數量ヲ具シ地方長官ニ届出ツヘシ
第九條ニ掲クル者ニ於テ醫藥用阿片ヲ要スル事業ヲ廢止シタルトキ使用殘餘ノ醫藥用阿片ニ付亦前項ニ準ス

第十七條 前二條ノ規定ニ依ル手續ハ戶主若ハ相續人不在又ハ未定ナルトキハ其ノ財産ヲ管理スル者ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第十八條 地方長官醫藥用阿片販賣人ヲ指定シ若ハ指定ヲ取消シタルトキハ之ヲ告示スヘシ醫藥用阿片販賣人ノ營業所若ハ氏名ノ變更又ハ死亡ノ届出ヲ受ケタルトキ同亦シ

第十九條 官廳、官立ノ病院若ハ學校ニ於テ醫藥用阿片ヲ要スルトキハ大阪衛生試驗所ニ於テ其々付テ請求スヘシ

第二十條 醫藥用阿片販賣人ハ第八條ノ賣渡請求書ヲ、醫師、齒科醫師、獸醫又ハ藥劑師ハ阿片法第七條ノ處方箋ヲ其ノ日附ヨリ十年間保存スヘシ

第二十一條 藥劑師及製藥者ハ帳簿ヲ備ヘ製劑用ニ供シタル醫藥用阿片ノ數量、製劑ノ品名及年月日ヲ記入シ其ノ日附ヨリ十年間之ヲ保存スヘシ醫師、齒科醫師、獸醫又ハ第九條ニ掲クル者醫藥用阿片ヲ藥劑用ニ供シタルトキ亦同シ

第二十二條 醫藥用阿片販賣人ハ帳簿ヲ備ヘ醫藥用阿片ノ受拂高、受拂年月日及賣渡請求人ノ職業、氏名ヲ記入シ其ノ日附ヨリ十年間之ヲ保存スヘシ

第二十三條 醫藥用阿片販賣人ハ政府ノ會計年度ニ依リ毎年度ノ醫藥用阿片受拂高ヲ年度經過後三十日以内ニ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十四條 地方長官ハ衛生官吏又ハ警察官吏ヲシテ阿片製造ノ場所ヲ巡視セシメ又ハ第二十條乃至第二十二條ノ書翰帳簿ヲ検査セシムルコトヲ得

第二十五條 阿片法及本令中地方長官ノ職務ハ東京府ニ在リテハ警視總監之ヲ行フ

第二十六條 第二條、第六條、第十三條、第十五條、第十六條第三項、第二十三條又ハ附則第三項ノ規定ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

第二十七條 第十條、第二十條乃至第二十二條ノ規定ニ違背シタル者又ハ第二十四條ノ規定ニ依ル巡視若ハ検査ヲ拒ミタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本令ハ大正八年法律第四十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(大正八年八月一日ヨリ施行)

阿片法附則第三項ノ規定ニ依ル醫藥用阿片ノ買上價格ハ大正八年二月内務省告示第十八號ニ掲ケタル定價ニ依ル

阿片法附則第三項ノ規定ニ依リ醫藥用阿片ヲ讓渡シタル場合ニ於テハ十日以内ニ其ノ數量ヲ具シ地方長官ニ届出ツヘシ

●賠償金ヲ交付スヘキ阿片ノ莫兒比涅含量及賠償金額

(大正十年六月九日内務省告示第一一二號)

阿片法第四條ニ依リ大正十一年六月九日以後賠償金ヲ交付スヘキ阿片ノ莫兒比涅含量及賠償金額左ノ通改正ス

賠償金ヲ交付ス可キ阿片ノ莫兒比混含量
阿片百分中莫兒比混含量三分以上

阿片賠償金額

阿片百分中莫兒比混含量三分以上四分未満ノモノ百匁ニ付金五圓
同四分以上七分未満ハ一分ヲ増ス毎ニ金壹圓、七分以上ハ一分ヲ増ス毎ニ金貳圓ヲ加フ
但シ五匁未満ノ納付品ハ莫兒比混含量ニ拘ハラズ百匁ニ付金五圓ノ割ヲ以テ賠償金ヲ交付ス

●政府ニ於テ賣下クヘキ阿片價格並定價

(大正八年內務省告示第一八號)

政府ニ於テ賣下クヘキ阿片ノ價格並定價左ノ通相定メ大正八年四月一日ヨリ施行ス

阿片賣下價格

- 第一號 五グラム入 金五拾錢
- 第二號 二十五グラム入 金貳圓五拾錢
- 第三號 四百五十グラム入 金四拾貳圓五拾錢

阿片定價

(大正五年四月一日內務省告示第一四號、大正七年十二月內務省告示第一一號改正)

- 第一號 五グラム入 金六拾錢
- 第二號 二十五グラム入 金參圓
- 第三號 四百五十グラム入 金五拾圓

●製藥用阿片賣下ニ關スル件

(大正六年八月十四日內務省令第六號、大正九年十二月同省令第四三號改正)

第一條 製藥用阿片ハ「モルヒネ」其ノ他ノ阿片アルカロイド又ハ其ノ誘導體若ハ製品ノ製造販賣ヲ目的トスル株式會社ニシテ內務大臣ノ指定シタルモノニ限り之ヲ賣下クルモノトス

第二條 前條ノ指定ヲ受ケムトスル會社ハ左ノ事項ヲ具シ內務大臣ニ申請スヘシ

- 一 定款
 - 二 製造所ノ位置
 - 三 阿片ヲ原料トスル製造品ノ種類、一箇年ノ製造豫定數量
 - 四 業務執行者及主任技術者ノ氏名履歷
- 前項各號ノ事項ニ變更ヲ要スルコトハ內務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第三條 製藥用阿片ノ賣下ヲ受ケムトスルトキハ會社ハ其ノ數量ヲ具シ東京衛生試驗所長ニ請求スヘシ
前項ノ賣下代價ハ東京衛生試驗所長之ヲ定ム
- 第四條 會社ハ帳簿ヲ備ヘ製藥用阿片ノ買受用途及製造品ニ關スル事項ヲ明記スヘシ前項ノ帳簿ハ三年間之ヲ保存スヘシ

第五條 製藥用阿片ハ第二條ノ規定ニ依リ指定ヲ受ケタル株式會社間ニ限り内務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得

第六條 内務大臣ハ會社ニ對シ阿片ヲ原料トスル製造品ノ製造販賣狀況ノ報告ヲ命シ又ハ官吏ヲシテ之ヲ検査セシムルコトヲ得

第七條 會社ニ於テ阿片ヲ原料トスル製造品ノ製造販賣ヲ廢止シ又ハ會社ヲ解散シ若ハ内務大臣ノ指定ヲ取消サレタルトキハ醫藥用阿片ノ殘餘ハ十日以内ニ東京衛生試驗所長ニ買戻ヲ請求スヘシ

第八條 會社ニシテ阿片法又ハ本令ノ規定ニ違背シタルトキ若ハ内務大臣ノ命令ヲ遵守セサルトキハ内務大臣ハ其ノ指定ヲ取消スコトアルヘシ

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●阿片賣下及交付代價ヲ收入印紙ニテ納付セシムル件

(明治三十二年三月二十八日勅令第六五號【最近】大正八年十月勅令第四三一號改正)

阿片法ニ依リテ納ムヘキ醫藥用阿片賣下及交付代價ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ

附則
本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

●醫藥用阿片ノ買上ニ關スル件

(大正八年十月三十日内務省令第七五一號)

阿片法附則第三項並阿片法施行規則第十五條及第十六條規定ニ依ル醫藥用阿片ノ買上ニ關スル件左ノ通心得フヘシ

- 一、地方長官ハ醫藥用阿片ノ買上ノ請求アリタルトキハ現品ヲ受人保管シ其ノ容器ノ種類個數又ハ數量請求人ノ住所、職業及氏名ヲ記シ東京衛生試驗所ニ報告スヘシ但現品ニシテ容器ヲ開披シタルモノ又ハ外觀上變異ヲ呈スル等藥局方ノ所定ニ適合セサル疑アルモノニハ買上請求書ト共ニ之ヲ東京衛生試驗所ニ送付スヘシ
- 二、東京衛生試驗所長ハ地方長官ヨリ前項ノ報告又ハ送付アリタルトキハ醫藥用阿片買上代價ヲ請求人ニ交付シ其ノ旨地方長官ニ通告スヘシ
- 三、第一項ニ依リ地方長官ニ於テ受人保管スル醫藥用阿片ハ之ヲ賣下用ニ供スルコトヲ得

●阿片燒却手續

(明治三十年三月内務省訓令第三一八號、各衛生試驗所)

- 一、阿片ノ燒却ハ試驗ヲ爲シタル衛生試驗所長之ヲ行フヘシ
- 但内務省官吏ヲ立會ハシムルコトアルヘシ
- 一、阿片燒却期日ハ毎年四月十五日トス

- 一、阿片ノ燒却ヲ了リタルトキハ納付者ノ住所、氏名年月日及量目ヲ記シ衛生試驗所長及立會官吏アルトキハ其官吏連署ノ上内務大臣ニ報告スヘシ
- 一、阿片燒却ノ際製造人ニ於テ縱覽ヲ望ムトキハ之ヲ許スヘシ

●阿片法令施行細則

(大正八年十二月四日大阪府令第七七號)

- 第一條 阿片法施行規則(以下單ニ規則ト稱ス)第一條ニ據ル履歴ハ農事ニ關スル知識經驗ノ詳細ヲ具スヘシ
- 第二條 阿片製造人ハ毎年四月末日迄ニ規則第二條ノ届出ヲ爲スヘシ
- 第三條 阿片製造人ハ毎年七月三十一日迄ニ其ノ製造シタル阿片ヲ納付スヘシ
- 第四條 阿片製造免許證ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ十日以内ニ再下附ヲ願出ツヘシ但シ毀損ノ場合ハ毀損シタル免許證ヲ添附スヘシ
- 第五條 阿片製造人ノ住所若クハ氏名ノ變更並廢業又ハ死亡ノ届出ニハ免許證ノ添附ヲ要ス
- 第六條 藥局ヲ開設セル藥劑師又ハ藥劑師ヲ使用セル藥種商ニシテ醫藥用阿片販賣人タラムトスル者ハ其指定ヲ當廳ニ願出ツルコトヲ得
- 第七條 規則第六條ニ據ル標示ニハ販賣所ノ所在地並販賣人ノ氏名ヲモ明記スヘシ
- 第七條 規則第十五條後段ニ依リ相續人ニ於テ阿片製造ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ前製造人ニ於テ所有又ハ所持セシ既製阿片殘餘ノ數量ヲ併セテ詳具スヘシ

- 第八條 醫藥用阿片販賣人營業所ヲ變更シタルトキハ其ノ指定ヲ取消スコトアルヘシ
- 第九條 規則第一條、第二條、第三條、第七條、第八條後段、第九條、第十一條第二項、第十二條乃至第十六條、第二十二條並本令第四條、同第七條ニ據リ當廳ニ提出スヘキ書類ハ總テ住所(住所ト營業所又ハ製造地ト異ナル場合ハ)所轄警察官署ヲ經由スヘシ

附 則

大正六年十月大阪府令第六十二號ハ之ヲ廢止ス

(通牒 照 覆)

●阿片法中改正法理及改正阿片法施行規則實施ニ關スル件

【通】(大正八年六月二十五日内務省衛生局長ヨリ各地方長官ヘ通牒)

今般省令第四號ヲ以テ阿片法施行規則改正ノ件公布相成不日阿片法中改正法律施行期日公布セララル、等ニ候處本法及省令改正ノ要點ハ醫藥用阿片ノ需給ヲ圓滑ナラシムルト共ニ其ノ取締ヲ勵行セントスルニ在リ此點ニ關シテハ從來相當ノ施設ヲ爲シ最善ノ注意ヲ怠ラサリシモ法規ノ不備ニ乘シ當業者中或ヒハ賣借又ハ買占ヲ爲シテ不當ニ市價ヲ昂騰セシメ機ヲ見テ密輸出ヲ企ツル等不正行爲ヲ弄スル者尠カラサルカ如ク爲ニ内地ニ於ケル醫藥用阿片ノ普及ヲ妨ケ當ニ公衆衛生ニ支障ヲ來シタルニ止ラス善隣ニ對スル國際信義ヲ傷クルノ虞アルヲ以テ此等ノ弊害ヲ芟除シ奸商ヲシテ乘セシムヘキ際ヲ與ヘサルト共ニ本

法及本法ニ基ク命令ニ違背シタル者ニ對スル制裁ヲモ加重シ事前ニ於テ犯罪若クハ不正行爲ノ發生ヲ防過セムトスル主旨ニ出テタルモノトス就イテハ叙上改正主旨ノ貫徹ニ努力セラル、ハ勿論之カ實施ニ關シテハ特ニ左記事項ニ付御留意相成候

阿片法改正法律阿片法施行規則實施ニ就イテノ注意事項

- 一、規則第一條ノ申請アリタルトキハ其ノ申請者ハ農事ニ關シ相當知識經驗ヲ有スル者ナルヤ否ヤ尙阿片煙又ハ阿片ニ關スル犯罪前科ノ有無等ニ付キ調査ノ上許否ヲ決定スルコト
- 一、規則第二條第一項ニ依リ規定スヘキ罌粟栽培ノ場所及反別ノ届出期日ハ可成罌粟ノ相當成育時期ニ於テ之ヲ定ムヘク其ノ届出反別ハ爾後特別ノ事情ナキ限り阿片ノ收穫ヲ豫想シ得ヘキヲ以テ密賣等ノ犯罪取締上ノ參考ニ供スルコト
- 同條第二項ニ於テ栽培ノ場所及反別ノ異動届出期日ヲ明定セサルハ阿片採收ノ時期切迫ノ際ニ於ケル異動ニ付テハ遲滞ナク之カ届出ヲ爲サシムルノ必要アルニヨル
- 一、法第五條ニ依ル醫藥用阿片販賣人ニ關シテハ醫療上必要ナル醫藥用阿片ノ需給ヲ圓滑ナラシムル爲可成各警察管區ニ一人ヲ配置スルノ標準ヲ以テ之ヲ指定スルヲ要ス
- 而シテ醫藥用阿片ハ其ノ性質上明治四十年四月内務省令第七號指定藥品ニ準スヘキモノナルヲ以テ從來ノ卸賣人以外ニ新ニ増置スヘキ販賣人ハ之ヲ開局ノ藥劑師又ハ藥劑師ヲ使用スル藥種商中ニ付指定スルコト
- 一、規則第八條ノ規定ニ依リ少量ナル五十グラム以下ニ對シ所轄警察官ニ於テ證明ヲ與フヘキ場合ハ醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又ハ規則第九條ニ掲クル者ノ需要ニシテ調劑用試驗用又ハ藥局製劑用ニ供スルモノニ限り證明請求者ノ從來ノ使用量ヲ調査參照シテ其ノ請求ノ當否ヲ決定スヘク又五十グラム以上ニ對シ地方長官ニ於テ證明ヲ與フヘキ場合中特ニ注意ヲ要スルハ製藥者ニ於テ工業的ニ阿片丁

幾、ドーフル散又ハ阿片越幾斯等ノ製劑用ニ供スルモノニ付テハ多クハ其ノ需用量多大ナルヲ以テ豫メ管内ノ製藥者ニ就イテ從來ノ製劑品名數量又ハ製劑設備ノ現狀等ヲ調査參照シテ其ノ證明請求ノ當否ヲ決定スヘキコト

一、規則第十二條ノ規定ニ依ル申請ハ醫藥用阿片販賣人ニ於テ販賣用ノ阿片ヲ藥劑師タル業務上調劑用又ハ製劑用ニ供セムトスル場合ニ限ルヲ以テ從來當該藥劑師自身ノ使用スル醫藥用阿片ノ數量ヲ調査シ販賣用ニ支障ナキ範圍ニ於テ之ヲ許可スルコト

一、法第六條ノ二ノ規定ハ主トシテ醫藥用阿片販賣人ノ指定ヲ取消シタル等ニ依リ販賣人ノ缺如スル場合ヲ顧慮シタルニ外ナラス必要アルトキハ其事由及賣ト手續ヲ具シ當省ニ申請スヘキコト

一、規則第十六條ノ規定ニ依ル販賣殘餘又ハ使用殘餘ノ醫藥用阿片ノ處分ニ關シ其ノ殘餘多量ナリト認ムヘキ場合並醫藥用阿片販賣人藥劑師又ハ製藥者等ニ對シテハ特ニ當該官吏ヲシテ規定ニ依ル處分ヲ了セシヤ否ヤヲ調査セシメ未了ナルモノニ付テハ其ノ處分ヲ懲懲セシムル等取締上注意ヲ加フルコト

一、法第七條及規則第二十條後段ノ規定ハ醫師、齒科醫師及獸醫ニ對シテモ處方箋ノ作成保存ノ義務ヲ負ハシメタルヲ以テ單ニ診療簿ニ記ハスルヲ以テ足レリトセス阿片ヲ處方シタル場合ニ於テハ必ス處方箋ヲ作成セシメ若クハ阿片ニ關スル處方錄ヲ備ヘシムルヲ要ス此ノ點ニ關シテハ當該義務者ニ於テ誤解ナキ様篤ト注意ヲ與フルコト

●阿片法施行規則中疑義ノ件

(大正八年十一月衛生局長ヨリ各地方長官ヘ)

別記

【照】(大正八年十月和歌山縣知事ヨリ衛生局長へ)

阿片法施行規則ニ付々記事項聊カ疑我相生シ候條貴局ノ御意見承知致度此段及照會候也

- 一、規則第七條ニ依リ地方長官ハ醫藥用阿片販賣人ヨリ醫藥用阿片ノ賣下請求ヲ受ケ相當荷造ノ上販賣ニ郵送シタル途中ニ於テ破壊等ノ爲メ其ノ封緘無効ニ歸シ又ハ到着後販賣人ノ手ニ於テ故意ナクシテ同様無効トナリタル場合ニ付テモ法第八條ニヨリ之ヲ販賣スルコトヲ得ス此場合ニ於テ該品ヲ地方長官ニ買上ノ請求ヲ爲シ得ヘキ縣令制定差支ナキヤ
- 二、規則第十五條、第十六條等ニ依リ販賣人ハ使用殘餘醫藥用阿片ノ買上ヲ請求シタル場合ニ於テ地方長官ノ取扱フヘキ手續

【答】(大正八年十一月衛生局長ヨリ)

客月二十二日附衛第八二四七號ヲ以テ標記ノ件ニ付御照會ノ處右ハ左記ノ通り御承知相成度

- 一、縣令制定差支ナシ
- 二、客月三十日附訓令第七五一號ニ依リ御取扱相成度

●阿片卸賣人取締其ノ他ノ件

【通】(大正六年内務省衛生局長ヨリ各地方廳へ對シ酒課)

客年三月阿片法施行規則ヲ改正シ醫藥用阿片ニ定價ヲ附シタルハ定價ヲ超エテ販賣セシメサル趣旨ニ候處其違背者ニ對シ何等制裁ノ規定無之爲メ卸賣人ニシテ既ニ定價ヲ超エテ販賣シ暴利ヲ貪ル者有之哉ノ

趣キ其取締法ニ關シテハ目下攻究中ニ候得共各地方ニ於ケル醫師、藥劑師等需用者ノ數ニ應シ卸賣人ノ配置宜シキヲ得サル如キハ其一因ト被認候條卸賣人ノ配置ニ關シテハ特ニ御考慮ノ上卸賣人員ヲ増加シ一面嚴重警戒ヲ加ヘ違背ナカラシムル様御注意相成度尤モ新規ニ卸賣人ヲ指定スルニ當リテハ定價ヲ超エテ販賣セル場合ハ其ノ指定ヲ取消スコトヲ條件トシ御取扱相成候様致度候

追テ阿片賣トニ關シ各地方廳管内ニ一定數ノ卸賣人ヲ指定シタルハ各管内ノ需用ニ應セシムヘキ趣旨ニ候處他管内ノ分ヲモ要求シ來タル傾向有之斯クテハ衛生試驗所ニ於テハ阿片豫製上ノ見込ツカス從ツテ一般ノ供給上支障有之候條此點ニ關シテモ相當御考慮相煩度此段申添候

●變質醫藥用阿片引換ニ關スル件

【照】(大正十年九月十五日衛第三七四九號愛媛縣知事ヨリ衛生局長へ)

阿片法施行規則第七條ニ依リ大正八年度ニ於テ賣下タル醫藥用阿片ニシテ貯藏中水分ヲ吸引シ固化シタルニヨリ之カ引換方申請シタルモノ有之候處右ハ藥品營業並藥品取扱規則第二十六條ニヨリ相當措置ノ上更ニ規則ニ依リ賣下ヲ請求セシムヘキモノト思料候得共聊カ疑義相生シ候ニ付貴局ノ御意見承知致度此段及照會候也

【答】(大正十年九月二十九日衛第一二六一號内務省衛生局長)

變質醫藥用阿片引換ニ關スル件ニ關シ大正十年九月十五日附衛第三七四九號ヲ以テ御照會ノ趣了承右ニ關シ直チニ藥品營業並藥品取扱規則第二十六條ノ規定ヲ適用スルハ穩當ナラスト存シ候ニ付一應販賣人ニ就キ本品ノ貯藏法並取扱方ノ適否御取調ノ上果シテ適當ナリト認メタル場合ハ引換方御取計相成可然

ト存候

●陳舊阿片處分ニ關スル件

【照】(大正十年十月四日衛第九九〇一號京都府知事ヨリ衛生局長へ)
阿片販賣人又ハ醫師、藥劑師等ニ於テ所持スル未開封醫藥用阿片ニシテ陳舊ノ爲外觀上日本藥局方不適品タルヘキモノニ就キ良品ト交換方願出ルモノ有之許可差支無之ト存候得共一應貴局ノ御意見承知致度右及照會候也

【答】(大正十年十月十八日衛醫第一三四五號內務省衛生局長)
陳舊阿片處分ノ件ニ關シ大正十年十月四日附衛第九九〇一號ヲ以テ御照會ノ趣了承右ハ阿片販賣人ニ限リ引換方御取計相成可然ト存候條左様御了承相成度

●製造阿片納付運搬費ニ關スル件

【照】(大正十年十二月一日衛第二二二〇六號岐阜縣知事ヨリ衛生局長へ)
醫藥用阿片ヲ卸賣人ニ送附スル荷造及輸送賃ニ關シテハ客年六月十一日內務省衛發第一二六號御通牒ニヨリ取扱居候處製造人カ納付シタル阿片ヲ衛生試驗所へ送致スル運搬費ニ就テモ國庫支辨ニヨルヘキ様認メラルモ一應貴局御意見承知致度此段及照會候也
追テ本縣阿片法施行細則ニヨリ製造阿片ハ所轄警察官署ヲ經由納付スルコトニ致居候ニ就テハ警察署

ヨリ縣廳ニ送付スル運搬費ニ就テモ同様取計可然哉同候

【答】(大正十年十二月十九日衛書第六二七號內務省衛生局長)
阿片納付運搬費ニ關スル件本月一日附衛第一二二〇六號御照會ノ趣了承右ハ御意見ノ通ニ有之候追テ警察署ヨリ縣廳送附ノ運搬費ハ其ノ署ニ於テ負擔スヘキモノニ有之候申添候也

●阿片ニ關スル件(舊藥局方阿片ノ取締ニ關シ)

【照】(大正十一年三月二十二日衛發第二六號高知縣知事ヨリ衛生局長へ)
大正九年十二月十五日內務省令第四十四號ニ依リ大正十年四月一日以前ノ製造封緘ニ依ル日本藥局方藥品竝ニ第三改正日本藥局方ノ九字ヲ明記シタルモノハ其性狀品質ニ於テ新舊藥局方對照上何等變化ナキモノト雖モ大正十一年三月三十一日限り貯藏陳列販賣又ハ授與スルコトヲ得ザルハ勿論ノ儀ト存候モ阿片ニシテ本令發布前ノ封緘ニ係ルモノハ假令「第三改正日本藥局方」ノ九字ヲ明記シアラサルモノト雖モ舊藥局方藥品ト見做シ指定醫藥用阿片販賣人ニ於テ貯藏販賣シ能ハサルモノト思料セラレ候モ聊カ疑義相生シ候條一應貴局ノ御意見承知致度此段及照會候也

【答】(大正十一年四月十二日衛醫第三九七號內務省衛生局長)
阿片ニ關シ三月二十二日衛發第二六號ヲ以テ御照會ノ趣了承右ハ大正十年四月一日前ノ製造封緘ニ係ルモノト雖モ其ノ性狀、品質其ノ他第四改正日本藥局方ノ所定ニ適合スルモノハ大正十一年三月三十一日以降引續キ貯藏、陳列、販賣又ハ授與差支無之隨テ醫藥用阿片ニ關シテモ同様御取扱相成度及回答候也追テ舊局方阿片末ニシテ不適ノモノハ申出ニヨリ大阪衛生試驗所ニ於テ引換ノ需ニ應スルコトニ相成

居候ニ付爲念申添候

●浦潮積出阿片取締ニ關スル件

【通】(大正十二年三月二十日衛醫第四二四號衛生局長ヨリ各地方長官宛通牒)
標記ノ件ニ關シ今回外務次官ヨリ別紙寫ノ通報有之候條御注意相成度
浦潮積出阿片取締ニ關スル件

大正十二年三月十五日

内務次官代理 塚本 清治 殿

外務次官 田中 都吉

浦潮積出阿片取締ニ關スル件

在浦潮ヤクロ商會ハ豫テ同地稅關保管中ナリシ阿片三百布度ニ付本月十日同地官憲ヨリ本邦ヘ向ケ積出
許可ヲ得タル處本件阿片ハ已ニ昨今秋田、新潟、青森方面ヨリ同地ニ鍊買出ニ赴ケル小汽船ニテ積出サ
レ或ハジャンク等ニヨリ露鮮國境乃至朝鮮沿岸ニ向ヘル疑アル旨今般在浦潮渡邊總領事代理ヨリ電報有
之候ニ付右不取敢及御通知候也

●阿片製劑許否ノ件

(大正十三年五月衛生局長ヨリ各地方長官へ通牒)

【照】(大正十三年五月二日衛第三〇五七號靜岡縣知事ヨリ衛生局長へ)

阿片法施行規則第六條ノ該當者ナル製劑師ヨリ左記阿片乳糖散ヲ新製劑トシテ出願シ來リ候カ右ハ大正
十一年十月廿日衛第六〇五〇號ヲ以テ愛知縣知事ヨリ伺出同年十一月七日衛第一七一七號ナル衛生局長
回答ヲ照會スルニ支障ナキ様忠料セラレ候モ當出願者ハ指定販賣人ニモ有之聊カ疑義相生シ候ニ付支障
無之哉念ノ爲メ及照會候也

記

出願者 靜岡縣田方郡三島町

阿片指定販賣人 藥劑師 大河寬之助

一、新製劑ノ名稱 二十%(五倍用)阿片乳糖散

一、原料品 日本藥局方阿片

一、一ケ年間ノ製劑品ノ量 二千二百五十瓦

【答】(衛生局長ヨリ靜岡縣知事へ)

本件ニ關シ本月二日衛第三〇五七號ヲ以テ御照會ノ趣了承右製造販賣ハ阿片指定販賣人ニテモ支障ナキ
モノト御承知相成度

追テ阿片ノ含量ニ關シテハ御申出ノ二十「プロセント」ヲ限度ト致シ度候

●阿片末用途變更ニ關スル件

(大正十五年十一月十九日衛生局長ヨリ各地方長官へ通牒)

【照】(大正十五年十月十七日警視總監ヨリ衛生局長へ)

阿片法及同施行規則中左記ニ關シ聊カ疑義相生候條貴局ノ御意見承知致度此段及照會候也

- 一、藥劑師タル醫藥用阿片販賣人ハ其ノ販賣人タル資格ニ基キ藥劑師タル自己ニ販賣用ノ阿片末ヲ販賣シ得ルヤ
- 二、若シ販賣支障ナキモノトセハ一回五瓦入一ケ年ヲ通シ五個以内ナルトキハ其ノ藥劑師タル資格ニ於テ施行規則第八條第二項ニ依リ販賣人タル自己ニ對シテ法第六條第二項ノ許可ナクシテ賣渡ヲ請求シ得ルヤ

【答】(大正十五年十一月十八日衛生局長ヨリ)
 藥劑師タル醫藥用阿片販賣人カ販賣ノ目的外ニ阿片末ヲ使用セントスル場合ニハ數量ノ如何ニ拘ラス阿片法第六條第二項ノ許可ヲ受ケルコトヲ要ス尤モ一定ノ期間ニ於テ使用スヘキ數量ニ對シテ包括的ニ許可ヲ受クルハ差支無之

第七節 痘苗及血清類

●痘苗及血清其他細菌學的豫防治療品製造取締規則

(明治三十六年六月二十四日內務省令第五號、大正三年十二月省令第二七號改正)

- 第一條 痘苗、血清其ノ他細菌學的豫防治療品ヲ製造又ハ輸入若ハ移入シテ販賣セムトスルモノハ左ノ事項ヲ具シテ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
 - 一 製造所ノ名稱及位置
 - 二 製造品ノ種類、製造ノ方法、有効期限、販賣價格

- 三 製造所ノ建物畜舎ノ構造、敷地ノ坪數及圖面
 - 四 所長及主任技術者ノ氏名、履歷
- 前項ノ認可ヲ受ケタル後前各號ノ事項ニ變更ヲ要スルトキハ更ニ認可ヲ受クヘシ
- 第二條 地方長官ハ必要ト認ムルトキハ本則ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ
 - 第三條 本則施行ノ際痘苗及血清其他細菌學的豫防治療品ヲ販賣ノ目的ヲ以テ製造スルモノハ本則施行ノ日ヨリ四箇月以内ニ本則ニ依リ認可ヲ受クヘシ
 - 第四條 本則ニ違背シタルモノハ貳拾五圓以下ノ罰金又ハ二十五日以下ノ重禁錮ニ處ス
 - 第五條 本則ハ明治三十六年七月一日ヨリ施行ス
 - 第六條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ
- 附 則 (大正三年十二月十八日省令第二七號)
 本令施行ノ際現ニ痘苗、血清其ノ他細菌學的豫防治療品ヲ輸入若ハ移入シテ販賣スル者ハ六箇月内ニ本令ニ依リ認可ヲ申請スヘシ

●痘苗及血清其他細菌學的豫防治療品取締ニ關スル件

(明治三十六年六月內務省訓令第四二九號)

近來民間ニ於テ各種傳染病ノ豫防治療血清及痘苗ヲ製造スル者漸次多キヲ加フルノ傾向アリ從テ其品質ノ良惡ハ衛生上至大ノ關係アルニ由リ之カ取締ノ爲メ省令第五號ヲ發布相成候ニ就テハ自今認可申請ヲ

受理シタルトキハ意見ヲ詳具シ經伺ノ上處分セラレヘシ

●傳染病研究所検査規程

(大正六年八月二十七日文部省令第九號)

- 第一條 傳染病研究所ハ豫防、消毒、治療材料(診斷材料ヲ含ム)ノ検査及原病ノ檢索上排泄物、分泌物又ハ血液等ニ就キ細菌學的検査ヲ請フ者アルトキハ其ノ請求ニ應シ検査ノ成績書ヲ交付ス
 - 第二條 検査ノ請求及検査料ノ納付ニ關スル手續並料率ハ東京帝國大學總長ニ於テ文部大臣及内務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム
 - 第三條 本令ニ依リ検査ヲ受ケタルモノニ就キ廣告揭示印刷物又ハ容器包紙ニ傳染病研究所ノ保證、検査濟其ノ他之ニ類スル文字ヲ記入スルコトヲ得ス検査ノ成績ヲ表示セントスル場合ニハ其ノ成績ノ全文ヲ記載スヘシ之ヲ増減變更スルコトヲ得ス
- 前項ノ規定ニ違反シタル者又ハ傳染病研究所ノ検査ヲ詐稱シタル者ハ拾圓以下ノ科料ニ處ス

●傳染病研究所痘苗、血清等販賣規程

(大正四年九月十四日文部省令第一三號)【最近】昭和二年五月同省令第一一號改正)

第一條 傳染病研究所ニ於テ製造販賣スル痘苗血清等ハ左ノ各種トス

痘 苗

- 「チフテリア」血清
- 「チフテリア」抗毒素
- 破傷風血清
- 腸窒扶斯血清
- 赤痢血清(多價)
- 虎列刺血清
- 「ベスト」血清
- 飯匙蛇毒血清
- 連鎖球菌血清
- 連鎖狀球菌血清(猩紅熱用)
- 流行性腦脊髄膜炎菌血清
- 肺炎雙球菌血清
- 「インフルエンザ」菌肺炎雙球菌混合血清
- 健康馬血清
- 黄疽出血性スピロヘータ血清(ワイル氏病原血清)
- 「ツベルクリン」菌
- 丹毒連鎖球菌「ワクチン」
- 腸窒扶斯「ワクチン」
- 「バラチフス」A菌「ワクチン」

第四章 藥 品

「バラチフス」B菌「ワクチン」
「バラチフス」菌混合「ワクチン」
「鷹峯扶斯」バラチフス「菌混合」
「ワクチン」
「赤痢」
「ワクチン」
「虎列刺」
「ワクチン」
「ベスト」
「ワクチン」
「インフルエンザ」
「菌肺炎雙球菌混合」
「ワクチン」
「黄疽出血性」
「スピロヘータ」
「ワクチン」
「(ワイル氏病豫防法)」
「百日咳菌」
「ワクチン」
「狂犬病」
「ワクチン」
「犬體用狂犬病」
「ワクチン」
「腸峯扶斯診斷液」
「バラチフス」A型診斷液
「バラチフス」B型診斷液
「微毒診斷液」
第二條 前條ノ痘苗、血清類ノ賣渡ヲ受ケントスル者ハ傳染病研究所ニ請求スヘシ但シ痘苗ヲ除クノ外血清等ノ賣渡ヲ受クルコトヲ得ル者ハ官衙、公署、公共團體、醫師、藥劑師又ハ藥種商ニ限ル
第三條 外國ヨリ痘苗、血清等ノ請求アリタルトキハ本邦ノ供給ニ妨ケナキ場合ニ限り之ニ應スルモノトス
第四條 痘苗、血清等ノ定價ハ左ノ如シ本邦及支那ニ限り運送賃ヲ要セス

痘 苗

一 具(五人分)

金 七 錢

「チフテリヤ」血清
液體「チフテリヤ」血清

第一號 (五〇〇〇免疫單位)
第二號 (一、〇〇〇免疫單位)
第三號 (一、五〇〇免疫單位)
第四號 (三、〇〇〇免疫單位)
第五號 (五、〇〇〇免疫單位)
乾燥「チフテリヤ」血清
「チフテリヤ」抗毒素

一壺 金四十五錢
一壺 金九十錢
一壺 金一圓三十五錢
一壺 金二圓七十錢
一壺 金四圓五十錢
一壺 金四圓五十錢

甲種

第一號 (二、〇〇〇立方センチメートル)
第二號 (三、〇〇〇立方センチメートル)
第三號 (四、五〇〇立方センチメートル)
(六、〇〇〇立方センチメートル)

一壺 金七圓五十錢
一壺 金十一圓廿五錢
一壺 金十五圓

乙種

第一號 (三、〇〇〇立方センチメートル)
第二號 (四、五〇〇立方センチメートル)

一壺 金六圓
一壺 金九圓

第四章 藥 品

第三號	一壘 (六、〇〇立方センチメートル)	金 十二圓
丙種		
第一號	一壘 (四、〇〇立方センチメートル)	金 四圓五十錢
第二號	一壘 (六、八〇立方センチメートル)	金 六圓七十五錢
第三號	一壘 (八、四〇立方センチメートル)	金 九圓
破傷風血清	一壘 (六、四〇免疫單位)	金 九圓
液體破傷風血清	一壘 (一、〇〇免疫單位)	金 一圓
第一號	一壘 (四、〇〇免疫單位)	金 四圓
第二號	一壘 (一、〇〇免疫單位)	金 十圓
乾燥破傷風血清	一壘 (二、〇〇立方センチメートル)	金 一圓六十錢
腸窒扶斯血清	一壘 (一、〇〇立方センチメートル)	金 八十錢
赤痢血清(多價)	一壘 (二、〇〇立方センチメートル)	金 一圓六十錢
第一號	一壘 (一、〇〇立方センチメートル)	金 八十錢
第二號	一壘 (二、〇〇立方センチメートル)	金 一圓六十錢
虎列刺血清	一壘 (四、〇〇立方センチメートル)	金 三圓六十錢
ベスト血清	一壘 (四、〇〇立方センチメートル)	金 三圓六十錢
飯匙蛇毒血清	一壘 (四、〇〇立方センチメートル)	金 三圓六十錢
連鎖球菌血清		

第一號	一壘 (二、〇〇立方センチメートル)	金 二圓
第二號	一壘 (四、〇〇立方センチメートル)	金 三圓六十錢
連鎖球菌血清(猩紅熱用)		
甲號	一壘 (二、〇〇立方センチメートル)	金 二圓
乙號	一壘 (二、〇〇立方センチメートル)	金 六圓
流行性腦脊髄膜炎菌血清	一壘 (二、五〇立方センチメートル)	金 一圓八十錢
肺炎雙球菌血清	一壘 (二、〇〇立方センチメートル)	金 一圓八十錢
インフルエンザ菌肺炎雙球菌混合血清	一壘 (二、〇〇立方センチメートル)	金 一圓八十錢
健康馬血清	一壘 (二、五〇立方センチメートル)	金 八十錢
黃疽出血性スピロヘータ血清(ワイル氏病原血清)	一壘 (二、〇〇立方センチメートル)	金 二圓五十錢
ツベルクリン「舊」	一壘 (三、〇〇立方センチメートル)	金 一圓八十錢
丹毒連鎖球菌ワクチン	一壘 (五、〇〇立方センチメートル)	金 八圓
腸窒扶斯ワクチン	一壘 (四、〇〇立方センチメートル)	金 一圓
バラチフスA菌ワクチン	一壘 (四、〇〇立方センチメートル)	金 一圓
バラチフスB菌ワクチン	一壘 (四、〇〇立方センチメートル)	金 一圓
バラチフス菌混合ワクチン	一壘 (四、〇〇立方センチメートル)	金 一圓
腸窒扶斯バラチフス菌混合ワクチン	一壘 (四、〇〇立方センチメートル)	金 一圓

赤痢ワクチン	一壘 (四〇、〇立方センチメートル)	金 一	
虎列刺ワクチン	一壘 (四〇、〇立方センチメートル)	金 一	
ベストワクチン	一壘 (四〇、〇立方センチメートル)	金 一	
インフルエンザ菌肺炎雙球菌混合ワクチン	一壘 (四〇、〇立方センチメートル)	金 一圓五十錢	
黄疽出血性スピロヘータ、ワクチン(ワイル氏病豫防液)	一壘 (四〇、〇立方センチメートル)	金 二	
百日咳菌ワクチン	第一號	一壘 (五、〇立方センチメートル)	金 五十錢
	第二號	一壘 (一〇、〇立方センチメートル)	金 八十錢
痲菌ワクチン	第一號	一壘 (五、〇立方センチメートル)	金 五十錢
	第二號	一壘 (二〇、〇立方センチメートル)	金 一圓五十錢
狂犬病ワクチン	一人分	金 五	
犬體用狂犬病ワクチン(豫防液)	第一號	一壘 (五、〇立方センチメートル)	金 七十錢
	第二號	一壘 (二五、〇立方センチメートル)	金 三十圓
腸管扶助診斷液	一壘 (二〇、〇立方センチメートル)	金 七十五錢	
バラチフスA型診斷液	一壘 (二〇、〇立方センチメートル)	金 七十五錢	
バラチフスB型診斷液	一壘 (二〇、〇立方センチメートル)	金 七十五錢	

黴毒診斷液

一時ニ多量ノ痘苗、血清等ノ賣渡ヲ請求スル者ニ對シテハ便宜數具又ハ數壘ヲ取纏メタル容器ヲ以テ賣渡スコトヲ得

第五條 市町村(之ニ準スヘキ)ニ於テ施行スル種痘ニ要スル痘苗ノ代價ハ前條定價ノ半額トス

藥劑師(現ニ藥品營業ヲ爲スモノ)藥種商ニ賣渡ス場合ニハ痘苗、血清等ヲ通シテ前條定價ノ二割ヲ減スヘシ

傳染病研究所長ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケ特約販賣人ニ指定シタル藥劑師(現ニ藥品營業ヲ爲ス者)藥種商ニ賣渡ス場合ニハ痘苗、血清等ヲ通シ前條定價ノ三割迄ヲ減スルコトヲ得但シ前年度ニ於テ賣渡シタル定價ノ總額一萬圓以上ノ者ニ對シテハ一萬圓毎ニ一分ヲ減スルコトヲ得

傳染病研究所長ハ左ノ場合ニ限り血清等ノ定價ヲ減シ之ヲ賣渡スコトヲ得

一、傳染病研究所ニ於テ其ノ効用ヲ周知セシムル血清等ノ應用ヲ希望スルトキハ定價ノ五割減

二、道、府、縣、郡、市町村(之ニ準スヘキ)衛生組合、衛生會又ハ醫師會ニ於テ血清等ヲ購入シ無代價

又ハ購入代價以內ヲ以テ患者ニ供給スルトキハ定價ノ二割減

第六條 痘苗、血清等ノ代價ハ現金ヲ以テ納付スヘシ但シ電報爲替、郵便爲替代金引換郵便又ハ爲替手形ヲ以テ送金スルコトヲ得

代金ヲ代金引換郵便ニ依リ送付スル場合ニ於テハ代金ト共ニ取立金送達料ヲ送付スヘシ

第七條 痘苗、血清等賣渡請求數量ニ對シ納付ノ代金ニ過不足アルトキハ代金相當ノ數量ヲ送付スルモノトス但シ一具若ハ一壘ノ代價ニ滿タサル端數ハ切捨トス

附 則

本令ハ大正四年九月二十日ヨリ施行ス
 明治三十八年内務省令第十六號傳染病研究所痘苗、血清類賣捌規則ハ之ヲ廢止ス
 大正三年九月二十日ヨリ本令施行ノ日ノ前日マテノ間ノ試験日付アル血清等ノ賣捌ヲ受ケタル者ニシテ
 其殘品ノ引換ヲ請求スルモノニハ其ノ舊定價ニ相當スルマテ新定價ニヨリ算出シタル數量ヲ交付スヘシ
 但シ一壘ノ定價ニ充タサル端數ハ切捨トス
 前項ノ請求ヲ爲サントスル者ハ本令施行ノ日ヨリ六十日內ニ其殘品ヲ傳染病研究所ニ送付スヘシ
 傳染病研究所ハ前項ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ九十日內ニ於テ一回又ハ數回ニ其代品ヲ交付スヘシ
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●傳染病研究所檢査請求並檢査手数料納付手續

(大正六年十二月八日定官報抄記)

- 第一條 傳染病研究所檢査規程(大正六年文部省令第九號)ニ依リ檢査ヲ受ケントスル者ハ檢査ヲ受ケ
 ヘキ事項ヲ記載シタル請求書ヲ差出スヘシ
- 第二條 檢査料金ヲ定ムルコト左ノ如シ
- 治療材料檢査
- 一、ヂオキシヂアミドアルセノベンゾール製劑(獨逸專賣名サルヴァルサン) 一件 金三十圓
 - 一、ワツセルマン反應及之ニ類スルモノ 一件 金一圓五十錢
- 診斷材料檢査
- 一、ヅキダール反應及之ニ類スルモノ 一件 金五十錢
 - 一、排泄物分泌物及血液等檢査 一件 金三圓
 - 一、動物試驗ヲ要スルモノ 一件 金二圓
 - 二、培養試驗ヲ要スルモノ 一件 金一圓
 - 三、鏡檢ニ止マルモノ 一件 金一圓

豫防材料、消毒材料其ノ他前項以外ノ檢査料金ハ其ノ都度實費ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 檢査料金ハ檢査請求ト同時ニ納付スヘシ但シ前條末項ニ依ルモノハ診料金ヲ豫メ請求人ニ通知
 スヘキヲ以テ納付済ノ後檢査ヲ行フモノトス

●豫防液交付規程

(大正五年六月改正)

- 第一條 傳染病研究所ニ於テ交付スヘキ豫防液ハ左ノ各種トス
- 腸壁扶斯豫防液
 - 赤痢豫防液
 - 虎列刺豫防液
 - ペスト豫防液
 - 狂犬病豫防劑
- 第二條 各種豫防液類ハ官衙若ハ醫師ノ請求ニヨリ交付スルモノトス

市町村、學校又ハ工場等ニ於テハ監督官廳ノ承認ヲ經各種豫防液ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第三條 外國ヨリ豫防液類ノ請求アリタルトキハ内地ノ供給ヲ妨ケサル限り之ニ應スルコトヲ得

第四條 豫防液ノ定價ハ左ノ如シ但シ運送費ヲ要セス

腸窒扶斯豫防液	一 壘	(四〇、〇立方センチメートル)	金一	圓
赤痢豫防液	一 壘	(四〇、〇立方センチメートル)	金一	圓
「虎列刺」豫防液	一 壘	(四〇、〇立方センチメートル)	金一	圓
「ベスト」豫防液	一 壘	(四〇、〇立方センチメートル)	金一	圓
狂犬病豫防劑	一人分		金四	圓

第五條 外國ヨリノ請求ニ係ル豫防液ノ代價ハ前條定價ノ二倍トス

●ヂフテリヤ血清並其ノ製品、製劑及破傷風血清 並其ノ製品、製劑檢定規程

(大正四年十月十三日內務省令第一二號)

第一條 ヂフテリヤ血清若ハ其ノ製品、製劑又ハ破傷風血清若ハ其ノ製品、製劑ヲ製造又ハ輸入、移入シテ販賣セムトスル者ハ其ノ製造品、輸入品又ハ移入品ノ發賣前本令ノ規定ニ依リ檢定ヲ受クヘシ

第二條 ヂフテリヤ血清若ハ其ノ製品、製劑又ハ破傷風血清若ハ其ノ製品、製劑ノ檢定ヲ受ケムトスル者ハ製造者、輸入者又ハ移入者ノ氏名、血清又ハ其ノ製品、製劑ノ種類及其ノ數量、表記スヘキ一方センチメートル(乾燥狀ノモノニ在リテハ一グラム)中ノ免疫單位數、試驗年月日、血清又ハ其ノ

製品、製劑番號及販賣スヘキ小分豫定壘數ヲ具シ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ倣フ)ヲ經テ傳染病研究所ニ出願スヘシ

第三條 檢定ヲ受ケムトスル血清又ハ其ノ製品、製劑ハ封印ヲ爲スニ適當ナル容器ニ收メ血清又ハ其ノ製品、製劑ノ種類、其ノ數量、一立方センチメートル(乾燥狀ノモノニ在リテハ一グラム)中ノ免疫單位數、試驗年月日及血清又ハ其ノ製品、製劑番號ヲ記入シタル標紙ヲ貼付スヘシ

第四條 地方長官第二條ノ願書ヲ受理シタルトキハ當該吏員ヲ派遣シテ其ノ監視ノ下ニ出願者ヲシテ前條ノ容器中ヨリ血清又ハ其ノ製品、製劑番號毎ニ左記數量ノ試驗品ヲ採取セシメ其ノ容器ニハ出願者名血清又ハ其ノ製品、製劑ノ種類、一立方センチメートル(乾燥狀ノモノニ在リテハ一グラム)中ノ免疫單位數、試驗年月日及血清又ハ其ノ製品、製劑番號ヲ記入シタル標紙ヲ貼付セシムヘシ

- 一 液體ヂフテリヤ血清又ハ其ノ製品、製劑ハ三十立方センチメートル
- 二 液體破傷風血清又ハ其ノ製品、製劑ハ十五立方センチメートル
- 三 乾燥狀ノモノハ三グラム

當該吏員ハ前條ノ容器及試檢品容器ニ封印ヲ爲スヘシ

第五條 地方長官ハ直ニ前條ノ試驗ヲ願書ト共ニ傳染病研究所ニ送付スヘシ

第六條 第四條ノ數量ニテ檢定上不足ヲ生シタルトキハ傳染病研究所長ハ其ノ所要數量ヲ地方長官ニ通知スヘシ

第七條 地方長官ハ第四條及第五條ノ手續ニ準シ前項數量ノ試驗品ヲ直ニ傳染病研究所ニ送付スヘシ

第七條 傳染病研究所試驗品ヲ受理シタルトキハ藥局方ニ記載スルモノニ付テハ其ノ所定ニ適合スルヤ否ヤヲ、藥局方ニ記載セサルモノニ付テハ左ノ事項ヲ遲滯ナク檢定スヘシ

- 一 出願者ノ申告セル表記スヘキ免疫單位數ヲ有スルコト
- 二 血清ノ製品、製劑（乾燥狀ノモノニ在リテハ其ノ一分ヲ十分ノ石炭酸水（石炭酸一分ヲ滅菌水二）ニ溶解シタルモノ）ヲ寒天培養基ニ好氣性及嫌氣性培養ヲ行ヒ無菌ナルコト
- 三 チフテリア血清ノ製品、製劑（乾燥狀ノモノニ在リテハ其ノ一分ヲ十分ノ滅菌水中ニ溶解シタルモノ）十立方センチメートルヲ約二百五十グラムノ體重ヲ有スル「モルモツト」ノ皮下ニ注射シ之ヲ致死セシメサルコト
- 四 血清ノ製品、製劑（乾燥狀ノモノニ在リテハ其ノ一分ノ滅菌水中ニ溶解シタルモノ）ノ蛋白質含有量ハキールダール法ニ依リ百分中十分以下ナルコト
- 免疫單位ノ算出法ハチフテリア血清ノ製品、製劑ニ在リテハ「エールリヒ」法ニ、破傷風血清ノ製品製劑ニ在リテハ「ペーリング」法ニ依ル
- 第八條 傳染病研究所檢定ヲ了シタルトキハ速ニ其ノ成績ヲ當該地方長官ニ通知シ合格品ニ對シテハ其小分豫定壇數ニ應シ別記雛形ノ檢定證ヲ送付スヘシ
- 第九條 地方長官前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ出願者ニ通知シ當該吏自ヲシテ第四條ニ依リ施シタル封印ヲ解カシメ合格品ニ付テハ其ノ監視ノ下ニ小分セシメ檢定證ヲ以テ其ノ容器又ハ被包ヲ封緘セシムヘシ
- 不合格品ニ付テハ藥品營業並藥品取扱規則第三十八條ノ二ニ依リ處分スヘシ
- 第十條 檢定證ニ過不足ヲ生シタル場合ニ於テハ出願者ハ地方長官ヲ經テ傳染病研究所ニ之ヲ返納又ハ請求スヘシ
- 第十一條 出願者檢定ノ結果ニ對シ不服アルトキハ理由ヲ詳具シ地方長官ヲ經テ再檢定ヲ傳染病研究所

ニ請求スルコトヲ得

再檢定ニ付テハ本令ノ規定ヲ準用ス

第十二條 傳染病研究所ハチフテリア血清若クハ其ノ製品、製劑又ハ破傷風血清若クハ其ノ製品製劑ノ製造者、輸入者又ハ移入者ニ對シ無償又ハ有償ニテ「チフテリア」又ハ破傷風標準血清若クハ標準毒素ヲ交付ス

第十三條 檢定ヲ出願スル者ハ血清又ハ其ノ製品、製劑番號毎ニ左ノ手数料ヲ納付スヘシ

- 一 チフテリア血清又ハ其ノ製品、製劑ハ金八圓
- 二 破傷風血清又ハ其ノ製品、製劑ハ金八圓

第十四條 第一條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 チフテリア血清若クハ其ノ製品、製劑又ハ破傷風血清若クハ其ノ製品、製劑ヲ製造又ハ輸入移入シテ販賣スル者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限りニ在ラス
チフテリア血清若クハ其ノ製品、製劑又ハ破傷風血清若クハ其ノ製品、製劑ヲ製造又ハ輸入移入シテ販賣スル者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カル、コトヲ得ス
法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタル場合ニ於テハ本令ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス
法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●ヂフテリア血清並其ノ製品、製劑及破傷風血清
 並其ノ製品、製劑檢定規程ニ依ル「ヂフテリア」
 又ハ破傷風標準血清若クハ標準毒素ノ交付ニ關
 スル件

(大正四年十月三十日內務省告示第六七號)

一、傳染病研究所ハ「ヂフテリア」血清若クハ其ノ製品、製劑又ハ破傷風血清若クハ其ノ製品、製劑ノ製造者輸入者又ハ移入者ニ對シ毎年一回「ヂフテリア」又ハ破傷風標準血清若クハ標準毒素ヲ無償ニテ交付ス

二、前項ノ場合ヲ除クノ外「ヂフテリア」又ハ破傷風標準血清若クハ標準毒素ノ交付ハ有償トス其ノ料
 金左ノ如シ

- | | | |
|---------------|--------------------|------|
| 一 「ヂフテリア」標準血清 | 一 壘 | 金拾 圓 |
| 一 破傷風標準血清 | 一 壘 | 金七 圓 |
| 一 「ヂフテリア」標準毒素 | 百立方センチメートル(100ccm) | 金貳拾圓 |
| 一 破傷風標準毒素 | 一グラム(1g) | 金貳拾圓 |

●家畜ニ應用スル細菌學的豫防治療品及診斷品取
 締規則

(大正七年九月二日農商務省令第三四號)

第一條 家畜ニ應用スル血清其ノ他細菌學的豫防治療品又ハ診斷品ヲ販賣又ハ配付ノ目的ヲ以テ製造、輸入又ハ移入セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

- 一 製造所ノ名稱及位置
- 二 種類、性状、製造及使用ノ方法、効力、有効期限、販賣價格
- 三 製造セムトスル者ニ在リテハ製造所ノ建物及畜舎ノ構造、敷地ノ坪數及圖面、主任技術者ノ氏名及履歷

前項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル者前項各號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事項ヲ具シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二條 生活病原體ヲ含有スル豫防治療品ハ農商務大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外之ヲ獸醫以外ノ者ニ販賣又ハ配付スルコトヲ得ス

第三條 農商務大臣公益上必要ト認ムルトキハ前二條ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第四條 本則ノ規定ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第五條 本則ニ依リ農商務大臣ニ差出スヘキ書類ハ地方長官ヲ經由スヘシ

附 則

本則ハ大正七年九月二十日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行ノ際販賣又ハ配付ノ目的ヲ以テ家畜ニ應用スル血清其他細菌學的豫防治療品又ハ診斷品ヲ製造輸入又ハ移入スル者ハ本則施行ノ日ヨリ三月内仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

●家畜ニ應用スル血清其他細菌學的豫防治療品製造輸入者ニ關スル件(例規)

(大正十年四月二日農第四九六號農商務大臣ヨリ各地方長官ヘ訓示)

家畜ニ應用スル血清其ノ他細菌學的豫防治療品又ハ診斷品ノ製造、輸入又ハ移入ニ付テハ左ノ通り心得ヘシ
右内訓ス

- 一 廳府縣ニ於テ家畜ニ應用スル血清其ノ他細菌學的豫防治療品又ハ診斷品ヲ配付又ハ販賣ノ目的ヲ以テ製造、輸入又ハ移入セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ豫メ本省ニ打合セテ爲シタル事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 二 製造所ノ名稱、位置
- 三 種類、性状、製造及使用ノ方法、効力、有効期間
- 三 販賣セムトスルトキハ其ノ價格

●痘苗請求代金前納方ニ關スル件

(大正四年二月第六二號、傳染病研究所)

從來市區町村ヨリ痘苗請求ノ場合ハ特ニ電報ノ請求ニ應シ來リ候處中ニハ代金延納ノ向往々有之整理上支障不尠候ニ付自今代金(收入印紙又ハ振替貯金)(振替貯金口座東京一九〇番國庫納金ナルコトヲ郵便)當所ヘ到達スルニアラサレハ假令電報ニテ請求相成候トモ一切發送致サス候ニ付乍御手數御所轄市區町村役場ヘ右ノ趣御訓達相煩度此段及御依頼候也
追テ天然痘發生其他特ニ至急ヲ要スル場合ハ電報爲替ヲ以テ送金相成候様願度申添候

●傳染病研究所ニ於テ製造販賣スル痘苗血清類ノ賣拂代金延納ニ關スル件

(大正十一年十月二十六日文部省令第三一號)

傳染病研究所ニ於テ製造販賣スル痘苗、血清類ノ賣拂代金ハ擔保トシテ參百圓以上ノ國債ヲ提供セシメ擔保額ニ達スルマテテ限度トシテ三ヶ月以内延納ヲ許可スルコトヲ得
附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(通牒 照覆)

● 血清其他細菌學的豫防治療品取締ニ關スル件

(明治二十六年六月二十四日衛甲第四四號衛生局長ヨリ地方長官へ通牒)

血清其他細菌學的豫防治療品ニ關シテハ取締方一定セザリシ處今回「チフテリア」血清破傷風血清及「ツベルクリン」ヲ日本藥局方ニ追加相成候ニ就テハ右以外ノ血清其他細菌學的豫防治療品ト雖モ當然藥品トシテ取扱フヘキモノニ有之候條明治二十二年法律第十號藥品營業並藥品取扱規則ニ依リ御取締相成度此段依命及通牒候也

● 血清其他細菌學的豫防治療品取締ニ關スル件

【照】(明治三十六年六月三十日滋賀縣知事ヨリ衛生局長へ)

本月二十四日衛甲第四四號ヲ以テ「チフテリア」血清破傷風及「ツベルクリン」ヲ日本藥局方ニ追加相成候ニ付テハ右以外ノ血清其他細菌學的治療品ト雖モ當然藥品トシテ取扱フヘキ旨御通牒相成候處該局方ニ追加セラレサル血清其他細菌學的豫防治療品トシテ外國藥局方名ヲ記載セサルモノハ藥品營業並ニ藥品取扱規則第二十七條第二項ノ新規ノ藥品ト認メ取締ルヘク且ツ其違反者ハ處罰スヘキ御主意ニ可有之哉何分ノ御回答相成度此段及御問合候也

【答】(同年七月六日衛生局長回答)

客月三十日警衛發第五四一號ヲ以テ御照會相成候血清其他細菌學的豫防治療品取締ニ關スル件ハ御見込

通りニ候條右御了知相成度此段及回答候也

● 腸窒扶斯並パラチフスA B型診斷液製造販賣ニ關スル件

(細菌學的豫防治療品製造販賣ニ關スル件大正七年六月十三日衛生局長ヨリ各地方長官へ通牒)

【照】(京都府知事ヨリ衛生局長へ)

今般京都微生物研究所長ヨリ腸窒扶斯診斷液、パラチフスA B型診斷液製造販賣方願出有之候モ該品ハ明治二十六年內務省令第五號ニシテ何等手續ヲ要セサルモノト被認候得共聊カ疑義ノ點有之候條貴局ノ御意見承知致度此段相候也

【答】(衛生局長ヨリ)

(標題略)

標記ノ件ニ關シ客月二十七日衛第五二七六號ヲ以テ御照會相成候處明治三十六年六月內務省令第五號痘苗及血清其ノ他細菌學的豫防治療品製造取締規則ノ趣旨ヨリスレハ本件ノ如キ細菌學ヲ應用セル製品モ亦同則ニ依リ取締ヲ爲スヘク現ニ此ノ趣旨ニ基キ腸窒扶斯診斷液ニ付テハ當該地方長官ニ於テ認可ヲ與ヘタル先例モ有之候條右御了知相成度

●區町村ニ於テ腸窒扶斯及「パラチフス」等豫防液製造ノ件

(大正七年衛生局長ヨリ大阪府知事へ通牒)

【照】(大正七年十月十一日附北海道長官ヨリ衛生局長へ)

腸窒扶斯及パラチフス等ノ豫防液ヲ區町村ニ於テ經營セル病院又ハ傳染病院ニ製造セシメ之レヲ其區町村ノ住民ニ限リ(他ニ販賣又ハ授與セス)使用スルハ別段差支ナキ様思料スルモ該品ハ劇藥トシテ取扱フヘキトキハ之カ製造販賣ヲ爲ス者ニ對シテハ取締規則モ有之次第ニテ右ノ場合ニ於テモ亦其取扱及製造ニ關シ相當取締ヲ爲スノ必要有之單ニ之レヲ區町村ノ自由ニ任スヘキモノニモ非サル様思料セラレ候條貴局ノ御意見承知致度何分ノ御回答相煩度候也

【答】(大正七年十一月五日衛生局長ヨリ)

(標題略)

標記ノ件ニ付本月十一日警衛第一六〇五八號ヲ以テ御照會相成候處右ハ當該取締規則ニ依リ取締ルヘキモノニアラサルモ公衆衛生上此等ノ場合ニ於テモ藥品營業並藥品取扱規則ニ依リ取締ルノ外前記取締規則ニ準シ豫メ當省ニ御協議ノ上相當御取締相成候様致度

追而本件ノ場合傳染病豫防法施行規則第十二條ニ依リ藥價ヲ徵收スルモノナルトキハ更ニ考究スルノ必要モ有之候ニ付其ノ趣一應御回報相成度

●血清ノ引換ニ關スル件

【通】(大正九年十一月廿九日文部次官、内務次官ヨリ各地方長官へ通牒)

大正四年九月文部省令第十二號傳染病研究所痘苗、血清等販賣規程ニ依リ賣渡ス血清ニシテ十一月二十九日以後ノ請求ニ係ルモノニ付テハ其ノ使用前効力持續期間「檢定又ハ試験月日後一ケ年」ヲ經過シタルモノハ請求ニ依リ同所ヲシテ左ノ方法ヲ以テ其ノ引換ニ應セシムルコト、相成リタルニ付御承知相成度
追而明治四十三年五月衛發第三五八號内務省衛生局長通牒ハ自然消滅ノ儀ト御承知相成度

一、市町村其ノ他ノ公共團體ニ賣渡シタル左記血清ニ付テハ無料ニテ引換ユルコト

- 一、液體ヂフテリア血清
- 一、液體破傷風血清
- 一、腸窒扶斯血清
- 一、赤痢血清
- 一、虎列刺血清
- 一、ペスト血清
- 一、飯匙蛇毒血清
- 一、連鎖球菌血清

二、前項以外ノ者ニ賣渡シタル液體「ヂフテリア」血清及液體破傷風血清ニ付テハ引換請求ノ爲メ添附シタル當該血清台計代價二分ノ一ニ相當スル數量ヲ以テ引換ユルコト但シ一壘ノ最低ノ定價ニ充タサル端數ヲ生スルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨ツルコト

三、効力持續期間經過後二ヶ月ヲ過キ若クハ封緘其ノ他外裝ニ異狀アルモノハ前各號ニ依ルノ限りニ非サルコト
四、引換ニ要スル運送賃其ノ他ノ費用ハ請求者ノ負擔トスルコト

●藥品取締ニ關スル件

(大正十一年六月二十一日衛防第九四二號衛生局長ヨリ各地方長官へ通牒)

【照】(大正十一年六月二日衛防第五七六一號大阪府知事ヨリ衛生局長へ)

既ニ認可ヲ得タル細菌學的豫防治療品ニ加工シテ新製劑ヲ製造スルハ支障無之様認メラル、モ同上治療品製造ニ用フル原菌ノ粉末ニ或藥品ヲ加ヘテ製劑シタルモノハ明治四十四年内務省令第十八號又ハ明治三十六年省令第五號ノ何レニ據リ取締ルヘキモノナルヤ聊カ疑義相生シ候ニ付之ニ關スル貴局ノ御意見承知致度本件ハ差迫リタル義有之候條至急何分ノ御回報相煩度候

【答】(大正十一年六月二十一日衛防第九四二號衛生局長ヨリ)

藥品取締方ニ關シ六月二日衛防第五七六一號ヲ以テ御照會相成候處右ハ明治三十六年内務省令第五號ニ依リ取締ルヘキモノト存シ候

追テ既ニ認可ヲ得タル細菌學的豫防治療品ニ加工シテ新製劑ヲ製造販賣スル場合ニ於テモ亦本文記載ノ内務省令ニ依リ取締ルコトヲ要スル儀ニ有之候條誤解無キ様致度

●細菌學的豫防治療品製造販賣ニ關スル件

【通】(大正十年四月二十一日内務省衛第八九號衛生局長ヨリ各地方長官へ)

本件認可ニ關シテハ明治三十六年六月當省訓令第四二九號ヲ以テ訓令ノ次第モ有之明治三十六年六月當省令第五號第一條第二項ニ依ル變更認可ニ付テモ夫々經同相成居候處左記事項ノ變更ニ付テハ今後經同ニ及ハス直チニ認可決定相成差支無之候條御了知相成度
追テ本件認可ニ付テハ其ノ事項速ニ報告相成度

記

- 一、製造所ノ名稱及位置
- 二、製造所ノ建物、畜舎ノ構造、敷地ノ坪數及圖面
- 三、所長ノ氏名、履歷

●細菌學的豫防治療品製造販賣認可

【通】(大正十年一月廿五日、同年五月九日、同年五月十九日、同年六月十六日、同年九月十四日、同年七月五日、大正十一年二月二十三日、大正十一年三月四日、同年三月七日、大正十四年十月廿二日内務省衛生局長通牒)

認可月日

十年一月廿日 狂犬病 ヲ ク チ ン 製造者名及場所 千葉縣千葉市寒川一四五番地 押田徳郎

條第二項ノ見本品ト同様ノ性状品質ヲ具備スルヲ要ス

第六條 藥劑師 藥劑師ヲ使用スル者又ハ醫師ニ非サレハ賣藥ヲ調製シテ販賣スルコトヲ得ス但シ獸醫ニシテ家畜用ノ賣藥ヲ調製販賣スルハ此限ニ在ラス

第七條 賣藥免許ハ前條ニ掲クル者ニ限り之ヲ讓受ケ又ハ相續スルコトヲ得ス

第八條 賣藥ノ効能ニ關シテハ文書言語其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス免許ヲ得タル事項ヲ説明スルノ外之ヲ誇張シテ公示スルコトヲ得ス

第九條 賣藥ニ關スル廣告、賣藥ノ容器若ハ被包又ハ賣藥ニ添附シ若ハ添附セスシテ頒布スル文書ニハ左記ノ事項ヲ記載スルコトヲ得ス

- 一、猥褻ニ渉ル記事又ハ圖畫
- 二、避妊又ハ墮胎ヲ暗示スル記事
- 三、虛偽誇大ノ證明若ハ醫師其ノ他ノ者カ効能ヲ保證シタルモノト世人ヲシテ誤解セシムル虞アル記事
- 四、醫治ノ無効ヲ暗示シ或ハ暗ニ醫師ヲ誹謗スルカ如キ記事

第十條 地方長官ハ衛生上危害ヲ生スルノ虞アリト認ムルトキハ賣藥營業者ニ對シ其ノ免許ヲ得タル事項ヲ變更スルコトヲ得

第十一條 賣藥營業者ニシテ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ又ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル處分ニ違反シタル者ニ付地方長官ハ其免許ヲ取消スコトヲ得

第十二條 行政官廳ハ當該官吏ヲシテ賣藥ヲ調製シ若ハ販賣スル場所ニ臨檢セシメ又ハ賣藥ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第十三條 行政官廳ハ試驗ノ用ニ供スル爲必要ナル分量ニ限り當該官吏ヲシテ賣藥又ハ其ノ原料品ヲ無償ニテ收去セシムルコトヲ得

第十四條 第二條第一項若ハ第五條ノ規定又ハ第十條ノ處分ニ違反スル賣藥ハ地方長官其ノ所有者ヲシテ之ヲ廢棄セシメ又ハ直接ニ廢棄シ其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得但シ所有者又ハ所持者ニ於テ衛生上危害ヲ生スル虞ナキ方法ニ依リ處置セムコトヲ請フトキハ之ヲ許可スルコトヲ得

第十五條 第二條第一項、第五條若ハ第六條ノ規定又ハ第十條ノ處分ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條 第八條若クハ第九條ノ規定ニ違反シタル者又ハ當該官吏ノ臨檢若ハ検査ヲ拒ミタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 第三條又ハ第二十條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第十八條 賣藥營業者又ハ賣藥請賣營業者未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

賣藥營業者又ハ賣藥請賣營業者ハ其ノ代理人戸主家族同居者雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カ

ル、コトヲ得ス

第十九條 明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之レヲ準用ス

第二十條 輸出又ハ移出スル賣藥ニ付テハ第二條乃至第十一條、第十四條及第十五條ノ規定ヲ適用セス其ノ取締上必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ賣藥ヲ調製セムトスル者ハ營業所毎ニ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

附 則

第二十一條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (大正三年八月十三日勅令第一六〇號ヲ以テ同年十月一日ヨリ施行サル)

第二十二條 賣藥規則ハ之ヲ廢止ス他ノ法令中賣藥規則トアルハ本法ヲ指シタルモノト看做ス

第二十三條 従前ノ規定ニ依リ受ケタル賣藥免許ハ之ヲ本法ニ依リ受ケタル賣藥免許ト看做ス

第二十四條 本法公布ノ際現ニ賣藥營業者タル者ハ第六條又ハ第七條ノ規定ニ拘ラス賣藥ヲ調製シテ販賣又ハ賣藥免許ノ讓受ケ若ハ相續スルコトヲ得但シ賣藥ヲ輸入若ハ移入シテ販賣スル者又ハ法人ハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條 本法公布前免許ヲ受ケタル賣藥ニシテ毒藥、劇藥又ハ藥品營業並藥品取扱規則ノ指定藥品ヲ含有セサルモノニ付テハ第六條及第七條ノ規定ヲ適用セス

第二十六條 第三條及第二十條ノ届出ハ賣藥稅法ノ適用ニ付テハ之ヲ免許ト看做ス

●賣藥法施行規則

(大正三年八月十三日内務省令第一六號)

第一條 賣藥發賣免許ノ申請書ニハ賣藥法第二條第一項ニ掲ケタル事項ノ外氏名、生年月又ハ法人ノ名稱、住所及營業所 (調製又ハ販賣ノ場所ヲ云フ) ヲ記載シ賣藥法第六條又ハ第二十四條規定ノ資格ヲ證スル書面ヲ添

第二條 地方長官賣藥法第二條ノ規定ニ依リ賣藥發賣免許ヲ與フルトキハ別記雛形ノ賣藥免許證ヲ下付ス

第三條 免許事項變更ノ申請書ニハ變更セムトスル事項、方名、氏名又ハ法人ノ名稱及住所ヲ記スヘシ但シ方名ヲ變更セムトスル場合ニ於テハ免許證ヲ添付スヘシ

第四條 前條第二項規定ノ場合ヲ除クノ外賣藥免許證ノ記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ免許證ヲ添ヘ三十日以内ニ主タル營業所所在地ノ地方長官ニ其ノ書換ヲ申請スヘシ但シ賣藥法第二

第五條 賣藥ニ關シ左ノ手数料ヲ徵收ス
一、發賣免許手数料 一方ニ付 金壹圓
二、變更免許手数料 一方ニ付 金七拾錢
三、免許證再下付又ハ書換手数料 一方ニ付 金五拾錢

第六條 地方長官ハ賣藥法第二條第二項ノ規定ニ依リ賣藥營業者ノ提出シタル見本品ノ性狀品質ヲ記シ保存スヘシ

第七條 賣藥法第三條規定ノ届出ハ其ノ事由ノ發生シタル日ヨリ十日以内ニ之ヲ爲スヘシ

第八條 賣藥營業者一箇所以上ノ調製所ヲ設ケタルトキハ藥劑師若ハ醫師タル營業者又ハ賣藥法第二十

四條規定ノ營業者カ自ラ管理スル一箇所ヲ除クノ外調製所毎ニ藥劑師ヲ置キ管理ヲ爲サシムヘシ但シ調製所所在地地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ又ハ賣藥法第二十五條規定ノ賣藥ニ付テハ此ノ限ニ在ラ

ス
賣藥營業者前項規定ノ藥劑師ヲ置キタルトキハ其ノ氏名ヲ營業所所在地ノ地方長官ニ届出ツヘシ

第九條 賣藥營業者ハ賣藥法第六條又ハ本令第八條第一項ノ規定ニ依リ使用スル藥劑師ニ異動ヲ生シタルトキハ二十日內ニ營業所所在地ノ地方長官ニ届出ツヘシ

第十條 賣藥法第六條又ハ本令第八條第一項ノ規定ニ依リ使用スル藥劑師又ハ之ヲ使用スル賣藥營業者ノ營業所以外ニ於テ藥劑師ノ資格ニ伴フ業務ニ從事セサル者タルコトヲ要ス但シ地方長官ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限リニ在ラス

第十一條 賣藥免許證ヲ毀損シ又ハ亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ三十日內ニ主タル營業所所在地ノ地方長官ニ再下付ヲ申請スヘシ但シ毀損ノ場合ニハ毀損シタル免許證ヲ添附スヘシ

第十二條 賣藥營業者廢業シタルトキハ三十日內ニ免許證ヲ主タル營業所所在地ノ地方長官ニ返納スヘシ

賣藥營業者死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ營業ヲ承繼スル者ナキトキハ戶籍法ニ依リ死亡又ハ失踪ノ届出義務者ヨリ前項ノ規定ニ準シ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第十三條 賣藥ヲ請賣セムトスル者ハ營業所毎ニ地方行政廳ニ届出ツヘシ

第十四條 賣藥請賣營業者廢業シ又ハ氏名若クハ法人ノ名稱又ハ住所ヲ變更シタルトキハ地方行政廳ニ届出ツヘシ

第十五條 賣藥營業者竝賣藥請賣營業者自ラ行商シ又ハ賣子ヲシテ行商セシメムトスルトキハ地方行政廳ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ廢止シタルトキ亦同シ

第十六條 賣藥營業者免許ヲ取消サレタルトキハ請賣營業者亦其ノ賣藥ヲ販賣スルコトヲ得ス

第十七條 賣藥ノ發賣ヲ免許シタルトキ又ハ賣藥法第三條ノ規定ニ依リ届出アリタルトキハ免許若クハ届出事由發生ノ年月日、方名、氏名、生年月日又ハ法人ノ名稱、住所及營業所ヲ賣藥請賣若クハ賣藥行商ノ届出アリタルトキハ届出事由發生ノ年月日、氏名又ハ法人ノ名稱、住所及營業所ヲ當該地方行政廳ヨリ所轄稅務署ニ通知スヘシ其ノ異動アリタルトキ亦同シ

第十八條 行政官廳賣藥法第十二條ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢又ハ檢査ヲ爲サシムルトキハ制服ヲ着スル者ノ外別記雛形ノ證票ヲ携帯セシムヘシ

第十九條 賣藥法第十三條ノ規定ニ依リ物品ヲ收去スルトキハ當該官吏ハ營業者ニ證書ヲ交附スヘシ若シ營業者ノ求アルトキハ事實ノ許ササル場合ヲ除クノ外其物品ノ一部ニ封緘ヲ施シ之ヲ交附スヘシ

第二十條 賣藥法第十二條ノ規定ニ依リ臨檢又ハ檢査ハ日出前日没後ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ營業時間中ハ此ノ限リニ在ラス

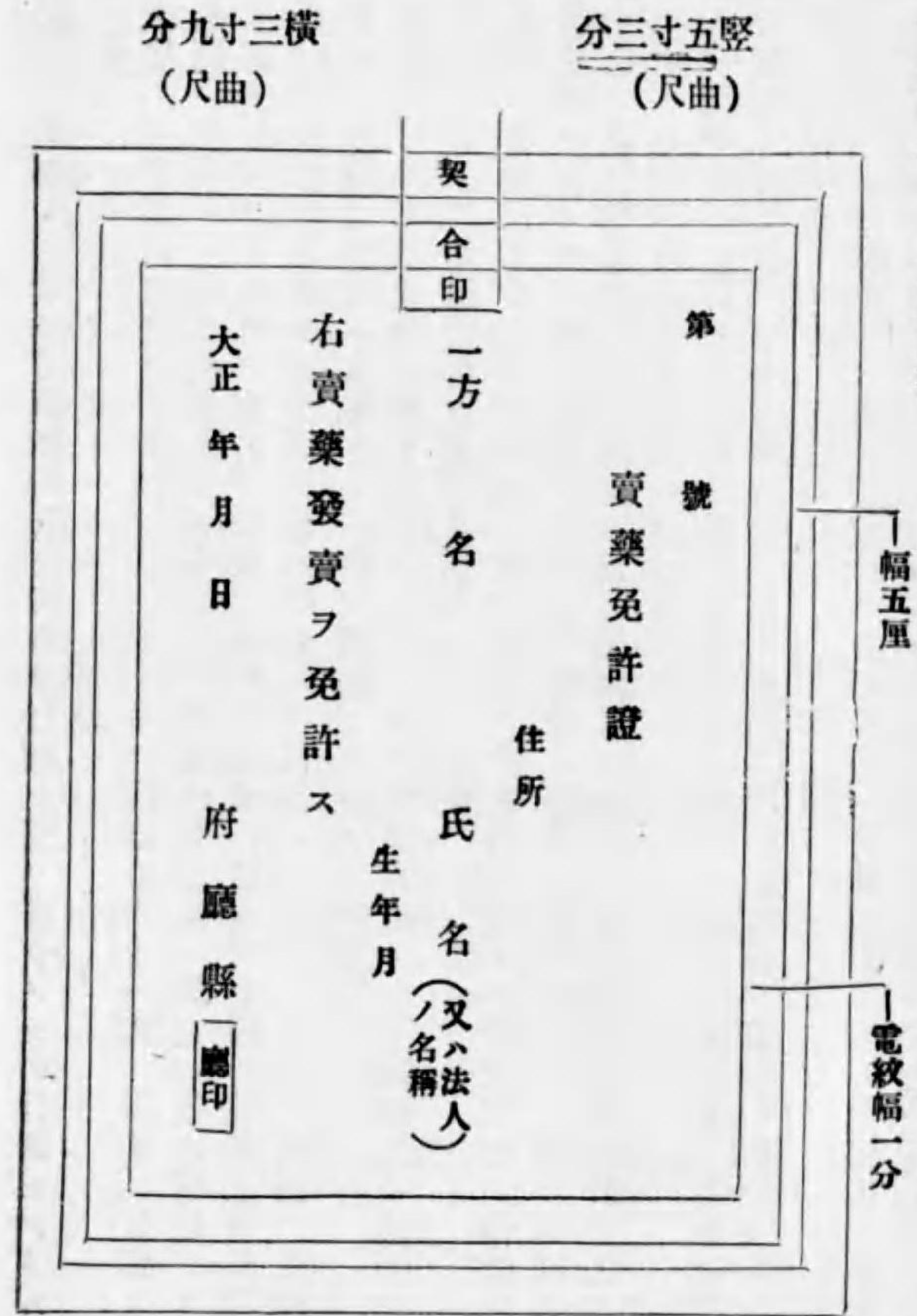
第二十一條 第八條第一項、第十條、第十六條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十二條 第四條、第七條第三項、第八條第二項、第九條、第十一條乃至第十五條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第二十三條 本令ハ賣藥法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(大正三年十月一日ヨリ施行サル)

第五章 賣藥及賣藥部外類似品

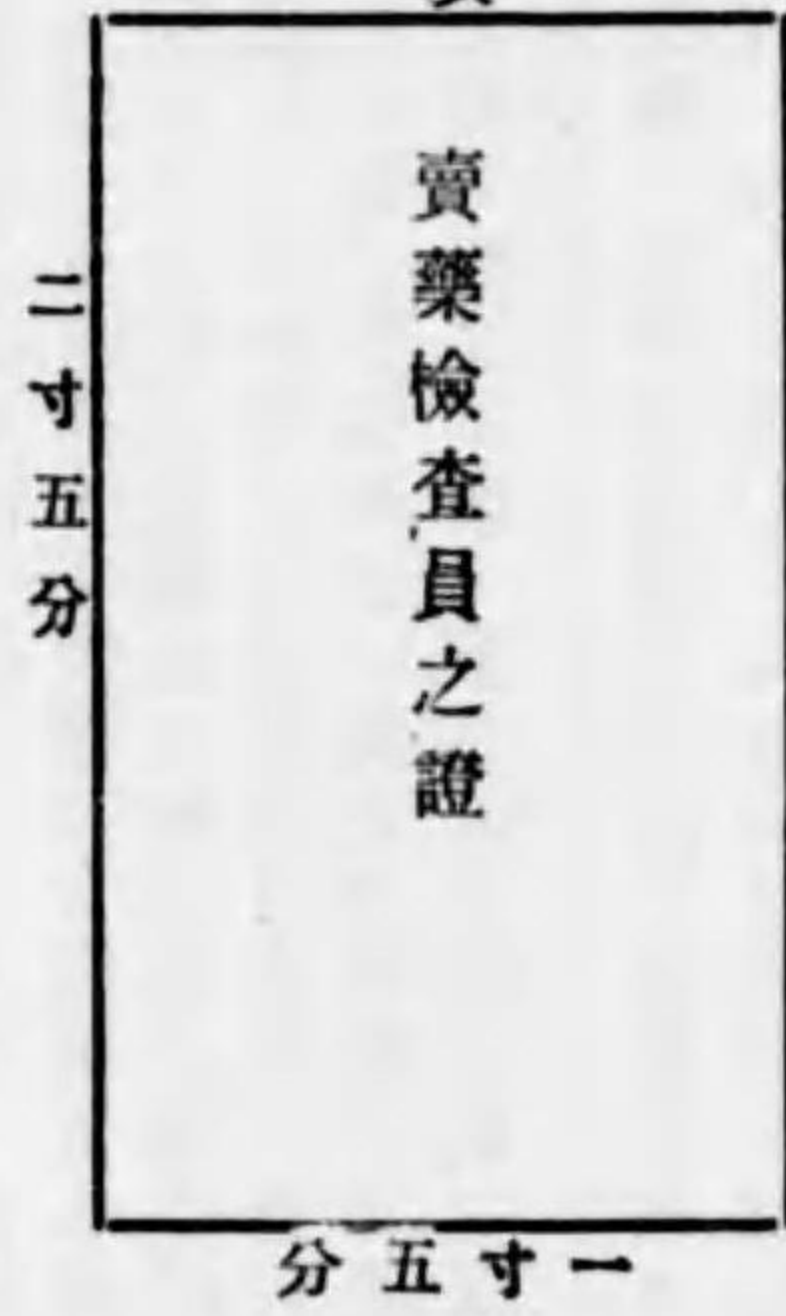
(別記雛形) 用紙厚紙



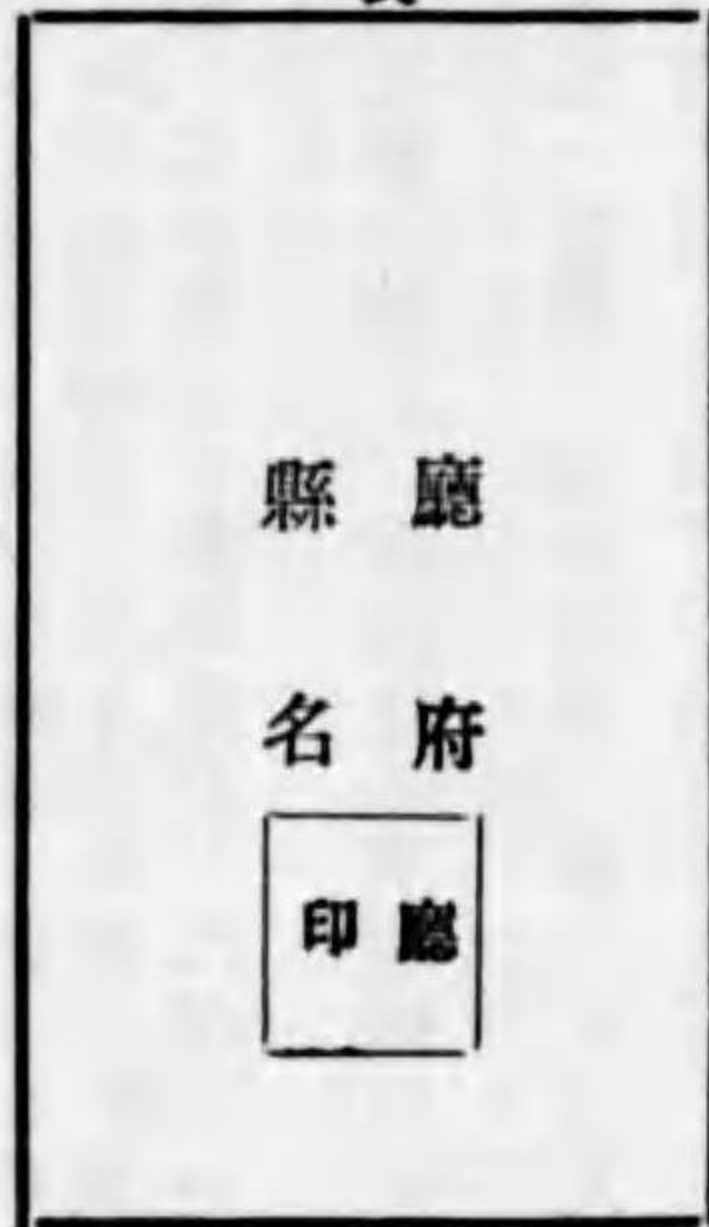
三二六

(備考) 輸入又ハ移入スル賣藥ハ方名ノ肩ニ其ノ國名、製造者氏名又ハ法人ノ名稱ヲ記入スヘシ又家畜牛馬等ニ用フル賣藥ハ方名ノ下()ノ内ニ牛馬用等朱書スヘシ

表 賣藥検査員之證



裏 縣 廳 府 廳 名 印



●賣藥法制定ニ關スル理由 (大正三年內務省)

現行ノ賣藥規則ハ遠ク明治十年ノ制定ニ係リ其ノ後數回改正セラレタリト雖モ尙不備ノ點少カラサルノミナラス法文亦明確ヲ缺ケル所アリ加之請賣ノ行商出願其ノ他取締手續ニ關スル規定煩雜ニ失シ官民共ニ不便ヲ成セルコト一方ナラス之カ改正ノ必要ハ一般ノ認ムル所ナリシカ今同其ノ目的ヲ達シ新ニ法律第十四號ヲ以テ改正賣藥法ノ公布ヲ見ルニ至レリ其ノ施行期日ハ追テ勅令ヲ以テ定メラルヘキ筈ニ付之カ實施ニ際シテハ充分ノ注意ヲ爲シ以テ改正ノ主旨ヲ貫徹スルニ勉メラルヘシ今其ノ改正ノ要點ト認ム

第五章 賣藥及賣藥部外類似品

三二七

へキ事項ヲ舉クレハ左ノ如シ

一、毒劇薬配伍ニ關スル法文ヲ明定シタルコト

現行法ニ於テハ毒劇薬配伍ニ關スル法文明瞭ヲ缺クモ賣薬検査心得其ノ他規定ヲ以テ或ル程度マテ之カ配伍ヲ許シツ、アリ然ルニ假令毒劇薬ト雖モ誤用ノ虞ナクシテ効能著シキモノヲ許サ、ルハ理由ナキ事ナルカ故ニ改正法ハ其ノ第四條ニ於テ此ノ點ヲ法文ノ上ニ明確ニシタリ

二、賣薬營業者ノ資格ヲ定メタルコト

現行法ニ於テハ賣薬其物ニ就キ検査ノ上之カ許否ヲ決シ營業者ノ資格ニ關シテハ何等規定スル所ナカリシモ賣薬改善ノ趣旨ヲ達セント欲セハ原料藥品ヲ精選スルノ必要アリ依ツテ其ノ品質ニ對シテ責任ヲ負フニ足ルタケノ技能ヲ有スル者ヲシテ之ヲ調製セシムルノ要アルヲ以テ改正法第六條ニ於テ藥劑師、藥劑師ヲ使用スル者又ハ醫師ニアラサレハ賣薬ヲ調製シテ販賣スルコトヲ得サルコト、セリ然レトモ從來ノ賣薬及ヒ賣薬營業者ニ對シテハ差支ナキ限リ其ノ既得權ヲ認メ急劇ノ變動ナキヲ期シタリ即チ賣薬法公布ノ際ノ賣薬營業者ニ對シテハ藥劑師醫師ト同シク如何ナル賣薬ノ調製ヲモ爲スコトヲ認メ又賣薬法公布前ニ免許ヲ得タル賣薬ハ毒劇薬及ヒ指定藥品ヲ配伍セルモノヲ除クノ外ハ其ノ調製販賣ニ就キ何等資格ヲ要セサルコト、ナセリ

三、賣薬原料ノ品質ニ關スル規定ヲ設ケ又賣薬調製又ハ販賣ノ場所ノ臨檢並ニ賣薬検査ノ制ヲ設ケタルコト

現行法ニ於テハ賣薬原料品ノ性状品質及ヒ賣薬ノ調製又ハ販賣ノ場所臨檢ニ關スル規定ナカリシモ前項ト同一ノ趣旨ニ基キ改正法ニハ之カ規定ヲ設ケタリ

四、賣薬ノ請賣行商出願免許ノ制ヲ廢止シタルコト

現行法ニ於テハ賣薬請賣ヲ爲サントスル者ハ願書ニ營業者所持ノ免許鑑札寫及ヒ營業者ト取結ヒタ

ル契約書ヲ添附シテ出願シ一方毎ニ免許鑑札ヲ受クヘク又賣薬行商ヲ爲サントスル者ハ其ノ由ヲ管轄廳ニ届出テ是レ亦一方毎ニ行商鑑札ヲ受クヘキ等頗ル繁雜ナル手續ヲ要シ官民共ニ不便ヲ感スルコト少カラス依ツテ改正法ニ於テハ之ヲ廢止シ其ノ取扱手續ノ簡略ヲ期セリ

五、賣薬廣告取締ノ制ヲ設ケタルコト

賣薬ノ廣告力幾多ノ弊害ヲ醸シツ、アルハ一般ノ認ムル所ナルモ現行法ニ於テハ之カ取締ニ關スル規定ナク僅ニ警察犯處罰令ニ依ツテ取締ヲ爲シツ、アルモ充分其ノ目的ヲ達スルコト能ハサルヲ以テ改正法ニハ該規定ヲ設ケ一層其ノ取締ヲ有効ナラシムルコトヲ期シタリ

六、輸出又ハ移出スル賣薬ニ關スル規定ヲ設ケタルコト

現行法ニ於テハ輸出又ハ移出スル賣薬ニ關スル特別ノ規定ナシ然レトモ此等賣薬ハ輸出又ハ移出先地ノ法規ニ依リ取締ヲ受クヘキモノナルヲ以テ賣薬法ノ規定ノ大部分ヲ適用セサルコト、セリ

●賣薬行商取締ニ關スル件

(大正三年九月八日發衛第一五一號衛生局長ヨリ各地方長官へ)

賣薬法並同施行規則實施ニ付自然地方命令ヲ制定セラル、場合ニハ行商取締上ノ便宜ヲ圖ル爲メ大體左記事項趣旨ヲ規定スル様致度候

記

一、施行規則第十五條ニ依ル賣薬行商届出ハ全國共通トシ甲府縣ニ届濟ノ者ハ他府縣行商ノ場合ト雖モ届出ニ及ハサルコト

一、行商届濟ノ上ハ別記雛形ノ届濟證ヲ行商者毎ニ交付スルコト

第五章 賣薬及賣薬部外類似品

別記雛形 (用紙厚紙)

(表) (尺曲)寸五横 (尺曲)寸四豎

賣藥行商届濟證		住所	氏名	生年月
左記賣藥行商届濟ナルコトヲ證ス		大阪府		
大正 年 月 日				
方名	賣藥營業者	同上營業所	行商年月日	

(裏)

方名	賣藥營業者	同上營業所	行商年月日

備考 行商者ノ種類ヲ明ニスル爲メ其ノ氏名ノ上ニ賣藥營業者、賣藥請賣營業者、又ハ此等ノ者ノ賣子タルコトヲ記載スヘシ

●賣藥取締法令施行細則

(大正三年九月二十一日大阪府令第五七號) 【最近】大正四年八月二十三
日同府令第六〇號改正)

- 第一條** 賣藥法、賣藥法施行規則大正三年九月勅令第二百號及本則ノ規定ニ依リ當廳ニ提出又ハ返納スヘキ願届書及免許證ハ當該營業所所在地ノ郡市區長ヲ經由スヘシ
- 第二條** 賣藥營業者他ノ道府縣ノ賣藥營業者ニ賣藥免許ヲ相續セシメ又ハ讓渡セムトスルトキハ其ノ方名氏名主タル營業所ヲ記載シ當廳ニ届出ツヘシ死亡ノ爲相續スル場合ハ戶籍法ニ依ル届出義務者ニ於テ前項ノ届出ヲ爲スヘシ
- 第三條** 賣藥法施行規則第四條ノ規定ニ依ル賣藥免許證書換ノ申請書ニハ相續(死亡ノ場合ヲ除ク)及讓渡ノ場合ニ在リテハ双方押署スヘシ
- 第四條** 賣藥營業者主タル營業所ヲ他ノ道府縣ニ移轉セムトスルトキハ當廳ニ届出ツヘシ
- 第五條** 賣藥法第三條規定ノ届書ニハ氏名生年月又ハ法人ノ名稱及住所、營業所(販賣所又ハ調製所ノ)ヲ記載スヘシ
- 他ノ道府縣ノ賣藥營業者ニシテ當府下ニ營業所ヲ設ケタル場合ハ前項ノ届書ニ當該營業所ニ於テ調製又ハ販賣スヘキ賣藥ノ免許證寫ヲ添付スヘシ
- 前項ノ届出ヲ爲シタル後賣藥ノ種類ヲ變更シタルトキハ其ノ事由ノ發生シタル日ヨリ二十日以内ニ當廳ニ届出ツヘシ但シ増加セシ場合ハ其ノ免許證寫ヲ添付スヘシ

第五章 賣藥及賣藥部外類似品

第六條 賣藥施行法規則第八條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスル者ハ其ノ事由氏名又ハ法人ノ名稱及主タル營業所ノ外左記事項ヲ記載シ當廳ニ願出ツヘシ

一 營業者自ラ管理シ又ハ一人ノ藥劑師ヲシテ管理セシメムトスル各調製所ノ位置並其ノ距離
二 前號ノ各調製所ニ於ケル作業ノ種類並其ノ程度

第七條 賣藥法施行規則第八條第二項規定ノ屆書ニハ藥劑師タル資格ヲ證明スル書面ヲ添付シ其ノ事由ノ發生シタル日ヨリ二十日以内ニ提出スヘシ

第八條 賣藥法施行規則第十條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスル者ハ其ノ事由氏名又ハ法人ノ名稱主タル營業所及使用スル藥劑師ハ其營業所以外ニ於テ從事セル藥劑師ノ資格ニ伴フ業務ノ概要並其ノ場所ヲ記載シ當廳ニ願出ツヘシ

第九條 賣藥法施行規則第十三條規定ノ屆書ニハ氏名、生年月、又ハ法人ノ名稱及住所、營業所ヲ記載スヘシ

第十條 賣藥請賣營業者營業所ヲ變更又ハ廢止シタルトキハ二十日以内ニ届出ツヘシ

第十一條 賣藥請賣營業者死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ戶籍法ニ依ル届出義務者ニ於テ届出ツヘシ

前項及賣藥法施行規則第十四條規定ノ届出ハ其ノ事由ノ發生シタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スヘシ

第十二條 賣藥法施行規則第十五條規定ノ屆書ニハ自ラ行商セムトスル時ハ方名、氏名、營業所、賣子ヲシテ行商セシメムトスルトキハ更ニ賣子ノ氏名生年月及住所ヲ記載スヘシ但シ賣藥營業者並賣藥請賣營業者法人ナルトキハ其ノ名稱ヲ記載スヘシ

前項ノ屆書ヲ受理シタルトキハ別記第一號雛形ノ賣藥行商届濟證ヲ下付ス

第一項ノ届出事項ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ事由ノ發生シタル日ヨリ三十日以内ニ賣藥行商届濟證ヲ添付シテ届出ツヘシ

賣藥行商届濟證ヲ毀損又ハ亡失シタルトキハ其ノ事由ノ發生シタル日ヨリ三十日以内ニ届出其ノ書換又ハ再下付ヲ受クヘシ但シ亡失シタル賣藥行商届濟證ヲ發見シタルトキハ速ニ之ヲ返納スヘシ

行商廢止ノ届出ハ其ノ事由ノ發生シタル日ヨリ三十日以内ニ賣藥行商届濟證ヲ添付シ之ヲ爲スヘシ

第十三條 賣藥行商者ハ就業中賣藥行商届濟證ヲ携帶シ當該吏員ノ求メアリタルトキハ之ヲ提示スヘシ

第十四條 賣藥營業者並輸出又ハ移出スル賣藥ノ營業者ハ賣藥原料品中日本藥局方ニ於テ特ニ貯藏法ヲ示シタルモノハ其所定ニ從ヒ且毒藥劇藥ハ他ノ藥品ト區別シ毒藥ハ鎖鑰ヲ備ヘタル場所ニ貯藏スヘシ

第十五條 賣藥營業者輸出又ハ移出スル賣藥ノ營業者並賣藥請賣營業者ハ營業ノ種類、營業所、氏名ヲ明記セル看板(縱二尺以上、横七寸以上)ヲ各營業所毎ニ店頭又ハ門戸ニ掲出スヘシ

第十六條 賣藥營業者ハ主タル營業所及調製所(藥品ヲ配伍スル場所ニ限ル)輸出又ハ移出スル賣藥ノ營業者ハ營業所毎ニ別記第二號雛形ニ準據シ帳簿ヲ備ヘ各所要事項ヲ整然目明瞭ニ記載スヘシ

第十七條 賣藥法第十一條ニ依リ賣藥ノ免許ヲ取消シタル場合ハ之ヲ告示スヘシ

第十八條 賣藥營業者賣藥法第十一條ニ依リ賣藥ノ免許ヲ取消サレタルトキハ五日以内ニ當該賣藥免許證ヲ當廳ニ返納スヘシ

第十九條 賣藥請賣營業者ニシテ賣藥法若ハ同法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ又ハ營業上不正行爲アリタルトキハ當廳ニ於テ行商ヲ廢止セシムルコトアルヘシ

第二十條 第二條第一項、第四條、第五條第三項、第十條、第十二條第三項第四項、第十三條、第十四條

第五章 賣藥及賣藥部外類似品

●賣藥取締法令取扱手續

(大正三年九月大阪府訓令第一三號 【最近】大正四年八月同第二三號改正)

- 第一條** 郡役所、市役所、區役所(以下當該役所ト稱ス)ニ於テ左ノ各項ノ一ニ該當スル願届ヲ受ケタルトキハ各其ノ所事項ヲ調査シ之レヲ進達スヘシ
- 一、賣藥發賣免許ノ申請書ニ對シテハ左記事項ノ調査ヲ要ス
 - イ、賣藥法(以下法ト稱ス)第三條第一項及賣藥法施行規則(以下規則ト稱ス)第一條ニ掲ケタル事項ヲ具備スルヤ
 - ロ、申請者ハ法第六條又ハ第二十四條ノ資格ヲ有スルヤ並ニ當該資格ヲ證明スル書面ヲ添附スルヤ
 - ハ、法第二條第二項ノ場合ニ在リテハ見本品ヲ添附スルヤ
 - 二、賣藥免許事項變更ノ申請書ニ對シテハ左記事項ノ調査ヲ要ス
 - イ、規則第三條第一項ニ掲ケタル事項ヲ具備スルヤ
 - ロ、方名變更ノ場合ニ在リテハ當該免許證ヲ添附スルヤ
 - 三、規則第四條ノ申請書ニ對シテハ左記事項ノ調査ヲ要ス
 - イ、規則第四條但書ノ場合ニ在リテハ當該資格ヲ證明スル書面ヲ添附スルヤ
 - ロ、賣藥取締法令施行細則(以下細則ト稱ス)第二條第一項ノ場合ニ在リテハ同條ニ掲ケタル事項ヲ具備スルヤ
 - ハ、細則第三條ノ場合ニ在リテハ双方連署スルヤ
- 四、法第三條ノ届書ニ對シテハ左記事項ノ要**

- イ、細則第五條第一項ニ掲ケタル事項ヲ具備スルヤ
 - ロ、細則第五條第二項及第三項但書ノ場合ニ在リテハ當該免許證寫ヲ添附スルヤ
- 第二條** 當該役所ニ於テ左記各項ノ一ニ該當スル願書ヲ受ケタルトキハ各其ノ所事項ニ付調査ヲ遂ケタル上意見ヲ附シ之レヲ進達スヘシ
- 一、規則第八條第一項但書及細則第六條ノ願書ニ對シテハ左記事項ヲ調査スルヲ要ス
 - イ、細則第六條ニ掲ケタル事項ヲ具備スルヤ
 - ロ、前記具備事項ハ事實ト相違ナキヤ
 - 二、規則第十條但書及細則第八條ノ願書ニ對シテハ左記事項ノ調査ヲ要ス
 - イ、細則第八條ニ掲ケタル事項ヲ具備スルヤ
 - ロ、前記具備事項中營業所以外ニ於テ從事スル業務ノ種類並其ノ程度ハ事實ト相違ナキヤ
 - 三、前記各條ニ掲ケタルモノノ外當廳ニ提出又ハ返納スル届書又ハ免許證(賣藥規則ニ依ル免許證札ヲ含ム)ヲ受ケタルトキハ相當調査ヲ遂ケ速ニ之ヲ進達スヘシ
 - 四、前記各條ニ於テ規則第五條ノ規定ニ依リ手数料ヲ要スル申請書ヲ受ケタルトキハ當該手数料ヲ徴收スヘシ但シ當該申請書貼付ノ收入印紙ハ消印ヲ爲サシテ其ノ儘進達スヘシ
- 第五條** 當該役所ニ於テハ附錄第一號乃至第三號雛形ノ賣藥營業者名簿輸出又移出スル賣藥ノ營業者名簿、賣藥請賣營業者名簿及賣藥行商者名簿ヲ調製シ左記ノ各號ニ依リ整理スヘシ
- 一、當廳ヨリ賣藥ニ關スル免許證並指令等ノ送達ヲ受ケタルトキハ其ノ交付前賣藥營業者輸出又ハ移出スル賣藥ノ營業者ヨリ當廳ニ提出シ又ハ返納スヘキ書換其ノ他處理ヲ要セサル届書又ハ免許證ヲ受ケタルトキハ其ノ進達前ニ於テ賣藥營業者名簿輸出又ハ移出スル賣藥ノ營業者名簿ニ其ノ所事項ヲ登記スヘシ

- 二、規則第十三條ノ届書ヲ受ケタルトキハ細則第九條ニ掲ケタル事項ヲ具備スルヤヲ調査シタル上賣藥請賣業者名簿ニ其ノ所要事項ヲ登記スヘシ
- 三、規則第十四條及細則第十條第十一條ノ届書ヲ受ケタルトキハ其ノ都度賣藥請賣業者名簿ヲ訂正加除スヘシ
- 四、規則第十五條ノ規定ニ依リ行商セムトスル届書ヲ受ケタルトキハ細則第十二條ニ掲ケタル事項ヲ具備スルヤ且届出人ハ賣藥營業者又ハ賣藥請賣業者ナルヤヲ調査シタル上賣藥行商者名簿ニ其ノ所要事項ヲ登記スヘシ
- 五、細則第十二條第四項ノ届書ヲ受ケタルトキハ賣藥行商ノ書換又ハ再下付ノ手續ヲ爲シタル上其ノ旨ヲ賣藥行商者名簿備考欄ニ記載スヘシ
- 六、細則第十二條第三項及第五項ノ届書ヲ受ケタルトキハ其ノ都度賣藥行商者名簿ヲ訂正加除スヘシ
- 第六條 當該役所ニ於テ規則第十五條ノ規程ニヨリ行商セムトスル届書ヲ受ケタルトキハ細則第十二條第二項ノ規定ニ依リ賣藥行商届濟證ヲ交付スヘシ細則第十二條第三項ノ届書ヲ受ケタルトキハ賣藥行商届濟證ヲ訂正加附シタル上之ヲ交付スヘシ
- 第六條ノ二 細則第十條及第十二條第三項ノ規定ニ依リ他ノ郡市區ニ營業所又ハ住所ヲ移轉シタル届出ヲ受ケタルトキハ舊營業所並前住所地所轄郡市區役所ニ通知スヘシ
- 第七條 當該役所ニ於テハ細則第十七條ニ依ル告示アリタルトキハ賣藥營業者名簿中當該賣藥ノ方名ヲ抹消(朱線)シ且備考欄ニ其ノ旨ヲ朱記スヘシ
- 第八條 當該役所ニ於テハ規則第七條ニ掲ケタル事項中賣藥請賣並行商ニ關スル事項ヲ所轄稅務署及警察官署ニ通知スヘシ
- 第九條 警察官署ニ於テハ附錄第四號乃至第六號雛形ノ賣藥營業者名簿、輸出又ハ移出スル賣藥ノ營業者名簿、賣藥請賣營業者名簿及賣藥行商者名簿ヲ調製シ當該役所ヨリ賣藥營業者、輸出又ハ移出スル賣藥ノ營業者、賣藥請賣營業者及賣藥行商者ニ關スル通知ヲ受ケタルトキハ其ノ都度登記又ハ訂正加除スヘシ

- 第十條 警察官署ニ於テ細則第十九條及大正三年九月勅令第二百號第三條ニ依ル營業禁止ノ處分ヲ行フノ必要アリト認メタルトキハ其ノ事實ヲ詳具シ且意見ヲ付シ報告スヘシ
- 第十一條 警察官署ニ於テ法第十三條ニ依リ物品ヲ收去シタルトキハ規則第十九條ニ依リ營業者ニ交付スヘキ收去證書ハ附錄第七號雛形、物品ニ施スヘキ封緘ハ附錄第八號又ハ第九號雛形ニ依ルヘシ
- 附錄第一號雛形 賣藥營業者名簿 (用紙美濃紙形) (略ス)
- 附錄第一號ノ二雛形 輸出又ハ移出スル賣藥營業者名簿 (用紙美濃紙形) (略ス)
- 附錄第二號雛形 賣藥請賣營業者名簿 (用紙美濃紙形) (樣式略ス)
- 附錄第三號雛形 賣藥行商者名簿 (用紙美濃紙形) (樣式略ス)
- 附錄第四號雛形 賣藥營業者名簿 (用紙美濃紙形) (樣式略ス)
- 附錄第四號ノ二雛形 輸出又ハ移出スル賣藥ノ營業者名簿 (用紙美濃紙形) (樣式略ス)
- 附錄第五號雛形 賣藥請賣營業者名簿 (樣式略ス)
- 備考 本名簿ハ挿入式トス
- 附錄第六號雛形 賣藥行商者名簿 (樣式略ス)
- 備考 本名簿ハ挿入式トス
- 附錄第七號雛形 收去證書(樣式略ス) 半紙半截形
- 附錄第八號雛形甲 表裏(樣式略ス) 用紙厚紙
- 附錄第八號雛形乙 封緘(樣式略ス) 徑一寸

第五章 賣藥及賣藥部外類似品

備考 收去物品ヲ附錄第八號雛形甲ノ紙袋ニ收容シ附錄第八號雛形乙ノ封緘紙ヲ貼付シタル上該封緘紙ヨリ他所ニカケ當該官吏認印ス
 ○附錄第九號雛形 賣藥法ニ依ル收去物品封緘 (様式略ス) 用紙厚紙
 備考 下端ヨリ收去物品ニ卷付ケ上端ヲ貼付シ其ノ合目ニ當該官吏認印ス

●輸出又ハ移出スル賣藥ノ取締ニ關スル件

(大正三年九月廿五日勅令第二〇〇號)

- 第一條 賣藥法第二十條第二項ノ規定ニ依ル届書ニハ同法第二條第一項ニ掲ケタル事項、氏名、生年月日又ハ法人ノ名稱、住所、營業所及輸出先ヲ記載スヘシ
 前項ニ掲ケタル事項ヲ變更シタルトキハ十日内ニ營業所毎ニ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ
 第二條 輸出又ハ移出スル賣藥ノ營業ヲ相續ニ依リ承繼シタル者又ハ廢業シタル者ハ三十日内ニ營業所毎ニ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ
 營業讓渡ノ場合ニ於テハ讓渡人及讓受人連署ヲ以テ前項ノ規定ニ準シ之ヲ届出ツヘシ
 營業者死亡又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ於テ營業ヲ承繼スル者ナキトキハ戸籍法ニ依ル死亡又ハ失踪ノ届出義務者ヨリ第一項ノ規定ニ準シ之ヲ届出ツヘシ
 第三條 地方長官ハ輸出又ハ移出スル賣藥ニシテ衛生上危害ヲ生スルノ虞アリト認ムルトキハ其ノ所有者ヲシテ之ヲ廢業セシメ若ハ直接ニ廢業シ其ノ他必要ナル處分ヲ爲シ又ハ營業ヲ禁止シ若ハ停止スルコトヲ得但シ所有者又ハ所持者ニ於テ衛生上危害ヲ生スル虞ナキ方法ニ依リ處置センコトヲ請フトキ

ハ之ヲ許可スルコトヲ得

- 第四條 第一條又ハ第二條ノ規定ニ依ル届出アリタルトキ又ハ第三條ノ規定ニ依リ營業禁止又ハ停止ノ處分ヲ爲シタルトキハ届出事由發生又ハ處分ヲ年月日、方名、氏名、生年月又ハ法人ノ名稱住所及營業所ヲ示シ當該地方長官ヨリ所轄稅務署ニ通知スヘシ
 第五條 第三條ノ規定ニ依ル營業禁止又ハ停止ノ處分ニ違反シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第一條第二項又ハ第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

附 則

本令ハ大正三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

●博覽會共進會開設ニ際シ煙草菓子賣藥ヲ出品シ及其會場内外ニ於テ販賣スルトキノ取扱方

(明治二十一年一月七日大藏省訓令第一號)

博覽會共進會開設ニ際シ煙草菓子賣藥ヲ出品シ且ツ其會場内外ニ於テ特ニ販賣スルトキ其取扱方ハ左ノ通心得ヘシ但明治十一年六月内務大藏兩卿連署乙第四十七號達ハ自今廢止ス
 一、從來免許ノ營業人ニシテ出品スルモノハ別段免許鑑札ヲ受クルニ及ハス
 一、印紙ノ貼用ヲ要スル物品ハ總テ其規則ニ遵テ印紙ヲ貼用スヘシ
 一、出品主ニシテ其出品ノ販賣店ヲ開設スルモノモ亦二項ニ準ス但其店頭ニ免許何營業人住所氏名ヲ記載セル横札ヲ掲出スヘシ

一、前項販賣店開設ヲ許可スルニ當リ場内狹隘ノ爲メ止ムヲ得サルトキハ其場近傍ニ一定ノ區域ヲ限
リテ之ヲ許可スルコトヲ得

●賣藥營業免許鑑札料トシテ收入印紙ヲ貼付シタル
書類ヲ收受シタルトキニ關スル件

(明治三十九年九月七日大藏省訓令第四〇號)

賣藥營業免許鑑札料トシテ收入印紙ヲ貼付シタル書類ヲ收受シタルトキハ其ノ許可スヘキモノナルコト
決定シタル後當該主任者ニ於テ書類ノ紙面ト貼付印紙ノ彩紋トニ掛ク黒肉ヲ用キテ消印ヲ押捺スヘシ
前項ノ收入印紙ヲ貼付スヘキ書類ハ少クモ毎月一回上司ニ於テ之ヲ檢閲シ貼付印紙ノ當否及ヒ消印ノ有
無ヲ調査スヘシ

●願書ニ副本ヲ要セサル件

(明治三十九年七月大阪衛第三七〇號各郡區長及堺市長へ)

左記願書ハ自今其副本ヲ要セス候條右様御了知相成度依命如此及通牒候也

- 一、賣藥ニ關スル願書
- 一、賣藥規則外製劑ニ關スル願書

- 一、藥種商ニ關スル願書
 - 一、製藥者ニ關スル願書
 - 一、産婆ニ關スル願書
 - 一、看護婦ニ關スル願書
- 但看護婦會設立ニ關スル願書ハ此限りニアラス
- 一、醫師、藥劑師ニ關スル願書ニ限り副本ニ代フルニ其趣旨及本籍、住所、族稱、氏名、生年月日ヲ
記シタル名箋添付ヲ要ス

●賣藥檢査心得

(明治十九年三月内務省訓令第三二號、沖繩縣ヲ除ク)

賣藥禁許ノ儀自今別紙檢査心得ニ據リ取扱フヘシ
但本文ニ牴觸スル從前ノ達訓示指令ハ取消ス

●賣藥檢査心得

(一)毒藥及劇藥ニ屬スル藥品ハ之ヲ許可セス

●毒藥ニ屬スルモノ

燐及其製劑
クラールレ(矢毒ウーララ)
巴豆油

カンタリヂン
揮發苦扁桃油及揮發ラウリール油

有毒植物殊ニ植用鹽基及鹽類

勃拉篤里涅
 プルシネ
 コニーネ
 コルシニーネ
 亞篤魯必涅
 亞剎莫兒比涅
 必魯加兒必涅
 斯篤里規尼涅
 砒石及其化合物並ニ製劑
 砒酸及其鹽類
 法列兒水
 沃度化砒素
 砒石
 猛劇汞劑
 白降汞
 黃色沃度化汞
 黃色酸化汞(黃降汞)
 硝酸汞
 青酸及其化合物並製劑

實麥答林
 古坪乙涅
 エメチネ
 アコニチネ
 莫兒比涅
 ヒヨスチアミン
 比蘇斯知偲密涅(エセリン)

亞砒酸(白砒石、砒霜)及其鹽類
 沃度化砒汞液(ドノウラアン氏液)
 硫化砒素(雄黃、雌黃)
 赤色沃度化汞
 昇汞
 赤色酸化汞(赤降汞)
 青化汞(藏化汞、青酸汞)

青化加留謨(藏化加里、青酸加里)

稀青酸、青化亞鉛(青酸亞鉛)
 加刺拔兒豆越幾斯
 ●劇藥ニ屬スルモノ●

印度大麻葉及其製劑
 番木鱉子及其製劑
 麥奴及其製劑
 ハレボル根及其製劑
 毒萵苣及其製劑
 實麥答利私葉及其製劑
 強安母尼水
 嘉度密烏謨化合物
 硫酸嘉度密烏謨
 加刺拔兒豆
 甘汞、輕粉
 沃度及其製劑
 沃度鹽類
 沃化那篤留謨(沃化加留謨(沃度加里))
 雙鸞菊根(烏頭附子)及其製劑
 藜蘆根及其製劑
 曼陀羅華子及曼陀羅華葉並ニ其製劑

別刺敦那(莨菪)並ニ其製劑
 巴豆及其製劑
 剝度比兒林
 吐根及其製劑
 藤黃
 硫酸、粗製硫酸、發烟硫酸

沃北嘉度密烏謨
 苛性加里(腐蝕剎篤亞斯)加里油液
 苛性那篤倫(腐蝕曹達)那篤倫(曹達油液)
 沃度仿謨
 沃化鐵
 苦扁桃水及老利兒結兒斯水
 葯刺巴脂、葯刺巴根及其製劑

獨答利斯(莞青班猫)及其製劑
 揮發芥子油及其製劑
 安知母紐護化合物
 吐酒石 黑硫化安知母紐護
 格魯兒化安知母紐護
 結列阿曹篤
 貌羅護化鹽類
 貌羅護化那篤留謨
 格羅護酸及ヒ格羅護酸鹽類
 格兒失屈讓子根及ヒ其製劑
 嘔囉仿謨及ヒ其製劑
 抱水クロラール
 阿片及其製劑(トウフル氏散、ヲウダニウムテリアカ砥劑等之ニ屬ス)
 亞鉛化合物
 格魯兒化亞鉛
 硫酸亞鉛
 醋酸亞鉛
 亞鉛化合物
 薩比那葉及ヒ其製劑
 鉛化合物並ニ其製劑
 刺克差加留謨(テリタキス)
 水銀及ヒ其製劑(碧丸汞灰散等之ニ屬ス)
 金硫黃
 酸化安知母紐護
 貌羅護(臭素)及ヒ其製劑
 貌羅護化加留謨(臭素化加里)
 貌羅護化樟腦(臭化片腦)
 格羅護酸加留謨
 格魯聖篤實及ヒ其製劑
 コロダイン
 抱水ブチールクロラール
 乳酸亞鉛
 顯草酸亞鉛
 酸化亞鉛
 薩比那油

炭酸鉛 醋酸鉛
 鉛醋酸化鉛(密陀僧)
 册篤寧
 銅化合物及ヒ其製劑
 次醋酸銅(綠青) 硫酸銅
 銅礬(神効石)
 硫酸銅安母紐護(銅礬礬)
 王水
 結晶硝酸銀
 硝酸銀加硝石
 鹽酸、粗製鹽酸
 金化合物
 格魯兒化金
 拔留謨化合物
 硝酸拔留謨
 格魯兒化拔留謨
 蒼鉛化合物
 格魯兒化拔留謨
 炭酸蒼鉛 次硝酸蒼鉛(硝酸ビスミット)
 歐仿爾繆謨 菲沃斯葉及ヒ子並ニ其製劑
 石炭酸、粗製石炭酸 知母兒
 亞硝酸アミール

蔞酸並ニ蔞酸鹽類

蔞酸安母紐謨

格魯兒化エチリデー(和蘭液)

ヤボランヂ葉及ヒ其製劑

黃色及ヒ赤色血滿鹽

スカンモニア根及ヒ脂並ニ其製劑

嬰粟及ヒ其製劑

揮發芥子油

(二)和漢藥中有毒ノ稱アル藥品ニシテ其毒藥タルヲ證明シタルモノ並ニ其性効不明ナルモノハ總テ之ヲ

許可セス例之ハ

鈎吻 牽牛子

澤漆 甘遂

雲實 靈砂

雄黃 雌黃

(三)前各項ノ藥品中左ノ藥品ニシテ其用量左ノ制限ニ越エサルトキハ之ヲ許可ス

烏頭 續隨子

斑猫 芫花

附子 葇蓉

天南星 檉木

全蝎 瓜蒂

輕粉 生々乳

大戟 莽艸

吐根及ヒ其製劑

製劑之ニ準ス已下倣之

吐根 〇、〇六(一匁)

沃度化加留謨及ヒ沃度化那篤留謨

加鐵糖沃度 〇、三(四匁半)

一、〇(十五匁)

根 〇、三(四匁半)

脂 〇、一(一匁半)

一、五(二十二匁)

〇、二(一匁半)

〇、二(一匁半)

〇、五(七匁半)

一分

一分

一分

一分

一分

一分

一分

一分

一分

一分

一分

一分

一分

一分

一分

一分

一分

一分

一分

一分

一分

一分

一分

右共ニ大人一日ノ量トス但十五年已下滿七年迄ハ本量ノ半、滿七年已下滿四年迄ハ三分一、滿四年已下滿二年迄ハ六分一、滿二年已下ハ十分一トス

△外用ニノミ許可スヘキモノ

沃度及ヒ其製劑

沃度仿謨(膏)

結列防曹篤(膏)

硫酸亞鉛(點眼用)

酸化亞鉛(膏)

醋酸鉛(點眼用)

炭酸鉛(膏)

過酸化鉛

酸化鉛

外用百分一已下(使藥九十九分沃度一分ノ比例)

浴湯二千分一已下(已下ナルモノヲ云フ已下倣之)

二十分一已下

二十分一已下

二十分一已下

二十分一已下

二十分一已下

二十分一已下

二十分一已下

二十分一已下

二十分一已下

二十分一已下

二十分一已下

分量ニ拘ハラズ

次醋酸銅(綠青、膏藥)

分量ニ拘ハラズ

石炭酸(石鹼)

百分ノ二已下

知母兒(膏)

三十分一已下

(四)毒性劇性ノ成分ヲ含有シ若クハ其疑アル成分不明ノ天然物(動物、植物、礦物)ハ之ヲ許可セズ

(五)數品ノ配伍ニ由ツテ有害ノ物質ヲ生スルノ虞アルモノ竝ニ分解シ又ハ腐敗シ易キモノハ之ヲ許可セ

例之ハ次硝酸蒼鉛ニ酸類ヲ配伍シ沃度化鹽ニ過格魯兒化鐵ヲ配伍スルノ類

(六)毒劇藥ノ外ト雖モ有力藥品ノ内用劑ハ尋常醫用一回ノ中等量ヲ以テ一日量ト爲スモノニ非サレハ之

ヲ許可セズ其許可スヘキ者例ヘハ

- 撒里矢兒酸 〇、五(七爪半)
- 單寧酸(鞣酸) 〇、三(四爪半)
- 撒里矢兒酸那篤留謨 二、〇(三十爪)
- 依的兒 二十滴
- 蘆 荳 〇、五(七爪半)
- 安母尼亞護膜(ゴムアンモニア) 一、〇(十五爪)
- 炭酸安母紐謨 〇、五(七爪半)
- 安母尼亞水 十滴
- 海 葱 〇、二(三爪)
- 樟腦(龍腦、片腦) 〇、二(三爪)

葛私篤留謨

規尼涅鹽類

蘆荳越幾斯

セノンシーナ

還元鐵(鐵粉)

格魯兒化鐵液

硫酸鐵

炭酸乳酸枸橼酸等ノ鐵鹽

旃那葉

大 黃

麝 香

阿 魏

榮 實

ゴア粉粒クリサロビン

右共ニ大人一日ノ量トス但シ十五年以下ハ三項ノ年齡區別ニ據リ斟酌スヘシ

(七)銅箔錫箔鉛箔丹ヲ衣トシタル丸藥ハ之ヲ許可セズ

(八)蒸烟劑吸入劑蒸氣浴等ノ如キ尋常ノ内用法外用法

(九)用法ヲ誤ルニ由テ危害ヲ招ク虞アレアルモノハ之ヲ許可セズ例ヘハ

劇藥竝有力藥品ヲ配伍セルモノニシテ其劇藥有力藥ノ含量誤テ一貼若クハ一瓶ヲ頓服スレハ危害ヲ

- 招クノ虞レアルモノ
- (十)前諸項ノ制限ニ觸レサルモ其効能用法用量等ニ於テ不都合ノ廉アリト認ムルモノハ再調ヲ命スヘシ
- (十一)専ラ滋養ニ供スル品類或ハ夏日飲料或ハ化粧水齒磨粉等ノ如キ間々一二効能ヲ附シタルモノアルモ素ヨリ治療ヲ主トスルモノニ非ラサルヲ以テ賣藥規則外トナスヘシ
- (十二)海水或ハ鑛泉ヲ探酌運搬シテ病者ヲ浴セシムルハ賣藥規則外タルヘシト雖モ鑛泉中ノ固形物浴間湯ノ花ト或ハ幾分ノ鑛泉ヲ混和シ或ハ藥物ヲ加フルモノハ既ニ全ク其源泉ト性質効用ヲ異ニシ唱フルノ類
- 人造ニ歸スルヲ以テ別ニ湯名ヲ附シ規則ニ從ツテ鑑札ヲ受ケシム
- (十三)電氣浴ノ如キハ専ラ醫師ノ施治ニ屬スルヲ以テ藥湯ニ準シ許可スルノ限リニアラス
- (備考) 第六項ノ藥品ヲ外用藥トシテ轉用スルニハ百倍以上ノ使藥ヲ加フヘキ旨通知アリ稀鹽酸稀硫酸ハ日本藥局方ノモノニ猶適量ノ使藥例スルニ百倍以上ノ使藥ヲ加ヘタルモノハ許可ス

●賣藥稅法廢止ノ件

(大正十五年三月法律第一九號)

賣藥稅法ハ之ヲ廢止ス

附 則

本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 本法施行前印紙ヲ貼用スヘカリシ賣藥若クハ賣藥類似品又ハ外國輸出ノ爲ニ賣藥稅ヲ免除シタル賣藥若クハ賣藥類似品ニ付テハ仍舊法ニ依ル

賣藥營業者又ハ賣藥類似品營業者本法施行後其ノ所持ニ係ル賣藥又ハ賣藥類似品中性質効ヲ失シタルモノヲ廢棄セムトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ既貼印紙稅額ノ五割ニ相當スル金額ノ交付ヲ政府ニ請求スルコトヲ得但シ本法施行後二年ヲ過キタルトキハ此ノ限リニ在ラス

●賣藥稅法施行規則廢止ノ件

(大正十五年三月勅令第三五號)

賣藥稅法施行規則ハ之ヲ廢止ス

附 則

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 但シ本令施行前印紙ヲ貼用スヘカリシ賣藥若クハ賣藥類似品又ハ外國輸出ノ爲ニ賣藥稅ヲ免除シタル賣藥若クハ賣藥類似品ニ付テハ仍舊令ニ依ル
 大正十五年法律第十九號附則第三項ノ規定ニ依リ交付金ノ交付ヲ請求セムトスル者ハ其ノ賣藥又ハ賣藥類似品ノ品名、數量、定價及交付ヲ受クヘキ金額ヲ記載シタル申請書ニ其ノ賣藥又ハ賣藥類似品ヲ添ヘ所轄稅務署ニ提出スヘシ左ノ場合ニ於テハ交付金ヲ交付セス

- 一 交付ヲ受クヘキ金額カ一口五圓未滿ナルトキ
- 二 賣藥若クハ賣藥類似品ノ裝置又ハ印紙ノ貼用カ不完全ナルトキ
- 三 既貼印紙カ汚染又ハ毀傷セラレタルモノナルトキ

所轄稅務署ニ於テ交付金ノ交付ヲ爲スヘキモノト認メタルトキハ既貼印紙ヲ切斷シ又ハ之ニ消印シタル

後其ノ賣藥又ハ賣藥類似品ヲ還付シ交付金交付ノ手續ヲ爲スヘシ

(通牒照覆)

●賣藥營業稅鑑札料ニ關スル件

【通】 明治三十六年六月日衛甲第四六號內務省衛生局長ヨリ大阪府知事ヘ
去月四日付衛發第一四八號ヲ以テ賣藥方名變更等ノ儀ニ付高知縣ト照覆ノ次第及通牒諸候處十二年七月
高知縣同及十五年一月山形縣同ニ對スル指令有之候爲營業稅鑑札料ノ徵收ニ關シ疑義ヲ生シ候向モ有之
候得共既ニ營業稅鑑札料ヲ納メ營業ノ許可ヲ得タル者ニ對シ單ニ方名ノミノ變更ヲ以テ新規出願セシメ
營業稅鑑札料ヲ徵收スルハ賣藥規則ノ解釋上不穩當ナルノミナラス取扱上頗ル酷ニ失スルノ嫌有之候ニ
付自今此ノ場合ニ於テハ營業稅鑑札料ヲ徵收セサルコトニ省議決定致候條唯地方ノ狀況ニ應シ取締ノ必
要上方名ノ變更ニ關シ出願規定ヲ設クル等相當取締方御制定相成候様致度依命此段重テ及通牒候也

●効能ナキ賣藥ヲ免許セサル件

【通】 (明治四十二年四月五日內務省衛甲第二九號衛生局長ヨリ各地方長官ヘ)
近來賣藥ノ許否往々粗漏ニ流レ候哉ノ聞有之候處抑賣藥ナルモノハ多クハ患者又ハ其家人等ノ自ラ其病
症ヲ推測シ効能書ニ依リ之ヲ使用スルモノニシテ而モ其推測ハ多クノ疾病ニ付テハ容易ニ適中ヲ期スヘ

カラサルノミナラス適當ノ時期ニ於テ之ヲ使用スルコト能ハサル等ニ依リ完全ニ治病ノ効ヲ奏センコト
ハ至難ナルヘシト雖幸ニ其推測ニ適中シ且適當ノ時期ニ使用シタリトセンカ効能書ニ記載セル病症ニ對
シ相當ノ効能アルヘキモノタラサルヘカラス單ニ無害ヲ目的トシテ配伍ノ主藥カ能書ニ記載シタル病症
ニ對シ殆ント何等ノ効能アルヘシト認メ難キ賣藥ヲ免許スルカ如キハ法ノ精神ニ背反スルモノト存候就
テハ自今賣藥ノ免許ニ關シテハ一層周密ナル調査ヲ遂ケシメラレ候様致度依命此段及通牒候也

●賣藥營業者支店解釋ノ件

【照】 (明治四十四年七月大阪府知事ヨリ內務省衛生局長ニ)
賣藥營業者中無鑑札ニテ數ヶ所ノ支店ヲ設ケ家族又ハ雇人ヲシテ自家調製ノ賣藥ヲ販賣セシメ居ル者有
之哉ニ聞込候處之等支店ニ於テ本店ヨリ送付ノ賣藥ヲ小分シ瓶詰袋詰ヲ爲シ又ハ印紙ヲ貼用シ消印ヲ爲
シ販賣スルモノ、如キハ規則第一條ノ賣藥調製ト見做シ營業所毎ニ規則第二條ノ鑑札ヲ受ケシムヘキ儀
ニ候尙又單ニ販賣行爲ノミヲ爲ス支店ニ於テモ之ヲ營業所ト見做シ其ノ支店ヲ設クル毎ニ免許ヲ受ケ
シムヘキモノニ候哉現行規則中ニハ賣藥營業者、請賣者行商者以外ノ規定無之聊疑義相生シ候ニ付一應
貴局ノ御意見承知致度至急何分ノ御回示相煩シ度此ノ段照會候也

【答】 (明治四十四年九月衛生局長ヨリ)
御照會賣藥營業者ノ件ハ其本店ヨリ送付ノ賣藥原料ヲ小分シ瓶詰袋詰ヲ爲スモノ、如キハ賣藥調製ト見做
シ然可又單ニ販賣ノミヲ取扱フ支店ニ就テハ賣藥規則第二條又ハ第五條ノ免許ヲ受ケシムルハ妥當ナラ
スト被存候ニ付差向キ貴府ニ於テ相當規定ヲ設ケ御取締相成候様致度此段及回答候也

追テ單ニ印紙ヲ貼用シ消印ヲ爲スモノニ就テハ賣藥調製ト認難候條爲念申添候也

●賣藥法第二十五條取扱方ニ關スル件

【通】(大正三年七月十七日衛發第一〇四號衛生局長ヨリ各地方長官ヘ) 賣藥法公布前免許ヲ受ケタル賣藥ニシテ公布後方名其他免許事項ヲ變更シタルモノハ法第二十五條ニ依リ取扱フヘキモノニアラス

【照】(大正三年七月二十四日廣島縣知事ヨリ衛生局長ヘ) 本月十七日付衛第一〇四號ヲ以テ賣藥法第二十五條ニ關シ御通牒相成候處右ハ豫テ免許ヲ受ケタル方名カ他ノ登録商標ト同一又ハ類似ノモノタルコトヲ發見シ已ムナク變更セル場合ノ如キハ之ヲ包含セサル義ト被存候ヘ共御意見如何哉何分ノ御回答相成度候

【答】(大正三年八月十五日衛生局長ヨリ) 本件ニ關シ客月二十四日衛第四一六三號ヲ以テ照會ノ趣了承右ハ御申越ノ如キ場合ト雖モ包含スル義ニ有之候

●賣藥法附則第二十五條ノ適用ニ就テ疑義ノ件

【照】(大正十一年二月二十日岡山縣知事ヨリ衛生局長ヘ) 左記一、二件ニ關シ疑義相生シ候條賣局ノ御意見承知致度候ニ付御回報相煩度

左記

一、賣藥法附則第二十五條ノ賣藥ニシテ其原料品免許當時ハ普通藥例ヘハアロテイシ銀ノ如キナリシモ昨年日本藥局方及内務省令第十八號ヲ以テ毒、劇藥並指定藥品改正ノ爲メ今日ニアリテハ指定藥品トナレルモノアリ如此藥品ヲ配伍スル賣藥ハ今後ノ取扱上同法第二十五條ニ該當セサルモノト認メ可然哉否哉
二、賣藥ノ原料品分量ヲ別記ノ如ク出願スルモノ有之候處「乃至」ノ二字ハ賣藥トシ且ツ取扱上妥當ヲ缺クモノト認メラレ候條總テ分量ハ限定明記セシムル必要アルモノト被存候ヘ共一應賣局ノ御意見承知致度

別記

- 一、アセトアニリド ○・一乃至○・五瓦
- 一、鹽酸キニーネ ○・二乃至○・三瓦
- 一、乳 糖 ○・五瓦

【答】(大正十一年四月十七日内務省衛生局長ヨリ) 大正十一年二月二十日衛第一〇七四號ノ一ヲ以テ御照會相成候賣藥ニ關スル件左記及回答候

一、賣藥法第二十五條ニ該當スル賣藥ノ含有藥品カ法令改正ノ爲毒藥、劇藥又ハ指定藥品トナリタルトキハ以後第二十五條ノ適用ヲ受ケサルモノトス
二、御意見ノ通

●賣藥法第二十五條ノ賣藥ニ關スル件

(大正十四年四月一日衛生局長通牒)

【照】(大正十四年三月十三日衛第三一三號高知縣知事ヨリ衛生局長ヘ)

賣藥法第二十五條ニ該當スル賣藥業者ニシテ法施行前免許ヲ受ケタル藥味ノ分量ヲ今回「メートル」法ニ例ル量ニ變更方願出タルモノ有之本件ニ關シテハ大正三年七月十七日發衛第一〇四號ノ御通牒ノ次第モ有之候本願ノ如キハ其分量ニ於テ何等變更ナク單ニ計量名稱ノミノ變更ニ止マリ御通牒ニ依ル所謂免許事項ハ包含セサル儀ト存シ候得共聊力疑義相生シ候條一應貴局ノ御意見承知致度此段及照會候也

【答】(大正十四年四月衛生局長ヨリ)

標記ノ件ニ關シ本年三月十三日付衛第三一三號ヲ以テ御照會ノ趣了承右ハ御意見通りニ有之候

●賣藥法第二十四條ニ該當スル賣藥業者同法公布後廢業シタル後其ノ資格有無ニ關スル件

(大正三年十一月內務省衛生局長ヨリ各地方長官ヘ)

【照】(大正三年十一月二十六日廣島縣知事ヨリ內務省衛生局長ヘ)

賣藥法第二十四條ニ該當セル賣藥業者ハ同法公布後一旦廢業スルモ同法第六條又第七條ノ規定ニ拘ラス更ニ新規賣藥ヲ調製發賣スルノ資格アリヤ否ヤ聊力疑義相生シ候條何分ノ御意見承知致度候

【答】(大正三年十一月三十日內務省衛生局長ヨリ)

本件ニ關シ(中略)御照會ノ趣了承賣藥法第二十四條ニ該當スル賣藥業者ハ同法公布後一旦廢業スルモ同法第六條第七條ノ規定ニ拘ラス更ニ新規賣藥ヲ調製發賣スルノ資格アルモノト存候

●賣藥業者ノ資格ニ關スル件

【照】(大正四年二月一日神奈川縣知事ヨリ衛生局長ヘ)

齒科醫師 何 某

右ノ者ヨリ別紙ノ通り賣藥營業出願有之候處法第六條ノ所謂醫師ハ醫師法ニ依ル醫師ノミニシテ獸醫、齒科醫等ヲ包含セサルモノト思料セラレ候得共本件取扱上貴局ノ御意見承知致度此段及照會候也

【答】(大正四年三月二十四日衛生局長ヨリ)

本件ニ關シ實警衛收第一四四一四號ヲ以テ照會ノ趣了承右ハ御意見ノ通りト存候

●賣藥營業者資格認定ニ關スル件

【通】(大正四年六月四日衛生局長ヨリ各地方長官ヘ)

賣藥營業者ノ資格ハ賣藥法第六條ニ明記スル處ナルカ就中藥劑師ヲ使用シテ當該資格ヲ得ル者ニ在テハ往々當初名ヲ使用ニ藉リテ其ノ資格ヲ獲得セントスル者又ハ中途ニ於テ叙上ノ状態ニ推移スル者ヲ輩出シ從ツテ法律ニ於テ資格ヲ限定セシ精神ヲ沒却スルニ至ルヤノ虞有之候條斯種營業者ノ願出ニ對シテハ左記ノ通處理可相成候

左記

一、當該資格ヲ得ル爲ニ使用スル藥劑師ハ其ノ他ニ於テ藥劑師ノ資格ニ伴フ業務ニ從事スル者ハ勿論苟クモ法ニ於テ之カ使用ニ依リテ營業資格ヲ認メタル目的ニ反スル種類並程度ノ職業ヲモ兼ヌル者タラサルコト

二、使用ニ關スル當事者間ノ契約證寫ヲ當該願書ニ添付セシムルコト

●賣藥免許手数料徴收ニ關スル件

【照】(大正六年二月大阪府知事ヨリ衛生局長へ)

賣藥法第十條ニ依リ免許事項ノ變更ヲ命シタル場合ニ當該營業者カ變更免許出願ニ際シテハ官廳ノ命令ニ依リ爲スヘキ行爲ナルヲ以テ賣藥法施行規則第五條ニ依ル手数料ヲ免シ然可哉ニ被存候得共聊カ疑義有之候條貴局ノ御意見御示煩度候

【答】(大正六年二月衛生局長ヨリ)

本月七日附衛甲第七〇八號ヲ以テ標記ノ件御照會ノ趣了承右ハ手数料ヲ免除スヘキモノニアラスト存候

●賣藥手数料ニ關スル件

(大正十三年七月衛生局長通牒)

【照】(大正十三年七月衛第一二號長野縣知事ヨリ内務省衛生局長へ)

賣藥營業者都市町村合併及戸番ヲ地番ニ改正シタル結果自然鑑札面ニ異動ヲ生スル場合有之右ハ當然無償ニ於テ書換下付致スヘキ儀ト被存候モ聊カ疑義相生シ候條一應貴局ノ御意見承知致度此段及照會候

【答】(大正十三年七月内務省衛生局長ヨリ)

本件ニ關シ本月三日發第一二號ヲ以テ御照會ノ趣了承賣藥免許證記載事項書換ノ場合ニハ其ノ理由ノ如何ヲ問ハス施行規則第五條ニヨリ書換手数料ヲ徴收スヘキモノト存シ候ニ付御承知相成度候

●限地開業醫ノ賣藥調製資格ニ關スル件

(大正七年八月内務省衛生局長ヨリ各地方長官へ通牒)

別紙

【照】(大正七年八月一日神奈川縣知事ヨリ内務省衛生局長へ)

賣藥法第六條ハ賣藥ノ調製販賣ニ關シ其第六條ニ於テ「〇〇醫ニ非サレハ云々」ト規定シ其ノ醫師タル資格ヲ有スル者ナルトキハ當然賣藥調製ノ權利ヲ有スル儀ニ有之從ツテ醫師法第十三條ノ一定地域ヲ限リテ醫業ニ従事スルコトヲ得ル所謂限地開業醫ト雖モ賣藥ノ調製販賣資格ヲ有スルカ如キモ一面限地開業醫ハ其開業ヲ許サレタル地域内ニ限リ醫業ヲ認メラル、法意ヨリ考フルトキハ賣藥ノ調製販賣權モ亦同地域内ニ於テノミ享有セラレ得ヘキ義ト思考セラレ候得共此點ニ關シ醫師法及ヒ賣藥法並其附屬令ニ徴シ據ルヘキ根據ナク聊カ疑義有之候條一應貴局ノ御意見承知致度此段照會候也

【答】(大正七年八月十四日内務省衛生局長ヨリ)

本件ニ關シ本月一日付午警衛收第九〇九五號ヲ以テ御照會ノ趣了承右ハ普通醫ト同一ニ御取扱相成度候